



天然記念物

燕島ウミネコ繁殖地

保存活用計画書

令和八年〇月

八戸市

序文

八戸市北東部の鮫町にある蕪島は、国の天然記念物に指定された著名なウミネコ繁殖地であるとともに、その頂上には蕪嶋神社が鎮座し、市内有数の観光地として賑わいを見せています。また、蕪島では鳥類研究者や鳥類研究機関等によるウミネコの調査が長年にわたり続けられており、鳥類調査の拠点としての一面も持ち合わせています。

ウミネコは魚群の上に集まる習性があり、古来より漁業者はこの習性を利用して漁場を見つけてきたことから、漁を知らせる鳥として格別な保護を受けてきました。

「蕪島ウミネコ繁殖地」が文化財指定を受けた大正 11(1922)年当時、蕪島は独立した島であり、弁財天が祀られて地域の信仰を集めていました。その後の蕪島は八戸港の開発や戦時中の埋立てにより陸続きとなり、戦後に埋立地に漁港や海浜公園等が整備されたことで、現在は観光や漁業など、複合的な役割を果たす場となっています。

陸続きとなった蕪島には、多くの人々が容易に訪れることができるようになると同時に、ウミネコを襲う天敵の侵入も問題となりました。このため地域住民により、ウミネコの観察マナーの呼びかけや、天敵対策をはじめとした地道な保護活動が長年続けられています。

こうした保護活動の甲斐あって、令和 4(2022)年に蕪島ウミネコ繁殖地は文化財指定 100 周年を迎えました。

指定 100 周年を記念して市が主催したシンポジウムには多くの方々にご参加いただき、その中で蕪島のウミネコや全国の海鳥を取り巻く現状について盛んな議論が交わされました。

シンポジウムを始めとした指定 100 周年記念事業の各種取り組みを経て、これまでの蕪島ウミネコ繁殖地の保全活用を見直し、さらに発展させていく機運が高まったことが、その年の天然記念物緊急調査事業と、それに続く保存活用計画策定事業につながります。

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査は、八戸市が令和 4(2022)年からを 2 年間にわたり実施し、蕪島におけるウミネコの生態や植生・地質について詳細な調査を行うとともに、今後の蕪島の保護のあり方について話し合いを行う場となりました。続く令和 6(2024)年からは、緊急調査事業で得た知見を活かして、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議を開催し、本繁殖地の保存活用計画の策定を進めておりました。

本保存活用計画の策定は、守り伝えていくべき本繁殖地の価値を明らかにし、幅広い層に伝えていくことを通して、蕪島に関わる人々が共通認識の下、将来にわたる蕪島ウミネコ繁殖地の保存と地域資源としての活用を図ることを目的としています。

本保存活用計画が、蕪島とそこで繁殖するウミネコに対して、市民がより親しみを持ち、深い理解を示すきっかけとなることを願います。

末尾になりましたが、本計画の策定に際し、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議委員の皆様をはじめ、地域関係者の皆様、文化庁、青森県教育庁、環境省ならびに関係各位に多大なご指導ご協力をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

令和 9 年〇月

青森県八戸市

例言

1. 本書は青森県八戸市に所在する天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」の保存活用計画書である。
2. 本計画の策定は八戸市が事業主体となり、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け、「(天) 蕪島ウミネコ繁殖地史跡等保存活用計画策定事業」として令和6年度から令和8年度にかけて実施した。
3. 本計画策定は文化庁文化資源政策・記念物課及び青森県教育庁文化財保護課の指導のもとに八戸市教育委員会社会教育課が事務局として実施した。
4. 本書の執筆編集は、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議における協議を踏まえ、八戸市教育委員会社会教育課文化財担当と検討会議委員が行い、検討会議の監修を受けた。
5. 本計画で「蕪島本島」は文化財指定当時に島として独立していた部分のことを指し、「島内」とは蕪島本島のうち海面と保護フェンスで囲まれた、現在、人の立入りが制限されている部分のことを指す。
6. 年号の表記は、和暦（西暦）年とした。
7. 本書執筆にあたり、使用した文献は巻末に記載した。

目次

第1章 計画策定の方針	7
第1節 計画の目的	7
第2節 検討会議の設置・経緯	7
(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議	7
(2) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議	8
第3節 八戸市の関連計画	11
第4節 保存活用計画の実施・発効日	11
第2章 周辺の自然・歴史・社会的環境	12
1 自然的環境	12
(1) 地理・地形	12
(2) 気候	12
(3) 植生	13
(4) 野生動物	14
2 歴史的環境	14
(1) 八戸市の概要	14
(2) 八戸市の文化財	16
(3) 蕪島ウミネコ繁殖地の歴史	20
3 社会的環境	23
(1) 交通	23
(2) 土地利用	23
第3章 天然記念物の指定概要	25
第1節 指定の状況	25
(1) 指定告示	25
(2) 指定説明文	25
(3) 管理団体	25
(4) 指定範囲	26
(5) 指定地の状況	27
第2節 指定に至る経緯	29
(1) 指定の経緯と社会情勢	29
(2) 指定に至る調査	30
第3節 指定後の動向	32
(1) 指定後の調査概要	32
(2) ウミネコの繁殖状況	46

第4章	本質的価値	56
第1節	本質的価値	56
(1)	繁殖規模について	56
(2)	地域の風土・文化による保護について	56
(3)	観察の容易さについて	56
第2節	燕島ウミネコ繁殖地を構成する諸要素	58
(1)	本質的価値を構成する要素	58
(2)	本質的価値に準ずる要素	58
(3)	その他の要素	59
第3節	指定地外の留意すべき要素について	60
第5章	現状と課題	61
第1節	保存管理の現状と課題	61
(1)	指定地全体に影響するもの	61
(2)	個別の構成要素の現状	61
第2節	活用の現状と課題	65
(1)	観光面における活用	65
(2)	教育面における活用	66
(3)	研究活動における活用	67
第3節	整備の現状と課題	68
(1)	保護監視所について	68
(2)	保護フェンスについて	68
(3)	看板について	69
第4節	運営・体制の整備の現状と課題	71
(1)	八戸市の体制について	71
(2)	地域の関係団体・関係者について	71
(3)	研究者・研究機関等について	71
(4)	関係法令を所管する行政機関について	72
第6章	大綱・基本方針	73
第1節	大綱	73
第2節	基本方針	73
(1)	保存管理	73
(2)	活用	73
(3)	整備	73
(4)	運営・体制の整備	73

第7章	保存管理の方向性と方法	74
第1節	方向性	74
第2節	方法	74
(1)	保存管理のための地区区分	74
(2)	保存管理の方法	76
(3)	追加指定及び公有化について	77
(4)	現状変更等の取扱い	78
(5)	本繁殖地に適用される関連計画及び法令の概説	87
第8章	活用の方向性と方法	90
第1節	方向性	90
(1)	観光	90
(2)	教育	90
(3)	調査・研究	90
第2節	方法	90
(1)	観光	90
(2)	教育	90
(3)	調査・研究	91
第3節	観察マナーの周知について	91
第9章	整備の方向性と方法	93
第1節	方向性	93
第2節	方法	93
(1)	保護監視所	93
(2)	保護フェンス	93
(3)	看板	93
第10章	運営・体制の整備の方向性と方法	94
第1節	方向性	94
第2節	方法	94
第11章	各施策の計画・実施	96
第12章	経過観察	97
第1節	方向性	97
第2節	方法	97
(1)	自己点検	97
(2)	次期保存活用計画策定	99

第13章 おわりに	100
引用・参考文献	101
資料編	107
第1節 関連計画抄録	107
(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4年4月1日 青森県）抜粋	107
(2) 三陸復興国立公園公園計画書・種差海岸階上岳地域管理運営計画書 （平成28年3月）抄録	113
第2節 天然記念物の現状変更に係る諸法令	116
(1) 文化財保護法第125条第一項	116
(2) 特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等に許可申請等に関する規則第4条	116
(3) 文化財保護法施行令第5条	117
(4) 文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について （平成一二年四月二八日 文部大臣裁定）	118
第3節 天然記念物の現状変更に係る申請書式	122
(1) 現状変更許可申請書	122
(2) 現状変更終了報告	124
(3) 史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書 （別記様式第17号）	125
第4節 令和5年度「(天)蕪島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業」調査データ	126

第 1 章 計画策定の方針

第 1 節 計画の目的

ウミネコ(学名：*Larus crassirostris*)は、チドリ目カモメ科カモメ属の海鳥である。本種は白と黒の明確なコントラストを示す羽毛に黄色の脚と嘴を持ち、尾羽に黒帯があることにより他種のカモメ属と区別される。

ウミネコは極東ロシアや中国、朝鮮半島、日本の沿岸に分布し、かつて国内では一般的に見られる海鳥種であった。八戸市においても、ウミネコは「八戸市民の鳥」として指定され、広く八戸市民に親しまれている。しかし、近年においては国内各地で繁殖個体数の急減が報告され、令和 8 (2026) 年 3 月には絶滅危惧Ⅱ類として環境省レッドリスト・レッドデータブックに登載された。

八戸市の北東部に位置する「蕪島」は、ウミネコの集団繁殖地として著名であり、現在も国内屈指の繁殖規模を誇っている。蕪島は海鳥の生態を間近で観察できる貴重な場所であること等が評価され、蕪島とその周囲一帯が大正 11 (1922) 年 3 月に「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地」として国の天然記念物に指定され、文化財として保護されるようになった。

指定当時には独立した島であった蕪島は、のちの埋立てにより陸繋島となり、現在は全国の国指定のウミネコ繁殖地の中で唯一、陸路で来訪して繁殖の様子が観察できる場所として市内有数の観光地となっている。

陸繋島となってからの蕪島は、指定範囲内での生業や繁殖地の観光利用が活発になり、以前よりも人の営みと密接な関係性を持つようになった。このため、繁殖地保護と生業・観光といった活用の両立が課題となり、地域関係者・学識者・行政等による協議を経て、平成 13 (2001) 年 3 月に『天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」保存活用協議会報告書』が取りまとめられた。

しかし、これは行政的強制力を持たないものであったため、上記協議会から 20 年以上が経過した令和 6 (2024) 年、八戸市では平成 31 (2019) 年施行の改正文化財保護法に基づく「天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画」(以下、本計画)の策定に着手した。

本計画は、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地(以下、「本繁殖地」または「蕪島ウミネコ繁殖地」)の価値を明確に示すとともに、保存管理、活用、整備、そして運営・体制の整備について明確な方針及び方法を定め、市民と行政が共通認識を持って自然環境及び社会環境の変動に対応し、将来にわたるウミネコの繁殖活動の保護と繁殖地の保全を図ることを目的とする。

第 2 節 検討会議の設置・経緯

(1) 天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議

本計画策定前の令和 4 (2022) 年度から令和 5 (2023) 年度において、八戸市では、本繁殖地におけるウミネコの繁殖と植生の関係を把握するための調査を行うとともに、有識者及び地元関係者からなる「八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地緊急調査検討会議」を設置し、調査方法の検討、調査結果の報告のほか、獣害の状況等について意見交換を行った。

この調査の結果、営巣時点でのアブラナの背丈の高さは営巣数を減らし、営巣時点でのアブラナの密度の高さは営巣数を増やす影響があることが示された。本調査の結果は会議の承認を経て報告書としてまとめられ、八戸市ホームページ(蕪島ウミネコ繁殖地環境調査の結果について <https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shakaikyoikuka/bunka/2/19550.html>)で公開している。

(2)天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

本計画の策定にあたり、令和6(2024)年5月に「八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議」を設置し、本繁殖地の保存と活用等についての意見交換と計画全体の検討を行った。本会議における委員の構成は表 1-1 のとおりである。

表 1-1. 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の構成

区分		氏名(在職年度)	役職等(在職時)
有識者	会長	幸丸 政明(R6～R8)	岩手県立大学 名誉教授
	副会長	高橋 晃(R6～R8)	八戸市文化財審議委員(植物分野)
	委員	成田 章(R6～R8)	青森県立青森豊学校 校長 ウミネコ研究者
	委員	富田 直樹(R6～R8)	公益財団法人山階鳥類研究所 研究員
	委員	進藤 順治(R6～R8)	北里大学獣医学部 教授
	委員	鮎川 恵理(R6～R8)	八戸工業大学工学部 教授
地元関係者	委員	高村 博現(R6～R8)	一般財団法人 VISIT はちのへ 観光振興部長 兼 郷土芸能祭り推進課長
	委員	野澤 俊雄(R6～R8)	蕪島神社 宮司
	委員	佐々木 真悦(R6～R8)	鮫町連合町内会長
	委員	関野 稔(R6～R8)	八戸鮫浦漁業協同代表理事組合長
	委員	石戸 宏明(R8)	
文化庁文化資源政策・記念物課(天然記念物部門)	指導機関		
環境省八戸管理官事務所	関係機関		
青森県教育庁文化財保護課	指導機関		
八戸市観光文化スポーツ部観光課	関係機関		
八戸市教育委員会社会教育課	事務局		

会議の規則は次のとおりである。

令和6年3月27日 教育委員会規則第6号

八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市附属機関設置条例(平成25年八戸市条例第6号)第3条の規定に基づき、八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議(以下「検討会議」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 検討会議は、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、前条に規定する職務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき検討会議の会長の職務は、教育長が行う。

2 検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 検討会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

(附則)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

会議の経過は次のとおりである。

○令和6年度 第1回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和6年6月27日(木) 14:00～15:30

場所：八戸市庁本館3階議会第一委員会室

内容：委嘱状交付、会長・副会長選出、議事(保存活用計画の策定について、令和6年度調査内容について)

○令和6年度 第2回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和6年10月15日(火) 14:00～15:30

場所：八戸市庁本館3階議会第一委員会室

内容：議事(保存活用計画の進捗について)

○令和6年度 第3回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和7年3月18日(火) 14:00～15:30

場所：八戸市庁本館地下研修室

内容：議事(令和6年度調査の結果について、保存活用計画の進捗について)

○令和7年度 第1回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和7年7月24日(木) 13:30～15:30

場所：YS アリーナ八戸 小会議室 7・8

内容：議事(保存活用計画の素案について、傷ついたウミネコの取り扱いについて、保存活用計画上の引用文献のアーカイブ化について)

○令和8年度 第1回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和8年6月8日(月) 13:30～15:30

場所：八戸市庁本館地下研修室

内容：議事(委員の解嘱について、素案の編集方針について、蕪島の指定範囲について、本質的価値について、保存管理の方向性と方法について、運営・体制整備の方向性と方法について、保存活用計画策定スケジュールについて)

○令和8年度 第2回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和8年7月17日(金)～令和8年7月27日(月)

場所：書面開催

内容：議事(天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画書(案)について)

○令和8年度 第3回 八戸市天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議

日時：令和8年 月 日()

場所：

内容：議事(パブリックコメントの結果について ほか)

第3節 八戸市の関連計画

○第7次八戸市総合計画（計画期間 令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）

第7次八戸市総合計画では「自然環境の保全」と「史跡・名勝・文化財の保存・整備・活用」という二つの施策の中で例として本繁殖地を挙げている。

「自然環境の保全」の施策の内容は、自然保護団体や協力事業者との連携による自然保護活動を推進するとともに、市民が自然に触れ合える環境づくりに取り組むことである。

「史跡・名勝・文化財の保存・整備・活用」の施策の内容は、文化財等の適切な保存・整備や活用、確実な継承に取り組むとともに、文化財等有する魅力を国内外に発信することである¹⁾。

○第3期八戸市教育振興基本計画（計画期間 令和6（2024）年度～令和10（2028）年度）

第3期八戸市教育振興基本計画では、「文化財等の保存と活用の充実」という施策で本繁殖地の保護事業を主な事業として挙げており、施策の方向性を文化財等の適切な保存管理を推進するとともに、広く周知するための活用を図るとしている²⁾。

○はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～ （計画期間 令和4（2022）年度～おおむね10年間）

はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～では、文化財全体への施策として、種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他保存に必要な措置を講じ、適切な状態での保存・継承を図るほか、市民や観光客等が文化財の価値を正しく認識し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の公開・活用・発信に取り組むとしている³⁾。

○八戸市緑の基本計画（計画期間2023（令和5）年～2043（令和25）年）

都市緑地法に基づく緑の基本計画は、八戸市の緑地の保全及び緑化の推進について、その目標と実現のための施策等を定めている。

この中で蕪島周辺は、日本最大のウミネコの繁殖地として保護保全を図るとともに、自然環境との調和に配慮し、レクリエーション機能や観光機能の充実に努める地域として、地域との協働を図りながら環境の保全を進める計画としている⁴⁾。

第4節 保存活用計画の実施・発効日

本計画は令和9年〇月から施行し、令和19年〇月までを期限とする。

第2章 周辺の自然・歴史・社会的環境

第1節 自然的環境

(1) 地理・地形

八戸市は、太平洋を臨む青森県東南部の、岩手県から広がる北上山地と青森県南東部をなす上北平野の境界に位置する。市の地形を大別すると、市域の多くを占める海岸段丘と、馬淵川をはじめとした河川が段丘を分断して形成した沖積平野、並びに海岸低地に区別される¹⁾。

海岸段丘は、砂礫等が堆積した海底の隆起と風雨や波浪による陸地の浸食が同時に起こることにより生じる平坦な段丘面と、隆起した海底が波浪により浸食されて生じる段丘崖によって形成された台地状の地形である。海底の隆起が続くことにより段丘は層を重ねてゆき、市域の海岸段丘は細分すると最大7層にも上る²⁾。これは八戸地域が長きにわたり隆起してきたことにより形成されたものであり、層を成す段丘構造は、特に鮫駅周辺や種差海岸において、顕著に見ることができる。

市域の海岸は、市北端から始まり、一部に砂浜海岸を残す市川海岸、河原木の三菱製紙工場から鮫漁港まで続く人工海岸の八戸港、蕪島を起点に岩礁や海崖、湿地と砂浜が複雑に組み合わされた自然海岸である種差海岸の三地域に分類される¹⁾。

八戸沖は三陸海岸沖に流れる寒流の親潮と暖流の黒潮、そして日本海を北上する対馬暖流が津軽海峡を通過して沿岸を南下する津軽暖流が交差する潮目となっている。このため、寒流系及び暖流系の魚類が集まることによって、魚種や個体数が豊富であり、海鳥が多く生息できる自然環境となっている¹⁾。

種差海岸の北端に位置する蕪島は、ウミネコの一大繁殖地としての自然環境や、島とその周囲に広がる変化に富んだ海岸景観などが評価され、平成25(2013)年には三陸復興国立公園の最北端として編入されるとともに、日本ジオパークとして認定された「三陸ジオパーク」最北端に位置するジオサイトとして登録されている。

(2) 気候

八戸市の気候は、夏は6～8月にかけて吹く偏東風(ヤマセ)のため冷涼で、冬は晴天が多く乾燥している。また、北東北にありながら降雪量が少なく、日照時間が長いことも特徴となっている¹⁾。

3月、八戸地方は‘彼岸ジャラク’と呼ばれる湿った大雪に幾度か見舞われる。この嵐が落ち着くと本格的な春を迎え、4月から5月にかけて周期的に通過する移動性高気圧は、放射冷却を起こし遅霜の被害を与えることがある。6月に入ると東寄りの風が目立つようになり、このヤマセが8月まで強く吹き続けると冷害をもたらす¹⁾。

秋雨前線が停滞する9月、降水量が非常に少なく寡雨地域である八戸市でも、この時期に年間の降水量が最大となる。10月、天候は周期的に変化して初霜が降り、11月には初氷と初雪がみられ、次第に冷たい北西の季節風が吹きつけるようになる。12月、西高東低の冬型の気圧配置が強まり、1月から2月にかけて北西風がさらに威力を増して氷点下の日もみられ

るが、積雪は20cm前後と多くはない。

八戸市の気候は年間をとおして以上のように変化し、令和7(2025)年も概ね同様に推移しているが(図2-1)、中でも夏季の天候は年によって大きく異なるという特徴がある。ヤマセが強い年に起こる飢餓(ケガジ)は、江戸時代の記録にも度々登場し、現在も冷害に見舞われることがある¹⁾。

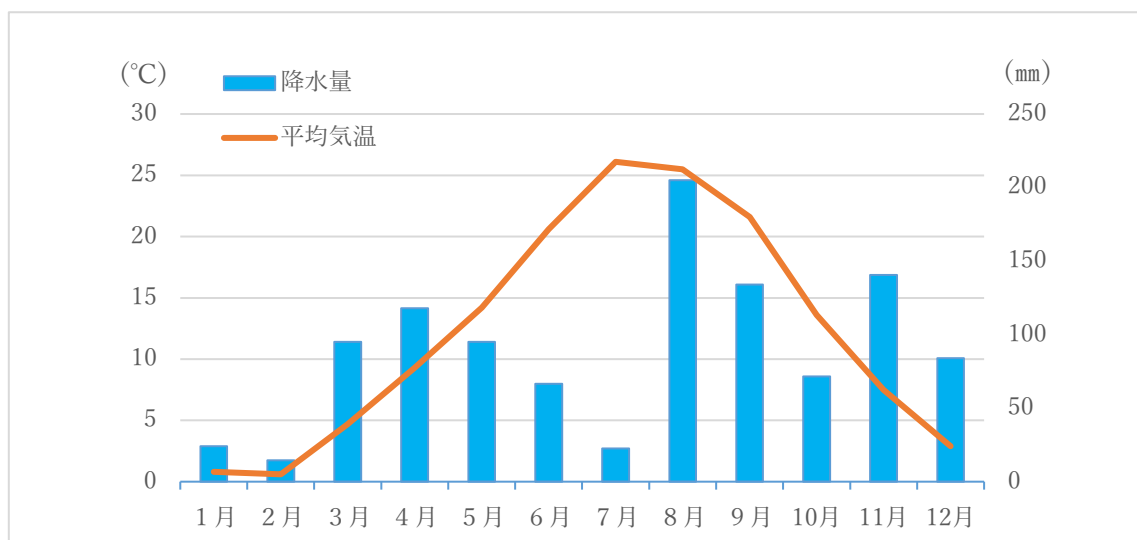


図2-1. 令和7(2025)年八戸市の気温と降水量³⁾

(3) 植生

環境省自然環境基礎調査植生調査第2－5回(1/5万)植生図および第6－7回(1/2.5万)植生図⁴⁾によると、八戸市中心部の市街地の周辺には、「畑地雑草群落」、「アカマツ植林」、「牧草地」、「ススキ群団」など人為的影響を受けた植物群落が多い。尻内周辺など西部では、「水田雑草群落」が馬淵川水系沿いに広がる。丘陵地では、「アカマツ植林」がもっとも広い面積で存在し、「カシミザクラコナラ群落」、「カラマツ植林」などの人為的影響を受けた森林が多く、階上岳の「カシワミズナラ群落」のような自然林の分布は南郷地域も含めて限られている。

海岸では、港湾以外は「コハマギク群落」や砂浜などの自然裸地、「砂丘植生」、「ハマオトコヨモギコハマギク群集」のような海岸に特有の自然植生が維持されており、そのほかに「シバ群団」のほか、「クロマツ植林」や「ススキ群団」などが成立している。

蕪島において令和4(2022)年度に実施した環境調査の結果、蕪島のフェンス内はアブラナ、ヨシ、カモガヤが優占しており、八戸市内の一般的な海岸とは異なった植生分布となっていた。これは島の周囲が岩礁で囲まれていることや、当地で繁殖するウミネコの糞による土壌の富栄養化が影響していると考えられる⁵⁾。

(4) 野生動物

鳥類については、平成元(1989)年時点で八戸市に 44 科 173 種生息しているとされており、平成 17(2005)年においてはカモメ科、カモ科、タカ科、ホオジロ科などを含む 51 科と増加している¹⁾。市内の海岸・沿岸地域、河川・湖沼・湿原地域、水田地域、草原・疎林地域、森林地域、市街地周辺でそれぞれの環境に適合する鳥類を観察することができる¹⁾。

哺乳類については、トガリネズミ科、モグラ科、キクガシラコウモリ科、ヒナコウモリ科、オナガザル科、ウサギ科、リス科、ヤマネ科、ネズミ科、クマ科、イヌ科、イタチ科、ウシ科の 13 科 28 種が陸上に生息している¹⁾。

魚類については、56 科が八戸港で水揚げされている¹⁾。令和 5(2023)年の水揚げ高は 37,605 t であり、全国で 14 位となっている。このうち、イワシが 19,632 t、イカが 6,452 t、サバが 3,407 t を占めている⁶⁾。

蕪島は、ウミネコの大規模な集団繁殖地である。ウミネコは八戸市においては一般的にみられる鳥類種であるが、令和 8(2026)年 3 月には環境省レッドリスト・レッドデータブックに記載されるなど、全国的に多くの繁殖地でその繁殖規模が縮小していることから、本繁殖地での繁殖が種としてのウミネコに与える影響は相対的に大きくなっていると考えられる。

令和 4 年度に実施した環境調査においては、本繁殖地における鳥類調査も実施された。調査報告書によると、4 月から 7 月までの間にウミウやオオセグロカモメなどの海鳥や、渡りの途中に蕪島を訪れるシギ類を含む 23 種の鳥類が観察された⁵⁾。その中でも、ウミネコの他に繁殖している種として、ハクセキレイ、カワラヒラ、スズメ、ハシボソガラスが確認された⁵⁾。また、ハヤブサはウミネコを捕食する様子が観察された⁵⁾。

第 2 節 歴史的環境

(1) 八戸市の概要

八戸市には旧石器時代から近世まで各時代の遺跡が数多く存在しており、連綿と人々の生活が営まれていたことがうかがえる。

旧石器時代の遺跡は新井田川左岸に田向冷水遺跡があり、今から 2 万～2 万 4 千年前のものと考えられている⁷⁾。

縄文時代は草創期から遺跡が見られ、早期・前期・中期・後期・晩期まで段丘上や丘陵地に多くの遺跡が分布し、続く弥生時代にも集落跡が見つまっている⁷⁾。

古墳時代から平安時代、八戸地域は中央政府に組み込まれない「エミシ」とよばれる人々が住む地域であった。飛鳥～奈良時代になると馬淵川流域を中心に多くの集落がみられるようになり、馬淵川右岸の丘陵に末期古墳と呼ばれる群集墳が営まれる⁷⁾。

鎌倉時代、八戸地域を含む青森県東部から岩手県北にかけての地域は糠部郡と呼ばれた北条氏の得宗領が広がっていた⁷⁾。

南北朝時代になると、北畠氏による陸奥支配の一環として南部師行が糠部郡を支配し、建武元(1334)年に根城に城を築いたと伝えられる⁷⁾。根城はその後約 300 年間根城南部家の居城として機能した。

室町期以降、根城南部家の勢力は徐々に弱まり、盛岡藩領として元和 4(1618)年に盛岡南

部家の南部利直より八戸根城廻など1万2千5百石を安堵された⁷⁾。

寛永4(1627)年、根城南部家は南部利直の命により岩手県の遠野へと転封となり、八戸地域は代官所の支配となる⁷⁾。八戸の城下はこの代官所支配の時代に町割りがなされたといわれている⁷⁾。寛文4(1664)年、盛岡藩主南部重直が世継ぎを決めないまま死去したことにより、幕府は弟重信に盛岡8万石、同じく直房に八戸2万石を与える裁定を下した。これにより、盛岡藩領から合わせて83か村が分割され八戸藩が誕生した⁸⁾。

藩政期の八戸は、領内の商業の中心地として発展し、特に東廻り航路の重要な湊となった。文政2(1819)年から始まる藩政改革により八戸藩の海運は飛躍的に発展し、大豆・鰯鰯粕・干鰯・鉄などが江戸およびその周辺の都市にも運ばれた⁸⁾。藩政期の漁業の発達や港湾の賑わいは、明治以降の港湾都市・産業都市としての発展へと連なるものであり、近代八戸の発展の基礎が築かれた。

近代化の波が押し寄せる明治維新後、明治22(1889)年に町村制により八戸町となり、同24(1891)年には東北本線が開通、現在の八戸駅が設けられた。昭和4(1929)年、八戸町・小中野町・湊町・鮫村の3町1村が合併し、人口約5万2千人の八戸市が誕生した⁹⁾。その後、昭和29(1954)年から昭和33(1958)年に行われた近隣町村との合併や、⁹⁾平成17(2005)年の南郷村との合併を経て、令和8年3月末現在の人口は211,133人となっている。

海から拓け、海とともに発展してきた八戸市は、大正8(1919)年の鮫港修築事業に始まり、昭和35(1960)年の特定第三種漁港への指定、昭和39(1964)年の新産業都市への指定⁹⁾などを経て東北地方有数の水産・工業都市としての基盤を築いた。

時代が平成に移り変わると、平成14(2002)年の東北新幹線八戸延伸により八戸市の知名度は全国区となる。一方、新幹線の発着する八戸駅の西口周辺は旧来より農村地域であり、都市機能施設が未整備であった。このため市は、八戸駅周辺地区を北奥羽圏域の玄関口として相応しいものとするため、平成9(1997)年より八戸駅西土地地区画整理事業を開始した。この事業により八戸駅西口は駅前広場をはじめとした区画整理が進み、かつての農村風景は大きく姿を変えた。平成31(2019)年からは八戸駅西地区まちづくり計画に基づいた整備事業が開始され、スマートシティを志向したまちづくりが進められている。

八戸駅から八戸線を経由して20分ほどの距離に所在する八戸市の中心街においては、新幹線延伸を機に民間企業による「八戸屋台村みろく横丁」がオープンし、現在も中心街の顔として賑わいを見せている。平成23(2011)年には市による「八戸ポータルミュージアムはっち」の開業をはじめとした、中心市街地の魅力向上に向けたまちづくりが進められている。

平成23(2011)年、東日本大震災が発生し、東北・関東地方の太平洋側を中心に津波による甚大な被害が生じ、多くの人命が失われた。八戸市においても沿岸部の港や工業地帯・農地を中心に大きな被害を受けたものの、令和8年現在は復興を遂げ、北東北の中核都市として発展を続けている。

(2) 八戸市の文化財

令和 8 (2026) 年 7 月末現在、当市には、後世に引き継ぐべき重要な文化財が全体で 144 件ある。以下、国指定文化財は表 2-1、県指定文化財は表 2-3、市指定文化財は表 2-4 のとおり示す。

表 2-1. 国指定文化財一覧(登録文化財含む)

区分	種 別	名 称	員 数	指定年月日
国 宝	工芸	赤糸威鎧・兜・大袖付・附唐櫃	1 領	昭 28.11.14
		白糸威褰取鎧・兜・大袖付・附唐櫃	1 領	昭 28.11.14
	考古	土偶	1 箇	平 21. 7.10
重 要 文 化 財	建造物	清水寺観音堂 附棟札 3 枚	1 棟	昭 55. 1.26
		櫛引八幡宮本殿・旧拝殿・末社神明宮本殿・末社春日社本殿・南門、附鰯口	5 棟	平 5. 4.20
	工芸	紫糸威肩白浅黄鎧・兜・大袖付	1 領	昭 25. 8.29
		唐櫃入白糸威肩赤胴丸・兜・大袖付	1 領	昭 25. 8.29
		兜・浅黄威肩赤大袖二枚付	1 頭	昭 25. 8.29
	考古	青森県是川遺跡出土品	963 点	昭 37. 2. 2 平 23. 2. 7
		青森県風張 1 遺跡出土品	663 箇	平 9. 6.30
		青森県丹後平古墳群出土品	195 点	平 30.10.31
		青森県櫛引遺跡出土品	83 点	令 5. 6.27
文 化 財 民 俗	重要有形民俗文化財	八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋	1,383 点 1 棟	平 5. 4.15
	重要無形民俗文化財	八戸のえんぶり		昭 54. 2. 3
		八戸三社大祭の山車行事		平 16. 2. 6
記 念 物	史跡	根城跡 (18.5 万㎡)		昭 16.12.13 平 23. 2. 7
		是川石器時代遺跡 ※世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産 (22.1 万㎡)		昭 32. 7. 1 平 16. 9.30 平 25.10.17 平 28.10. 3 令 7.3.10
		長七谷地貝塚 ※世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」関連資産 (3 万㎡)		昭 56. 5.25
		丹後平古墳群 (7,000 ㎡)		平 11. 1.14
	名勝	種差海岸 (880 万㎡)		昭 12.12.21
	天然記念物	蕪島ウミネコ繁殖地		大 11. 3. 8
美 術 品 重 要	書跡	徳川家康自筆日課念仏	1 巻	昭 8.10.31
		徳川家康自筆日課念仏	1 巻	昭 8.12.14
		徳川家康自筆日課念仏	1 巻	昭 8.12.14
登 録 文 化 財	有形文化財	旧河内屋橋本合名会社	1 棟	平 10.12.25
		更上閣主屋	1 棟	平 15.10.17
		更上閣門	1 棟	平 15.10.17
		新むつ旅館本館	1 棟	平 19. 5.29
		旧島守発電所本館	1 棟	平 21.11.19
		旧島守発電所水槽	1 基	平 21.11.19
		旧島守発電所水圧鉄管路	1 所	平 21.11.19
		旧島守発電所余水路	1 所	平 21.11.19
		八戸酒造店舗兼主屋	1 棟	平 22. 9.10

	八戸酒造北蔵	1 棟	平 22. 9. 10
	八戸酒造文庫蔵	1 棟	平 22. 9. 10
	八戸酒造西蔵	1 棟	平 22. 9. 10
	八戸酒造煉瓦蔵	1 棟	平 22. 9. 10
	八戸酒造煉瓦塀	1 棟	平 22. 9. 10

表 2-2. 青森県指定文化財

区分	種 別	名 称	員数	指定年月日
県重宝	建造物	八戸城角御殿表門 附棟札 3 枚	1 棟	昭 56. 4. 18
		南宗寺山門	1 棟	平 3. 3. 13
		新羅神社本殿、拝殿	2 棟	平 3. 3. 13
		旧八戸小学講堂	1 棟	平 3. 3. 13
		大慈寺(松館)山門 附棟札 1 枚	1 棟	平 21. 2. 18
		対泉院山門	1 棟	平 29. 8. 16
		大慈寺(糠塚)本堂・山門・経蔵	3 棟	平 30. 8. 20
		小田八幡宮八脚門	1 棟	令 6. 4. 8
	工芸	鎧櫃	1 個	昭 31. 5. 14
		日本刀 銘 「奥観寿藤原吉廣」	1 口	昭 43. 4. 5
		鰐口 応永十二年銘	1 口	昭 46. 9. 6
		日本刀 銘 「備州長船幸光」	1 口	昭 46. 9. 6
		菊牡丹唐草轡十字紋蒔絵漆器	13 点	平 18. 2. 1
		唐草南部鶴紋蒔絵漆器	12 点	平 18. 4. 19
		南部鶴紋蒔絵漆器	7 点	平 18. 4. 19
	彫刻	舞楽面	9 面	昭 46. 9. 6
		木部天部立像	1 軀	令 7. 4. 9
	書跡	新編文林全集	1 部10冊	昭 31. 5. 14
	歴史資料	湊家文書	11 通	昭 47. 4. 6
		天保三辰ヨリ七カ年凶作日記 (内題「市川日記」)	1 巻	平 8. 5. 22
		遠山家日記	111 点	平 28. 8. 15
		刊本自然真営道	3 巻	令 5. 4. 12
		棟札 「明德五年」 銘	1 枚	昭 30. 1. 7
		八戸藩日記	613 冊	令 8. 4. 8
	考古資料	縄文式甕形土器	1 個	昭 31. 5. 14
		縄文式土器	1 個	昭 34. 10. 6
		縄文式板状土偶	1 個	昭 47. 4. 6
		鹿島沢古墳群出土品(一括)	63 点	平 14. 4. 17 令 6. 4. 8
民俗文化財	県無形民俗文化財	南部駒踊		昭 34. 10. 6
		加賀美流騎馬打毬		昭 47. 3. 15
		鮫の神楽		昭 55. 10. 21
		法霊神楽		昭 61. 2. 4

記念物	県史跡	八戸南部家墓所		昭 30. 1. 7
		一里塚	1 基	昭 36. 6. 10
		餓死萬霊等供養塔及び戒壇石	2 基	昭 63. 1. 16
		一里塚	1 基	昭 37. 6. 29
		一里塚	2 基	昭 37. 6. 29
		一里塚	2 基	昭 37. 6. 29
	県天然記念物	カヤの木	1 本	昭 42. 1. 11

表 2-3. 八戸市指定文化財

区分	種 別	名 称	員 数	指定年月日
有形文化財	建造物	旧八戸城東門	1 棟	平 5. 6. 3
	絵画	八戸二十景屏風	4 曲 1 隻	昭 34. 9. 15
		名花十二客図屏風	6 曲 1 双	平 10. 6. 23
	彫刻	阿弥陀如来像	1 軀	昭 48. 4. 13
		地藏菩薩像	6 軀	昭 48. 4. 13
		地藏菩薩像	1 軀	昭 48. 4. 13
		毘沙門天像	1 軀	昭 48. 4. 13
		五智如来像	1 軀	昭 48. 4. 13
		地藏菩薩像	1 軀	昭 48. 4. 13
		魚籃観音菩薩像	1 軀	昭 48. 4. 13
		地藏菩薩像	1 軀	昭 48. 4. 13
		大黒天像	1 軀	平 20. 9. 1
	工芸	海有鞍・両咲鍔及び障泥	和鞍 1 式	昭 34. 9. 15
		千両箱	1 個	昭 34. 9. 15
		御拝領御鏡	1 個	昭 34. 9. 15
		杉戸・桐戸	15 枚・2 枚	昭 38. 9. 26
		二十五条袈裟	1 肩	昭 38. 9. 26
		青銅擬宝珠	8 個	昭 54. 9. 6
		本小札勝色威二枚胴具足・附具足櫃	1 領	昭 56. 4. 28
		旧八戸藩主軍装用具	1 式	昭 56. 4. 28
		梨子地螺鈿金装太刀	1 口	昭 56. 4. 28
		日本刀 銘 「精壮斎宗有」	1 口	昭 61. 2. 21
	書 跡 典 籍 古文書	八戸藩領内境塚大絵図	1 部	昭 34. 9. 15
		八戸城内図(古御殿絵図面)	1 部	昭 34. 9. 15
		八戸城内図(新規御普請御殿絵図面)	1 部	昭 34. 9. 15
		八戸藩政時代市街図(八戸藩城下町図)	1 部	昭 34. 9. 15
		陸奥国三戸郡八戸町全図	1 部	昭 34. 9. 15
		八戸藩初代直房公領地御拝領之節御札御奉書	1 部	昭 34. 9. 15
		八戸藩二代直政公御家督之節御札御奉書	1 部	昭 34. 9. 15

		八戸藩二代直政公御遺訓(直政書)	1 部	昭 34. 9. 15
		奥南温古集	10 冊	昭 34. 9. 15
		写経紺紙金泥法華經一部	8 卷	昭 48. 1. 24
		福土文書	11 通	昭 48. 1. 24
		真法弟算記	2 卷	平 14. 1. 24
		諸国神社仏閣掛所算術	1 冊	平 14. 1. 24
	歴史資料	欄間	2 間	昭 48. 1. 24
		和算用算木	2 組	昭 48. 1. 24
		算額	1 枚	昭 48. 1. 24
		万年暦	1 枚	昭 48. 1. 24
		乙因追善俳諧献額	1 双	昭 54. 1. 19
		千風庵百々評俳諧献額	1 双	昭 54. 1. 19
		千石船万徳丸図	1 幅	昭 56. 4. 28
		鬼瓦	3 個 1 式	平 5. 6. 3
		五梅庵畔李公「国光の発句」献額	1 枚	平 17. 11. 1
文化財	無形文化財	八戸藩伝神道無念流居合		平 3. 10. 14
民俗文化財	無形民俗文化財	泉清水えんぶり		昭 53. 4. 1
		中野神楽		昭 53. 4. 1
		大平大神楽		昭 53. 4. 1
		島守小学校神楽		昭 53. 4. 1
		島守駒踊		平 11. 7. 1
		島守虎舞		平 15. 12. 5
		白銀四頭権現神楽		平 28. 6. 1
		八太郎おしまこ		平 30. 8. 1
	有形民俗文化財	清水寺奉納絵馬	51 枚	昭 48. 1. 24
		太公望と屋台一式	1 体 1 台 1 枚	平 15. 7. 29
		武田信玄と屋台一式	1 体 1 台 1 枚	平 15. 7. 29
		享保六年記年銘鉢先	1 振	平 15. 7. 29
		神功皇后と武之内宿禰	2 体 1 枚	平 15. 7. 29
		為朝と嶋人	3 体 1 体	平 15. 7. 29
記念物	史跡	敷石供養塔	1 基	昭 48. 1. 24
	天然記念物	杉の木	3 株	昭 48. 1. 24
		アカマツの木	1 株	平 6. 1. 31
		イチイの木	1 株	平 4. 1. 31
		クリの木	1 株	平 4. 1. 31
		モミの木	3 株	平 4. 1. 31
		イチイの木	1 株	平 4. 1. 31

(3) 蕪島ウミネコ繁殖地の歴史

蕪島の歴史は、島の頂上に位置する蕪嶋神社の歴史とも深く関わっているため、以降蕪島神社の歴史と併せて述べていく。

蕪島では、今から約 7,000 年前の縄文時代早期から人の生活の痕跡が確認されている。昭和 30(1955)年に縄文の遺跡であることが明らかとなり、当時青森県文化財審議委員であった音喜多富寿指導の下、市川金丸らにより断続的に遺物の表面採集等の確認調査が行われた。その結果、縄文早期中葉の貝殻紋土器や続縄文土器、石錘などが確認され、昭和 37 年(1962)には「蕪島遺跡」として青森県遺跡地名表に登録された。登録当時は数少ない縄文時代早期の遺跡として注目を集めており¹¹⁾、その後現在に至るまで、掘削を伴う工事等が発生する場合には、遺構の保護が必要な領域となっている。

中世においては、『創建七百年記念誌蕪嶋神社』によると永仁 4(1296)年に工藤祐時(犬房丸)の一族により「蕪嶋大明神本地辨財天」が祀られたとされている。このように蕪島は古来より信仰の対象であったことがうかがえる。またウミネコは魚群の所在を示すことから、漁業者から信仰の対象とされていた¹²⁾。

「蕪島」の表記が公的な記録で初めて確認されるのは、藩政時代の『八戸藩目付所日記』における寛文 7(1667)年、十一月廿一日条の「一、先達而、鳥屋部左内上乘之御船下着、蕪嶋へ着岸、何も御荷物ハ目録、神田七郎左衛門方より女鹿勘五郎方へ参」という記述である。

藩政時代、新井田川河口の八戸(川口)湊では、水深の関係で大型船の入港ができなかったことから、大型の船舶は天然の防波堤の役割を果たした蕪島の脇に停泊したとされる⁸⁾。この蕪島周辺一帯は鮫浦と呼ばれ、藩政時代の海運を担う重要な港湾として機能していた⁸⁾。

宝永 3(1706)年、八戸藩 3 代藩主南部通信の世継ぎ誕生祈願として、それまで蕪島に建てられていた小祠に代えて、堂宇が建設され、以降堂宇は「蕪島辨天堂」と呼ばれた¹³⁾。その後通信が男子に恵まれたことを機に「蕪島辨天堂」は南部家との関係が深くなり、「蕪島辨天堂」が火事による焼失や強風により破損するたびに、藩主の命により再建されるようになった¹³⁾。

嘉永年間(1848~1854)に八戸出身の三峰館寛兆が描いた《八戸浦之図》¹³⁾(写真 2-1)には、蕪島の周辺に多数のウミネコが描かれているほか、島の頂上に「蕪島辨天堂」を見ることができる。また、《八戸浦之図》に書かれた蕪島の状況によると、「古キ詩文章ニハ神女島、又ハ歌舞島などあり、島のかたち蕪を横に直したる如し、祭る処弁天也、此島蒔す植すして一面ニ蕪花を開く、陸より早き事既に廿日、盛花の時ハ黄金散したる如く、又こかねにて築上たる如し、かもめ群りすむ、子も又此島ニて育つ、この村ニてハ漁神と唱へ、小児といへとも礫もなさず、増て大人取る事を堅く禁す」¹⁴⁾とあり、当時の蕪の花の咲く風景やウミネコの繁殖の様子、蕪島へ人々が向ける信仰についてうかがい知ることができる。

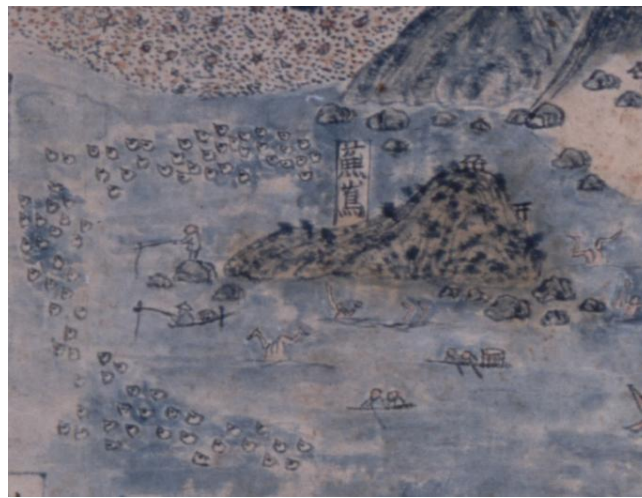
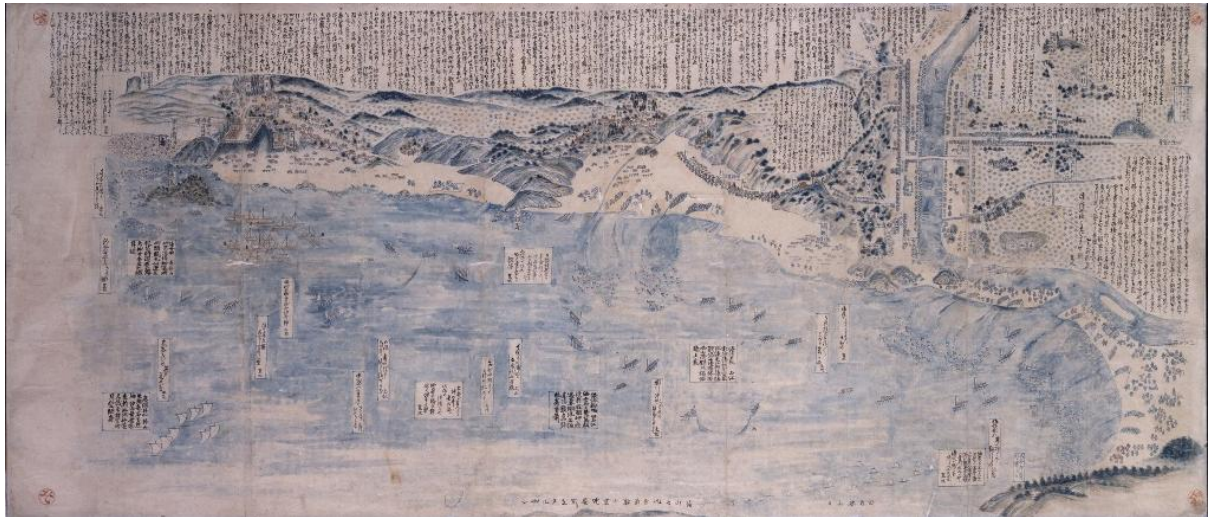


写真 2-1. 《八戸浦之図》(八戸市立図書館所蔵)の全体(上)と蕪島の拡大(下)

近代に入ると、明治 4 (1871) 年、前年に発令された明治政府の神仏判然令(神仏分離)により、蕪島に祀られた辨財天は近隣の浮木寺に預けられ、堂宇の名称も「蕪島辨天堂」から「厳島神社」に改号された¹³⁾。

近代漁港整備需要の高まりにより大正 8 (1919) 年から始まった鮫浦鮫港修築工事をきっかけに、蕪島を含む鮫地域周辺の景観は大きく変化していく。この工事は主に 2 本の防波堤と大規模な岸壁を築造するものであった¹⁵⁾。埋立ての材料の製造を目的として、蕪島南側の海面が埋め立てられて工場が建設され、島と陸地との間には、トロック線路を備えた木製の仮橋が設置された¹⁶⁾。この仮橋は昭和 8 (1933) 年の三陸沖津波により流された⁹⁾ため、吊り橋に架け替えられ、人の往来専用となった。

大正 8 (1919) 年に制定された「史蹟名勝天然記念物保存法」に基づき、大正 11 (1922) 年 3 月 8 日、蕪島はウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定された。ウミネコ単独の繁殖地の指定としては最初期のものである。指定の概要については第 3 章を参照されたい。

昭和になり戦争色が色濃くなると、蕪島を取り巻く環境が一変する。昭和 17~18 (1942~1943) 年、旧海軍の要請を受けて実施された工事により、5,819 m²の海が埋め立てられ蕪島は

陸続きになった¹⁶⁾¹⁷⁾。この工事の結果、埋立地の沖側(東側)では砂の堆積が進行し、徐々に砂浜が形成されるようになった。これが今日の蕪島海水浴場の基礎となっている。

太平洋戦争の戦況悪化に伴い、旧海軍は本土決戦を想定し、蕪島に特攻兵器の基地を建設する計画を進めた。この工事は昭和19(1944)年10月から20(1945)年3月にかけて実施され、発破により計5本の坑道が掘削された¹⁶⁾¹⁷⁾。この坑道は戦後しばらくの間埋め戻されることなく残され、陥没がたびたび発生していた。そのため昭和49～50(1974～1975)年に国及び青森県が実施した都市防空壕復旧工事事業により埋め戻し工事が行われた¹²⁾。

災害の観点では、昭和43(1968)年には十勝沖地震が発生し、蕪島では海面から3～5mまで津波が遡上したことで、ウミネコの卵が流失する被害が生じた¹⁸⁾。

昭和45年(1970)年、市内白銀町の海岸に館鼻下漁港が竣工した。それまで白銀町沿岸には砂浜が広がり、その沖合は地域の人々から「扇ヶ浦」と呼ばれていた。前述の《八戸浦之図》(写真2-1)には、この砂浜で地引網を曳く人々とともに多数のウミネコが描かれている。「扇ヶ浦」はイワシ類をはじめとする浮魚が豊富な海域であり、ウミネコにとって良好な採餌環境であったと考えられる。

大正9(1920)年以降の埋立てにより、かつて広がっていた砂浜は徐々にその姿を変えつつあったが、この工事によって新井田川から蕪島に至るまでの海岸線は全面的に護岸化され、砂浜は完全に消失した。このことは、ウミネコの生息環境にも少なからぬ影響を及ぼしたものと考えられる。

平成3(1991)年からは、青森県により5か年計画に基づく養浜による人工海岸造成及び緑地整備を目的として、八戸港鮫地区蕪島海岸整備事業が実施された。この事業では遊歩道や緑地帯、監視棟等を備えた蕪島海浜公園の整備に加え、海中には砂浜と並走する「潜堤」、海浜公園東側に県道八戸・階上線と並走する「砂止堤」、さらに蕪島東側には天敵の侵入を防止するための分離水路「仕切堤」が造成された。加えて平成8(1996)年には同じく青森県によって蕪島への取付道路に歩道及び緑地帯が整備された。

平成23(2011)年に発生した東日本大震災においては、津波の影響により蕪島周辺に整備されていた公衆トイレや取付道路脇の擁壁が流出するなど、一帯は甚大な被害を受けた。こうした状況を受け、八戸市は被災した蕪島地区の復旧・整備を進めるとともに、構想段階にあった「三陸復興国立公園」の北の玄関口にふさわしい空間の創出を目的とした『蕪島地区整備方針』を策定した。

平成25(2013)年5月24日、蕪島を含む地域は三陸復興国立公園として指定された。これを受け八戸市は当該整備方針に基づき、平成26～28(2014～2016)年にかけて蕪島休憩所、蕪島休憩所前広場及び蕪島プロムナード公園を整備するとともに、歩道・車道の改良や電線地中化を実施した。これらの事業により蕪島から水産科学館マリメントに至る区域において一体性・連続性を備えた新たな活用空間が形成された。

平成27(2015)年11月には、蕪島神社の社殿が火災により焼失し、その後、再建工事が行われた。再建に際しては、ウミネコの繁殖行動や営巣環境への影響を最小限に抑えるための配慮がなされるとともに、蕪島遺跡の遺構保護を目的とした盛土造成や、参道階段の勾配を緩和するための工事も実施された。

また、平成 30(2018)年には、蕪島東側の仕切堤について、県による水路浚渫が長期間実施されなかったことにより水深が浅くなり、本来の機能を十分に果たせなくなったことから、地域住民及び関係者の要望を受けて撤去された。

さらに、令和 2(2020)年 2 月には蕪嶋神社の新社殿が完成し、同年 5 月には県道八戸・階上線沿いに蕪島物産販売施設「かぶーにゃ」が開業した。これらの整備をもって本繁殖地周辺で計画されていた一連の大規模整備事業は概ね完了した。

現在の蕪島は、ウミネコ繁殖地としての自然環境と、蕪嶋神社への参拝、海水浴場の利用、さらに環境省が定める「みちのく潮風トレイル」の利用拠点としての機能を併せ持つ空間となっている。また、「三陸ジオパーク」最北端のジオサイトとしても位置付けられ、多様な自然・歴史・文化資源を活用した交流・観光の場として重要な役割を担っている。

第 3 節 社会的環境

(1) 交通

八戸市の交通網は、東北新幹線及び東北縦貫自動車道をはじめ、フェリーが就航する八戸港、さらに近隣に所在する三沢空港など、陸路・海路・空路が一体的に整備されている。

本繁殖地へのアクセスは、新幹線の発着する八戸駅から本繁殖地最寄りの鮫駅まで、JR 八戸線にて約 20 分で結ばれている。鮫駅からは、市営バスの「うみねこ号」を利用する場合は約 2 分、徒歩の場合は 10 分ほどを要する。自家用車を利用する場合は、八戸市中心部から国道 340 号線及び県道 1 号線を経由して約 20 分で到着できる。

(2) 土地利用

八戸市都市政策課の都市計画基礎調査によると、令和 4(2022)年度の八戸市(旧南郷村については人の居住地区のみ)の土地利用のうち、自然的な土地利用は全体の約 57.5%、都市的な土地利用は約 42.5%となっている(表 2-4)。このうち最も多いのは山林で全体の約 3 割を占めている。

本繁殖地周辺では、海浜公園や漁港施設などの公有地が多くを占め、その中に蕪嶋神社の境内地を始めとした私有地が存在する。また、本繁殖地は三陸復興国立公園の北端に位置するため、みちのく潮風トレイルの起終点としても機能している。

本繁殖地周辺における都市的土地利用の代表例を、表 2-4 中に示す種別に基づき分類したものは、表 2-5 のとおりである。

表 2-4. 八戸市の土地の利用状況(令和 4 年度都市計画基礎調査より)

土地の種別			面積 (ha)	割合 (%)
自然的土地利用	農地	田	1, 570. 3	7. 2%
		畑	2, 364. 0	10. 8%
		計	3, 934. 3	18. 0%
	山林		6, 511. 6	29. 7%
	水面		281. 7	1. 3%
	原野・牧野		1, 108. 9	5. 1%
	低湿地・荒蕪地		754. 4	3. 4%
	小計		12, 590. 8	57. 5%
都市的土地利用	宅地	住宅用地	3, 025. 9	13. 8%
		商業用地	772. 5	3. 5%
		工業用地	767. 4	3. 5%
		小計	4565. 8	20. 8%
	農林漁業施設用地		164. 13	0. 7%
	公共・公益施設用地		840. 95	3. 8%
	道路用地		1, 742. 8	8. 0%
	交通施設用地		392. 9	1. 8%
	公共空地		323. 3	1. 5%
	防衛施設用地		622. 7	2. 8%
	その他の空地		385. 1	1. 8%
	未利用地		284. 8	1. 3%
	小計		9, 322. 4	42. 5%
合計			21, 913. 3	

※小数第 2 位以下四捨五入。 ※旧南郷村は人の居住区のみ調査。

表 2-5. 本繁殖地周辺における都市的土地利用の代表例

農林漁業施設用地	公共・公益施設用地
・護岸 ・漁港環境整備施設 ・漁具干場 ・漁具保管施設 ・漁船保管施設 ・物揚場	・燕嶋神社境内地 ・燕島休憩所 ・燕島海浜公園 ・燕島物産販売施設「かぶーにゃ」 ・燕島プロムナード公園 ・八戸市水産科学館「マリエント」 ・駐車場

第3章 天然記念物の指定概要

第1節 指定の状況

(1) 指定告示

本繁殖地が国天然記念物に指定された際の官報告示内容(抜粋)は以下のとおりである。

官報 第二八七七號 内務省告示第四十九號 史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス 大正十一年三月八日 内務大臣 床次竹二郎 天然記念物 名稱 燕島うみねこ蕃殖地 縣 青森 郡 三戸 村 鮫 大字 區域 燕島全島及其ノ周圍朔望満潮線ヨリ六十間以内ノ海面
--

(2) 指定説明文

国指定史跡名勝天然記念物指定台帳に記された本繁殖地の指定説明文は以下のとおり。

うみねこ：東洋特産ノかもめ□□本邦沿岸、小島ニ群棲蕃殖ス 本島ハ其ノ繁殖地トシテ代表的なモノナリ春彼岸ノ候渡來シ五月中繁殖ス

(3) 管理団体

本繁殖地の管理団体は、大正 11(1924)年 11 月 7 日に当時の三戸郡鮫村に指定されている。鮫村は後の市町村合併により、現在八戸市(八戸市内丸一丁目 1 番 1 号)となっている。

国指定史跡名勝天然記念物指定台帳(抜粋)

昭和 63 年 3 月 31 日現在

- | |
|--|
| 1. 種別 天然記念物
2. 名称 燕島うみねこ繁殖地
3. 所在地 八戸市大字鮫町字鮫地内
(中略)
8. 管理団体
(1) 名称 八戸市(当時三戸郡鮫村)
(2) 指定年月日 大正 11 年 11 月 7 日
(後略) |
|--|

(4) 指定範囲

○指定範囲図について

本繁殖地の指定範囲は**区域 燕島全島及其ノ周圍朔望満潮線ヨリ六十間以内ノ海面**と官報に記載されているものの、それを図示した指定当時の図面は所在不明である。ただし、これに準ずる資料として昭和6(1931)年当時の地籍図が文化庁に収蔵されている。(図3-1)



図 3-1 昭和6年当時の地籍図

このため、従来は便宜上、地籍境界から60間の範囲を指定範囲として取り扱ってきた。ところが、本計画策定に当たり、官報記載内容に準拠した指定範囲図の作成が必要となったため、文化庁の指導を受け、現時点でも把握可能な情報に基づいて図3-2のとおり作図し、を行い、暫定的な指定範囲図として整理した。



図 3-2 指定範囲図 (暫定)

(5) 指定地の状況

本繁殖地は大正 11 (1922) 年の指定当初、燕嶋神社(当時は厳島神社)が位置する島嶼と周囲の海面で構成され、島嶼の南端には鮫港修築工事に伴う埋立地が形成されていた。

その後、防波堤と本土に接続する埋立地、のちにそれを利用した漁港・海浜公園等が形成され、今日の姿に至っている。

令和 8 (2026) 年 7 月時点で、指定地内は国有地、青森県有地、八戸市有地、燕嶋神社境内地、私有地にそれぞれ区分され、各所有者・管理者によって管理されている。(図 3-3)。

なお、国有地の大半はウミネコ保護のため、保護フェンスで区切られ、立ち入りを制限している。



図 3-3. 令和 8 年 7 月時点の本繁殖地の土地利用状況

図 3-3 に示した所有・管理の詳細について、図中の附番に従い、表 3-1 の通り整理する。

表 3-1. 指定地内の所有・管理の詳細

地番等	所有・管理の詳細
①鮫町字鮫 57 番地	国有財産法に基づく国有財産であり、その財産管理は文部科学省が行っている。 本繁殖地の保護監視等、日常的な維持管理は、八戸市教育委員会社会教育課が担当している。
②鮫町字鮫 56 番地 2	宗教法人蕪嶋神社が所有し、維持管理を行う社有地である。
③鮫町字鮫 93 番地 及び無番地の埋立地	漁港及び漁場の整備に関する法律(以下 漁港漁場法)に基づく漁港施設用地であり、青森県三八農林水産事務所八戸水産事務所(以下 県水産事務所)が所有し、八戸漁港(鮫地区)施設用地利用計画に基づき管理している。 そのうち、蕪島休憩所とそれに付随する広場については八戸市が占用している。
④国有港湾施設 (漁港施設用地)	所有は国土交通省であるが、八戸漁港(鮫地区)施設用地利用計画に基づき県水産事務所が維持管理を行っている。
⑤国有港湾施設 (漁港施設用地外)	国土交通省が所有している。
⑥国有港湾施設 (管理委託地域)	国有港湾施設の突端から 50.45m までの区域は、その管理を国土交通省から青森県三八県土整備事務所八戸港管理所(以下八戸港管理所)へ委託している。
⑦蕪島海浜公園及び 砂浜	海岸法に基づき八戸港管理所が管理している。 一方、海浜公園附属設備の日常的な維持管理は八戸市が行っている。
⑧道路用地	八戸市が維持管理を行っている。 このうち、アスファルト舗装が施された区域は市道として管理されており、緑化及びインターロッキング舗装が施された区域については、蕪島海浜公園と一体的な維持管理が行われている。
⑨鮫町字鮫 92 番地	私有地であり、所有者が維持管理を行っている。

第2節 指定に至る経緯

(1) 指定の経緯と社会情勢

本繁殖地は旧史跡名勝天然記念物保存法によって指定された最初期のものである。本繁殖地の指定は、法の成立経緯を始めとした当時の社会情勢にも影響を受けている可能性が高いため、当時の情勢を交えて記す。

○近世以前の蕪島とウミネコ

かつて蕪島周辺の一帯は鮫浦と呼ばれ、藩政時代より交易・漁業の拠点として栄えていた。鮫浦で天然の防波堤の役割を果たす蕪島には弁財天が祀られ、島自体が御神体として信仰を集めるようになり、そこで繁殖するウミネコもまた、漁業の守り神として地域住民に手厚く保護されていた。

○史跡名勝天然記念物保存法(以下旧法)の成立(大正8(1920)年6月1日施行)

明治維新後、全国的に近代化とそれに伴う開発が進展したことにより、近世以前の遺構や自然遺産を含む文化財の破壊が懸念されるようになった。これらの保護のため、現状変更の規制や地方自治体による管理、違反行為に対する停止命令及び罰則等が定められた旧法が施行され、全国各地で史跡・名勝・天然記念物の指定が進められた。

○鮫港修築工事の起工(大正8(1921)年度)

蕪島を天然の防波堤として発展してきた鮫浦では、度重なる波浪被害により人命・財産への被害が生じることが問題視され、明治元(1868)年ごろから港湾整備に向けた動きがみられた。

その後、大正期にかけて測量や海洋観測が繰り返し実施されたものの事業着手には至らなかった。しかし、大正7(1918)年に農林省が漁港修築への国庫補助を実施したことを契機に、青森県による鮫港修築工事の起工が決定された¹⁾。

○鮫港修築によるウミネコへの影響

鮫港修築工事は、近隣に整備される岸壁を波浪から保護することを目的として、鮫浦一帯に防波堤を築造する計画であった。この防波堤の築造には、ケーソン(主にコンクリート製のブロック)を海中に沈設する工法が採用された。ケーソン制作の作業場として蕪島が選定され、その南端は埋め立てによって造成され、工場が設置された²⁾。

蕪島の埋立てに加え、ケーソン工場の作業員によるウミネコの卵の採取が行われたこと³⁾などを背景として、ウミネコ繁殖地としての蕪島の環境が損なわれることへの懸念が高まっていく。

○史跡名勝天然記念物保存要目の告示(大正9(1922)年2月16日)

この告示により、旧法における記念物指定の類型が示された。告示では各類型の例として、具体的な文化財の名前を挙げている。その中で**五、著名ナル動物ノ蕃殖地又ハ渡來地**の具体

例として、指定以前の段階ですでに「燕島うみねこ蕃殖地」の記載が確認できる。

○内務省による文書照会(大正 9 (1922) 年 9 月 2 日)

文化庁には、内務省から青森県知事に対して、ウミネコの保護について文書による意見照会が行われた記録が残されている。その内容を要約すると以下の通りとなる。

- ・燕島はウミネコの繁殖地として天然記念物指定に相当するものと考えている。
- ・昨今の鮫漁港築造の作業場はその燕島の一角を埋立地とした場所に設置されている。
- ・この作業員によりウミネコの卵が乱獲され、ウミネコが繁殖地を放棄する懸念がある。
- ・作業場が燕島に隣接している必要はないように思えるが、移転は可能か。またウミネコの保護に関してはどのような手段を取るつもりか回答願いたい。

これに対して青森県知事は、同年 12 月 11 日付で以下のように回答している。

- ・先に問合わせがあった築港工事の作業場は、その工法の関係で他への移動は行えない。
- ・しかし、県としてもウミネコの繁殖地放棄は望むところではない。
- ・このため、銃猟禁止区域であった燕島一帯を禁猟区とし、警察官吏を派遣してこれを取り締まる方針である。

○天然記念物指定見込みの通知(大正 10 (1923) 年 3 月 24 日)

文化庁収蔵資料では、この日付で内務省より、燕島が史蹟名勝天然記念物保存法による指定見込みであることを通知し、そのことについての意見照会を青森県知事あてに行っている。また、同年 6 月 2 日付で指定に関して差し支えない旨が青森県知事より返答された記録が残っている。

○天然記念物指定告示(大正 11 (1924) 年 3 月 8 日)

この官報により、「燕島うみねこ蕃殖地」の天然記念物指定が告示された。

その後、根拠法令が昭和 25 (1952) 年制定の文化財保護法に移行され、現在に至る。

なお、現在は「燕島ウミネコ繁殖地」と表記されているが、これまで文化庁への名称変更手続きが行われていないことから、この表記は戦後に実施された常用仮名遣い及び常用漢字の改定が反映されたものと思われる。

現在の表記に至るまで、「燕島うみねこ蕃殖地」「燕島ウミネコ蕃殖地」「燕島うみねこ繁殖地」等、複数の表記が確認されている。

(2) 指定に至る調査

旧法の施行から間もない大正 9 (1920) 年 2 月の官報で、すでに指定前の「燕島うみねこ蕃殖地」の記載が確認されていることから、本繁殖地の天然記念物指定はこの時点で検討されていたと考えられる。一方、その判断基準となった直接的な調査報告は特定できていない。

国立国会図書館の蔵書上で、大正 9 年以前に本繁殖地の調査を実施した記録が確認できるのは、和田干藏³⁾と黒田長礼⁴⁾の 2 名であることから、指定に影響を与えたのはこの 2 名のいずれか、あるいは両名であったと考えられる。

○黒田長礼の報告

事務局が確認できた最も古い記録は、鳥類学者であり日本鳥学会の発起人の一人である黒田長礼が、大正 5 (1916) 年 12 月刊行の日本鳥学会会報『鳥』へ「東北地方ニ於ケル夏季の鳥界」という題で寄稿した記事である。

これは大正 4 (1915) 年 8 月に黒田が東北地方の鳥類全般を対象に実施した観察の記録であり、この中で黒田は、同年の 8 月 7 日から 8 日にかけて蕪島への上陸を伴う観察及び地域住民からの聞き取り調査を実施したと記している。記事中で黒田が記した内容を抜粋し・現代語訳すると以下の通りとなる。

- ・ 鮫港の蕪島はカモメ類の繁殖地として有名であるが、上陸してみたところ、繁殖しているのはカモメ類の中でもウミネコが占めていることがわかった。
- ・ 繁殖数は優に一万以上とみられ、島中足の踏み場もないほどウミネコが生息している。
- ・ ウミネコは漁業に関連することから、地元漁業組合の申し出により、鮫の海岸から沖合に至るまでの広い範囲が明治三十七年一月に銃猟禁止区域として設定された。
- ・ 海岸から一町(60 間、約 109m)ほどの至近にある蕪島でウミネコが比較的安全に繁殖しているのは、上記理由による。

この報告では指定範囲にも示された一町(60 間)という記載が確認でき、指定後の天然記念物調査報告の内容にも類似していることから、天然記念物指定に本報告が影響を与えた可能性がある。

○和田干藏の報告

青森県出身の博物学者であり、大正 3 (1914) 年から青森県師範学校(現弘前大学教育学部)の教諭を務めていた和田干藏は、大正 9 (1920) 年度より当時の農商務省から鳥類の繁殖調査を囑託されている。

和田は蕪島においても調査を実施し、その結果明らかになったウミネコの生態は、大正 12 年刊行の教育画報掲載「陸奥蕪島の鷗」にて詳らかに報告している。

天然記念物指定に関してこの中で特筆すべきは、鮫港修築工事の実施当時におけるウミネコの繁殖状況が記されていることにある。

記事中には、**大正九年度にありては人類のため障害を受け完全に巢立せしめたるもの僅々数組ありしにすぎざりき。**とあり、和田はその要因として、食用のためにウミネコの卵を盗難した人間がいたためと記事中の各所で記している。

和田が大正 9 年当時に農商務省へ提出したと思われる報告書の原典は所在が確認できていないものの、この年の 9 月に内務省から青森県へウミネコの繁殖地放棄を懸念する文書が発されていることから、和田から農商務省、あるいは内務省へウミネコの卵盗難について報告が行われていた可能性がある。

第3節 指定後の動向

(1) 指定後の調査概要

①天然記念物調査報告

本繁殖地の正式な調査報告は、文化財指定後となる昭和7年3月に文部省が刊行した「天然記念物調査報告 動物之部第二輯」に記載されている。

これは昭和6年5月に文部省が理学博士 鎗木 外岐雄に嘱託して実施したもので、前述の黒田長礼の報告に類似した記載が多い。そのほか、内務省や地元の人士が繁殖地への人為的影響を懸念し、本繁殖地が天然記念物指定に至った経緯も簡潔に記載されている。

なおこの報告書では、追加指定に値するものとして本繁殖地周辺に所在する深久保漁港のウミネコ繁殖地や、大久喜弁天島のウミネコ繁殖地についても取り上げているが、現在に至るまで天然記念物としての追加指定は実施されていない。これはその後の日中戦争・太平洋戦争勃発をはじめとした社会情勢の変化や、これらの繁殖地を含む地域が「名勝種差海岸」として昭和12(1937)年に名勝の指定範囲に組み込まれたことなどが影響したと考えられる。

②蕪島における調査研究史

蕪島でのウミネコに関する調査・研究は、大正から令和に至るまで継続的に行われている。長年の調査・研究によって、これまで不明であったウミネコの生態や行動などが明らかにされている。本項目ではウミネコの調査・研究について年代順に紹介する。

ア. 1920年代の調査・研究

ウミネコの研究は、大正時代に相当する1920年代に青森師範学校(弘前大学教育学部の前身)の教官をしていた和田干蔵によって始められた。和田は大正9(1920)年から昭和4(1929)年まで繁殖生態に関する調査を行い、ウミネコの繁殖生態について報告している。蕪島におけるウミネコの標識調査は、昭和2(1927)年から開始されている⁵⁾。

●繁殖生態

渡来は3月21日、営巣は渡来から約1ヶ月後。巣材は雌雄が運び、内巣の大きさは直径約15 cm。交尾期間は4月中旬から5月中旬まで、産卵は5月初旬から下旬。抱卵は雌が行い、雄は雌への給餌を行う。一腹卵数は2卵が多い。卵サイズの平均は、長径60.3 mm、短径42.4 mm、卵重84.4g。孵化直後の雛の体重は45.0gから52.5g。孵化に至るまでの抱卵日数は18日から21日、孵化は5月下旬から始まる。雛への給餌は吐き戻しによって行われる。餌の大きさは雛の成長に伴って、小型の水生昆虫から徐々にイワシへと大きくなる。育雛初期の雛の食性は、53.4%が昆虫類。特にナメウジ(ハエの幼虫)は40.8%、ズイムシ(ニカメイガの幼虫)は9.3%を占めている。雛が巣立ちするまでには約2ヶ月かかる。大正9(1922)年から昭和4(1931)年までの10年間、ウミネコの渡来日と、渡去日を調査したところ、渡来は3月2日から24日まで、渡去は8月3日から9月27日までに生じている^{3) 6)}。

●標識調査

昭和 2 (1927) 年は雛 298 個体、昭和 3 (1928) 年は雛 140 個体、昭和 4 (1929) 年は雛 200 個体に標識する⁵⁾。

イ. 1930 年代の調査・研究

小松正躬は八戸高等女学校(青森県立八戸東高等学校の前身)で教員をする傍ら昭和 6 (1931) 年から昭和 12 (1937) 年まで調査を行い、繁殖生態と標識調査について報告している。

●繁殖生態

配偶形態は一夫一妻。渡来は 2 月下旬から 3 月下旬。交尾は 4 月下旬から 5 月中旬まで。巣は 4 月下旬から 5 月上旬まで。巣材は、オオウシノケグサ、ヨシ、ヨモギ、アブラナ、ニワトコ。平均巣間距離は 1.13m。産卵は 5 月上旬から下旬まで。一腹卵数は 2 卵が多い。抱卵は雌雄が交代で行う。卵が紛失した場合は、10 から 15 日後に 2 から 3 卵の卵補充が行われる。孵化に至るまでの抱卵日数は、24 から 25 日。孵化は 6 月から。雛は、孵化直後から 2 週間目までは昆虫類やミミズ、2 から 3 週間後には 10cm 程度のマイワシ、1 ヶ月後には 15 から 20cm のマイワシを食べる。渡去は 8 月下旬から 9 月上旬。成鳥の食性：マイワシ、イカナゴ、エビ類、エボガイ類、トビムシ^{7) 8) 9) 10) 11) 12)}。

●標識調査

昭和 9 (1934) 年は雛 198 個体、成鳥 98 個体、昭和 10 (1935) 年は雛 500 個体、成鳥 200 個体、昭和 11 (1936) 年は雛 450 個体、成鳥 250 個体、昭和 12 (1937) 年は雛 500 個体、成鳥 200 個体に標識する⁵⁾。昭和 10 (1935) 年は成鳥 98 個体中 69 個体が帰還。そのうちの 65 個体は昨年営巣した場所へ帰還する。昭和 11 年 (1936) 年は 298 個体中 226 個体が帰還する。また、68 つがい中 47 つがいが帰還し、そのうちの 45 つがいは昨年の営巣場所へ帰還する。3 年間同じ配偶関係を保持したつがいは、17 つがい中 7 つがい。繁殖個体 23 個体を捕獲し、盛岡市や黒沢尻町、横手町、仙台市、平市で放鳥をすると、22 個体は蕪島へ戻ってきていた¹³⁾。

ウ. 1940 年代から 1950 年代の調査・研究

1940 年代は第二次世界大戦期にあたり、1950 年代は戦後にあたる。これらの年代のウミネコの調査・研究に関する記録は残っていない。戦中・戦後は調査が行われていなかったと推察される。

エ. 1960 年代の調査・研究

八戸市の中学校の理科担当教員であった成田憲一は、昭和 38 (1963) 年から昭和 44 (1969) 年まで繁殖生態に関する調査を行っている。標識調査については昭和 36 (1961) 年に八戸市の小学校教員であり生物学者(主として昆虫)である福田進により再開され¹⁴⁾、その後の標識調査は、昭和 41 (1966) 年から成田憲一によって行われ、現在は成田章により継続されている。

●繁殖生態

造巣は4月、産卵は4月下旬から5月中旬まで。一腹卵数は1卵から4卵までが多い。最終卵産卵後、完全抱卵をする。抱卵温度は39度。孵化は5月下旬から。第1卵は抱卵27～28日目に孵化。第2、第3卵は25日目に孵化。孵化後1週間目の生存率は62～72%。孵化率は54～72%。巣立ち率は22～37%¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾。

●標識調査

移動経路は8・9・10月に北海道へ北上し、11・12月に関東沿岸へ移動し、1・2・3月に四国や九州沿岸へ移動する¹⁷⁾。

オ. 1970年代の調査・研究

成田憲一により昭和45(1970)年から昭和47(1972)年まで繁殖生態に関する調査が行われている。この他に統計数理研究所の長谷川政美と種村正美は、統計幾何学に基づいた個体群生態学的研究を行い、巣の配置パターンや個体群動態と年齢構成を調査し、分析している。

●繁殖生態、標識調査

成田憲一により調査区内での巣数や産卵数調査、標識調査が継続されている。

●行動分析

成田憲一によりウミネコの行動が観察され、行動を採餌、闘争、休息、造巣、交尾、着島、離巣、抱卵など24種類に分類している¹⁸⁾。

●統計幾何学に基づいた個体群生態

巣の配置パターンについて、自然条件や繁殖行動を普遍的なものとし、統計学的処理をして傾向を探っている。巣はかなり規則的に分布し、巣間に反発力が働いて間隔空けが起きている。また、巣配置図を作成するための統計学的手法を提案している。この他にウミネコの雛数について島の面積と平均巣立ち雛数から推定している。昭和54(1979)年の推定雛数は、約18,231個体である¹⁹⁾²⁰⁾²¹⁾。

カ. 1980年代の調査・研究

●繁殖生態、標識調査

成田憲一により調査区内での巣数や産卵数調査、標識調査が継続されている。

●行動分析

弘前大学大学生の金田豊は、ウミネコの行動を攻撃的直立姿勢、長鳴きを伴った傾斜姿勢、チョーキング、草引き、ヘッドトッシング、顔そむけ、くちばし突き、背丸めの8つに分類し、行動後の相手個体の反応を分析している²²⁾。

キ. 1990 年代の調査・研究

成田章は平成 2 (1990) 年から大学や大学院でウミネコの生態研究を行い、その後、平成 6 (1994) 年から青森県内の特別支援学校で教員をする傍ら繁殖生態や行動分析について報告している。

成田憲一は、約 35 年間の調査に基づいてウミネコの保護について提案している。

●繁殖生態

平成 2 (1990) 年から平成 4 (1992) 年までの調査によると、交尾は 4 月中旬から 5 月中旬まで。造巣は産卵 10 日前から行われる。産卵は 4 月下旬から 5 月下旬まで。一腹卵数は 1 卵から 5 卵まで見られ、2 卵が多い。孵化に至るまでの抱卵日数は平均 26.0 日。孵化後親は抱雛や給餌をする。孵化してから巣立ちするまでの日数は平均 47.7 日。孵化率は 79.1%。巣立ち率は 44.4%^{(23) (24)}。

●標識調査

成田憲一により標識調査が継続されている。

●行動分析

「ヘッドトッシング」の頻度やその後に行われる行動について調べ、行動の機能やパターンを分類している²⁵⁾。

「攻撃的直立姿勢、草引き、つつき、突進、攻撃」について、繁殖期を前産卵期、産卵・抱卵期、育雛期に分け、雌雄の頻度を述べている。前産卵期の雄の攻撃的行動は、なわばり防衛と間接的な配偶者防衛の機能がある²⁶⁾。

「長鳴きを伴った傾斜姿勢」は、弱い攻撃的行動の機能があり、なわばりの保持に影響がある。また、チョーキング、着巣行動、雛の行動と連鎖している^{27) (28)}。

「チョーキング」は、攻撃的行動やなわばりへの侵入を回避する行動である²⁹⁾。

●種内托卵と過剰卵数

巣外卵は、巣の近くの巣外に 1 卵ずつ産卵され、その後の抱卵などの世話をする個体の関与がない卵を示す。巣外卵は卵取り込みを期待して産卵された間接的な種内托卵の可能性が考えられる³⁰⁾。

過剰卵数とは、巣内に通常 2 卵や 3 卵産卵されるよりも異常に多い卵が巣内にある状態のことで、一つの巣の中に産卵されていた 7 卵や 8 卵は他個体が産み落としている(種内托卵)可能性がある³¹⁾。

●つがい交尾とつがい外交尾

つがい交尾とつがい外交尾の頻度は 4 : 1。つがい外交尾は、雄の適応度を拡大するために産卵直前に効率的に行われている³²⁾。

●保護研究

ウミネコの保護についての提案は、個体数維持、天敵の侵入や人為的な影響を避けること、島内の植生管理、繁殖状況調査の継続、標識調査の継続、市民への啓発促進などである³³⁾。

ク. 2000 年代の調査・研究

成田憲一や成田章によるウミネコ調査は継続されている。成田章は平成 18(2006)年から蕪島のフェンスの外側でのウミネコの繁殖調査を開始し³⁴⁾、また、これまでの蕪島でのウミネコ研究を整理している³⁵⁾。この他に平成 18(2006)年から大阪市立大学大学院生の富田直樹(現山階鳥類研究所研究員)が、平成 19(2007)年から名城大学大学院生の水谷友一(現人間環境大学講師)が蕪島でのウミネコ調査を開始している。

●繁殖生態

平成 14(2002)年の調査によると、産卵は4月中旬から観察され、一腹卵数は1卵から4卵まで見られ、平均一腹卵数は2.3卵。孵化は5月中旬から観察され、1巣あたりの孵化雛数は1.6雛、孵化率は67.8%。6月下旬から雛の巣立ちが見られ、巣立ち率は55.2%³⁶⁾。

●標識調査

成田憲一により標識調査が継続されている。

●ウミネコの殺傷個体の分析

富田直樹らの研究により、平成 21(2009)年にウミネコの死体 57 羽を回収し、回収場所や解剖による刺傷や裂傷の外傷確認、身体部位の計測等により、回収個体のほとんどがキツネなどの捕食者によって殺傷された可能性が高いことが明らかにされている³⁷⁾。

●テロメアの研究

テロメアとは、生物の染色体の末端にある繰り返し配列のDNA構造で、細胞分裂のたびに短くなり、一定回数の分裂後に細胞は分裂を停止する。そのため細胞の老化や寿命に関わる。近年の研究でストレスの多寡により短縮速度が変わることも判明している。ウミネコの年齢とテロメア長の関係の研究によって、年齢が増すにつれてテロメア長が短くなる傾向があることが解明されている³⁸⁾。

ケ. 2010 年代の調査・研究

平成 23(2011)年3月11日の東日本大震災に伴う津波により蕪島や蕪島周辺の環境は大きく変化した。蕪島周辺のウミネコの繁殖調査は継続されている。また、平成 27(2015)年11月5日の蕪島神社火災による神社周辺の環境変化に伴い、蕪島神社でのウミネコの繁殖調査が行われている。

●繁殖生態

平成 24(2012)年から山階鳥類研究所によるモニタリング調査が行われ、調査区内の巣数、産卵数、雛数等の調査が行われている³⁹⁾⁴⁰⁾⁴¹⁾。

●標識調査

成田章により標識調査が継続されている。

●燕島周辺や燕嶋神社のウミネコの繁殖状況調査

東日本大震災以降は営巣数が大幅に減少している。燕島周辺では平成 24(2012)年から令和 2(2020)年まで、フェンスの修復、燕島入口の道路や燕島休憩所の建設、燕嶋神社の再建、燕島駐車場付近の遊歩道整備、燕島東側の仕切堤撤去、燕島物産販売施設かぶーにゃの建設などの工事が行われた。これらの工事によりウミネコは営巣数が減少し、工事の影響を受けた。ウミネコの繁殖のために人為的な影響を極力減らすことが求められる⁴²⁾⁴³⁾⁴⁴⁾⁴⁵⁾。

平成 27(2015)年 11 月 5 日に燕嶋神社が焼失したところにウミネコが営巣し平成 28(2016)年 158 巣、平成 29(2017)年に 169 巣、両年とも各巣に 1～4 卵の産卵が確認され、卵の 20%程度が巣立ちした⁴⁶⁾⁴⁷⁾。

●テロメアの研究

水谷友一らはウミネコのテロメアの伸び縮みが大規模な環境変動と行動変化と関連していることを明らかにした。また、巣立ち時のテロメア長に、雛の成長期における兄弟の有無が影響を与えていることも明らかにした⁴⁸⁾⁴⁹⁾。

●バイオリギング研究

バイオリギング研究とは、生物に直接センサーや記録装置を装着し、行動や移動、生理データを長期間にわたって記録・解析する手法である。この手法を用いた依田憲(名古屋大学教授)らの研究グループにより、繁殖期のウミネコが餌の取りやすい場所と時間を記憶して行動していたことが明らかになる⁵⁰⁾。

コ. 2020 年代の調査・研究

2010 年代から行われているウミネコの繁殖生態に関する基礎的な調査、標識調査、バイオリギング研究が継続されている。この他に(天)燕島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業として令和 4(2022)年から令和 6(2024)年にウミネコの繁殖や燕島の植生、繁茂する植物の影響等の調査を、国庫補助事業として八戸市が実施している。

●繁殖生態

令和 2(2020)年以降も山階鳥類研究所によるモニタリング調査が行われ、調査区内の巣数、産卵数、雛数等の調査が行われている⁵¹⁾⁵²⁾。

●標識調査

成田章により標識調査が継続されている。

●燕島周辺や燕嶋神社のウミネコの繁殖状況調査

令和3(2021)年以降も燕島周辺や燕嶋神社のウミネコの繁殖状況調査は行われ、令和4(2022)年から八戸工業大学第二高等学校の生徒が調査に加わっている。

●バイオロギング研究

バイオロギング研究が継続されている。GPS 内蔵型のビデオロガーにより、ウミネコが海上や陸地上空で飛翔中に昆虫類を捕食する瞬間を撮影し、捕食した昆虫類の同定を行うことでハチ目等を積極的に捕食していることを解明している⁵³⁾。また、島内での巣の位置が採餌行動や生理的反応、繁殖成功に与える影響⁵⁸⁾など、さまざまな生態学・生理学的な知見が明らかになっている。

●保護研究

アブラナ等の植物の背丈が30cm以上にならないよう定期的に植生を管理した調査区と、管理を行わない調査区でウミネコの繁殖成績を比較したところ、植生を管理した調査区の繁殖成績が良好であった。このことにより、植物の繁茂がウミネコの繁殖に影響を与える可能性が示唆された⁵⁴⁾⁵⁵⁾。

●(天)燕島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業環境調査(国庫補助事業)

令和4(2022)年¹⁾および5(2023)年²⁾に実施され、微気象、土壌、植物のウミネコを取り巻く環境についての初めての調査となるものである^{56) 57)}。詳細は後述する。

●行動生態と生理学的負荷の研究

ウミネコの繁殖における巣の位置が行動と生理状態へどのように影響するのかを検討した。人為的かく乱を受けにくいコロニー中央(保護区内)と、影響を受けやすい辺縁部(フェンス外)の親鳥の行動と生理状態を、バイオロギングと酸化ストレス測定を利用して比較した。その結果、辺縁部の親鳥は採餌時間や移動距離が短く、採餌に出かける回数も少ないことが明らかとなった。また、辺縁部の親鳥の酸化ストレスレベルは低かったものの、繁殖はすべて失敗していた。これらは、辺縁部の親鳥はエネルギーを節約し、生存を優先する戦略をとっている可能性を示唆している⁵⁸⁾。

●ウミネコ個体数の推定

本繁殖地に飛来するウミネコ個体群について、名古屋大学特任助教の井上漱太がドローン空撮とAIによる画像解析、バイオロギングによってその規模を推定している。ドローン飛行を行い、本繁殖地の空撮画像を取得し、取得した画像からオルソモザイク画像を作成、AIによる学習と画像解析を行った。画像から推定された個体数とバイオロギングによって推測さ

れた本繁殖地に留まっている個体数の両方を状態空間モデルに組み込み、本繁殖地全体規模の個体群の規模を検証した。その結果、空撮画像の解析により、空撮時に本繁殖地に滞在しているウミネコが令和 5 (2023) 年は最大 18,000 羽、令和 6 (2024) 年は最大 21,745 羽検出された。また状態空間モデルの使用により、本繁殖地の個体数は令和 5 (2023) 年が 27210.54 羽、令和 6 (2024) 年が 33901.22 羽と推定された⁵⁹⁾。さらに誤差を計算したところ、95%の確率で令和 5 (2023) 年が 25789.85 羽から 28652.58 羽の間、令和 6 (2024) 年が 32279.09 羽から 35558.81 羽の間と推定された⁵⁹⁾。

この推定手法は近年確立されたため、推定個体数の妥当性についてはなお検討の余地があるものの、概ね 30,000 羽前後で推移していると考えられる。

サ. 燕島でのウミネコ研究の特徴

燕島でのウミネコに関する研究は、ウミネコの生態を知る上での基礎的な調査が長年行われているだけでなく、多様な研究が行われている。燕島でのウミネコ研究の特徴を整理すると、次のようになる。

●繁殖生態調査

ウミネコの営巣数、産卵時期、産卵数、孵化の時期、雛数、巣立ちの時期、巣立ち雛数、卵のサイズ、雛のサイズ、食性などの繁殖に関わる基礎的調査は、1920 年代から 2020 年代まで、和田、小松、成田憲一、成田章、富田、水谷らにより、継続的に行われている。

●標識調査

標識調査は昭和 2 (1927) 年から始められ、最初は鮫青年団が農林省から委託を受けて行い、後に小松正躬が行っている。第二次世界大戦中は中止されているが、昭和 36 (1961) 年に標識調査が再開され、八戸市の生物学者である福田進が行った後に成田憲一と成田章に引き継がれ、現在まで 60 年以上続いている。

●バイオリギング研究

IT や AI 技術の進展により、これまでの観察ではできなかった調査が可能となっている。具体的には、標識調査では数ヶ月以上の観察で移動範囲がわかるが、データロガーでは記録期間の連続的な行動データを収集して一個体の移動範囲や行動の定量化が可能となる。例として、GPS や小型のカメラ、加速度センサー等を内蔵したデータロガーにより、ウミネコ個体ごとの採餌行動の差異、餌の同定、採餌場所などが記録される。これにより、ウミネコの島外での行動の詳細が解明されつつある。

●保護研究

燕島でのウミネコの保護研究は、ウミネコが燕島で繁殖するために、燕島の環境保全とウミネコの保護について基礎的なデータ(営巣数、産卵数、雛数、孵化率、巣立ち率など)をもとに検討し、対策を講じる提案をする取組である。ウミネコの繁殖成績の低下の要因として、

天敵や人の影響、植物の繁茂、気象などを取り上げ、繁殖への影響について分析し、燕島や燕島周辺の環境保全やウミネコの保護の対策について提案している。

本文中に示した調査概要の引用文献一覧は、以下表 3-2 のとおり。

表 3-2. 蕪島における調査研究史 時系列順引用文献一覧

引用番号	著者	発表年	タイトル	ジャーナル	ページ等
4	黒田長礼	1916	東北地方ニ於ケル夏季の鳥界	鳥 1 (3)	1-9
		1919	鯨港修築工事開始		
		1922	国による天然記念物指定 (史蹟名勝天然記念物保存法)		
3	和田千蔵	1923	陸奥蕪島の鴟	教育画報 16	121-127
6	和田千蔵	1932	蕪島に於けるウミネコの渡りの時季	鳥 33-34	300-301
7	小松正躬	1934	青森県蕪島のウミネコ ー主として渡来初期の状況	野鳥 1 (6)	126-131
8	小松正躬	1935a	青森県八戸市大字鯨町蕪島に於けるウミネコ <i>(Larus crassirostris Vieillot)</i> の生態 (梗概)	鳥 8	446-461
9	小松正躬	1935b	青森県八戸市大字鯨町蕪島に於けるウミネコ <i>(Larus crassirostris Vieillot)</i> の生態学的研究	斉藤報恩会事業年報 11	110-120
10	小松正躬	1936	青森県八戸市大字鯨町蕪島に於けるうみねこ <i>(Larus crassirostris Vieillot)</i> の生態学的研究並びに発生学的研究	斉藤報恩会事業年報 12	127-131
11	小松正躬	1937a	青森県八戸市大字鯨町蕪島に於けるウミネコ <i>(Larus crassirostris Vieillot)</i> の生態学的研究	斉藤報恩会事業年報 13	105-109
12	小松正躬	1937b	青森県蕪島に於いて知られたるウミネコ <i>(Larus crassirostris Vieillot)</i> の習性	博物学雑誌 35	235-240
13	小松正躬	1937c	鳥類標識法に依るウミネコの帰巢性及び 其他の習性に関する調査	鳥獣彙報 11	1-38
		1942 ～ 1943	蕪島埋め立て工事		
5	内田清之助	1944	鳥類標識法に依るウミネコの帰巢性其他の習性 に関する研究	農政経済論集	419-437
14	浦本昌紀	1962	鳥類標識試験報告第 1 回 (昭和 36 年度)	山階鳥類研究所報告 3 巻第 3 号	4-9
15	成田憲一	1967	ウミネコの幼鳥期における生存率	岩手生物教育研究会誌 1	4-14
		1968	十勝沖地震による津波被害		
16	成田憲一	1969	ウミネコの繁殖期における生態 I	青森県生物学会誌 11	21-24
17	成田憲一	1979	蕪島におけるウミネコの標識放鳥結果	青森県生物学会誌 17	21-26
19	長谷川政美, 種村正美	1980a	ウミネコの生態調査 I	統計数理研究所彙報 28	79-97

引用番号	著者	発表年	タイトル	ジャーナル	ページ等
20	長谷川政美, 種村正美	1980b	燕島のウミネコの個体群動態と年齢構成	海洋と生物 10	340-344
21	樋口伊佐夫, 種村正美, 小山田和枝, 長谷川政美	1981	ウミネコの生態Ⅱ	統計数理研究所集報 28	99-115
22	金田豊	1983	八戸市燕島におけるウミネコの繁殖行動(予報)	青森県生物学会誌 21	26-29
18	成田憲一	1985	燕島のウミネコ	文化財シリーズ第 26 号 八戸市教育委員会	
23	成田章	1990	ウミネコの繁殖生態に関する研究	平成 2 年度上越教育大学 学校教育学部卒業論文	
		1991 ~ 1996	八戸港鮫地区燕島海岸整備事業		
24	成田章	1992	燕島におけるウミネコの繁殖生態	平成 4 年度上越教育大学 大学院修士論文	
30	成田章	1994a	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> の種内托卵 の新戦術	日本鳥学会誌 43	111-118
31	成田章	1994b	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> における 過剰卵数の出現	山階鳥研報 26	132-134
25	成田章	1996a	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> の ヘッドトッシングの機能	青森自然誌研究 1	31-33
26	成田章	1996b	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> の 攻撃的行動に見られる性的差異	Strix 14	129-133
27	成田章	1997	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> の他個体へ向け た長鳴きを伴った傾斜姿勢 (Oblique-cum-Long-Call) の重要性	青森自然誌研究 2	16-18
28	成田章	1998a	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> の 長鳴きを伴った傾斜姿勢の行動連鎖 ー他個体へ向けられたもの以外の行動連鎖ー	青森自然誌研究 3	1-3
29	成田章	1998b	ウミネコ <i>Larus crassirostris</i> で見られるチョーキングの行動連鎖	青森自然誌研究 3	4-5
32	成田章	1999	ウミネコのつがい交尾とつがい外交尾	Strix 17	101-110
33	成田憲一	1999	燕島の保護についての知見	青森自然誌研究 4	11-15
35	成田章	2002	燕島でのウミネコの研究史	青森自然誌研究 7	7-10
36	成田章	2003	燕島におけるウミネコの繁殖生態	青森自然誌研究 8	9-10
34	成田章	2008	八戸市燕島周辺で繁殖するウミネコ	青森自然誌研究 13	43-44

引用番号	著者	発表年	タイトル	ジャーナル	ページ等
38	水谷友一, 富田直樹, 風間健太郎, 高橋弘樹, 長谷川理, 新妻靖章	2009	ウミネコにおけるテロメア長と年齢の関係	日本鳥学会誌 58(2)	192-195
37	富田直樹, 水谷友一, 藤井英紀, 杉浦里奈, 柳井徳磨, 浅野玄, 新妻靖章	2010	青森県蕪島におけるウミネコ成鳥の殺傷死体の発見	日本鳥学会誌 59(1)	80-83
		2011	東日本大震災による津波被害		
50	Yoda Ken, Tomita Naoki, Mizutani Yuichi, Narita Akira, Niizuma Yasuaki	2012	Spatio-temporal responses of black-tailed gulls to natural and anthropogenic food resources	Marine Ecology Progress Series46	249-259
		2013	蕪島の三陸復興国立公園指定		
48	Mizutani Yuichi, Tomita Naoki, Niizuma Yasuaki, Yoda Ken	2013	Environmental perturbations influence telomere dynamics in long-lived birds in their natural habitat	BIOLOGY LETTERS9(5)	20130511
		2014 ~ 2016	蕪島地区整備事業		
42	成田章	2015	八戸市蕪島周辺で繁殖するウミネコの経年変化	青森自然誌研究 20	37-38
		2015	蕪島神社焼失 再建事業開始		
39	富田直樹, 成田章	2016	ウミネコ繁殖地蕪島における 2012年から2015年の繁殖モニタリング	山階鳥学誌 47	136-139
43	成田章	2016	八戸市蕪島周辺に帰還する ウミネコ標識個体の経年変化	青森自然誌研究 21	95-96
49	Mizutani Yuichi, Niizuma Yasuaki, Yoda Ken	2016	How Do Growth and Sibling Competition Affect Telomere Dynamics in the First Month of Life of Long-Lived Seabird?	PLOS ONE11(13)	e0167261
40	富田直樹, 成田章	2017	ウミネコ繁殖地蕪島における 2012年から2016年の繁殖モニタリング	山階鳥学誌 48	83-86
46	成田章	2017	八戸市蕪島神社跡地で繁殖したウミネコ	青森自然誌研究 22	47-49
41	富田直樹, 成田章, 岩見燕子	2018	ウミネコ繁殖地蕪島における 2012年から2017年の繁殖モニタリング ：キツネの侵入に注目した考察	山階鳥学雑誌 49(2)	63-68
47	成田章	2018a	再建中の蕪島神社敷地内に繁殖したウミネコ	青森自然誌研究 23	89-90

引用番号	著者	発表年	タイトル	ジャーナル	ページ等
44	成田章	2018b	八戸市蕪島周辺における 2015年から2017年のウミネコの繁殖状況	青森自然誌研究 23	91-92
45	成田章	2019	2018年に再建中の八戸市蕪嶋神社敷地内で 繁殖したウミネコ	青森自然誌研究 24	71-72
		2020	蕪島神社新社殿完成		
51	富田直樹, 成田章	2021	ウミネコ繁殖地蕪島における 2012年から2020年の繁殖モニタリング	山階鳥類学雑誌 53(1)	39-43
53	水谷友一, 鈴木宏和, 前川卓也, Joseph Korpela, 宮竹貴久, 越山洋三, 依田憲	2021	海上飛翔中のウミネコによる昆虫捕食と その同定	日本鳥学会誌 70(1)	53-60
54	成田章	2021	八戸市蕪島における植生管理の有無による ウミネコの繁殖成績の差異	青森自然誌研究 26	105-106
55	成田章	2022	2021年の八戸市蕪島におけるウミネコの繁殖状 況～北側での植生管理の有無による繁殖の差 異と保護活動～	青森自然誌研究 27	167-168
56	八戸市	2023	令和4年度天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」 環境調査報告書	八戸市	
59	井上漱太	2024	ウミネコ個体数の推定	八戸市教育委員会	
52	富田直樹, 成田章	2024	ウミネコ繁殖地蕪島における 2012年から2023年の繁殖モニタリング	山階鳥学誌 56	78-82
57	八戸市	2024	令和5年度天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」 環境調査報告書	八戸市	
58	Mizutani Y, Goto Y, Shoji A, Yoda K	2025	Effects of nest locations on foraging behavior and physiological responses in seabird colony	Frontiers of Physiology	

③行政による調査事業

ア. (天) 蕪島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業環境調査

(令和4～5年度国庫補助事業)

文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受け、「(天) 蕪島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業」として、八戸市が補助事業者となり、八戸工業大学への業務委託により令和4(2022)年度および令和5年(2023)年度に実施した。

令和4(2022)年には全域および島外の植物社会学的方法による植生調査、8地点の土壌調査(腐植層の厚さ、土壌硬度、17項目の化学性分析)、5×5m調査区内でのアブラナ等の5

種の高茎草本の草丈、密度、ウミネコの営巣数、産卵数、一腹卵数、雛数、一腹雛数、巣立ち雛数を5日おきに記録した。また、蕪島周辺の鳥類と植生についても調査し、植生は8タイプに分けられ、島内の詳細な植生図を作成した。ウミネコの巣数や雛数の多い地点では、土壌中のリン濃度が極めて高く、41種の植物種からなる蕪島の特有の植生に影響を与えている可能性が示唆された。東側の急斜面や北側の神社下付近にはウミネコの営巣がほぼ見られず、島内での不均質な営巣の様子が明らかになった。また、島内の代表的な高茎草本であるアブラナの成長時期とウミネコの繁殖時期がほぼ一致していたことが明らかになった⁵⁶⁾。

令和5年(2023)には島内の調査区を21か所に増やし、前年と同様のウミネコの繁殖データを5日ごと、アブラナの草丈および密度を10日ごとに記録した。うち9地点ではアブラナを約30cmの高さで刈り取る環境操作を行い、アブラナの密度、草丈、調査区の斜度がウミネコの各繁殖データへ与える影響について、階層ベイズモデルを用いて評価した。その結果、営巣前の時期のみ、アブラナの背丈と調査地の斜度は、営巣数に負の影響を与えることが統計学的に示された。一方で、一腹卵数や雛生存率、全期間の生存率へのアブラナ本数と草丈および草刈り、斜度の影響はほぼ受けていないことが明らかになった。これは、営巣後においては生まれる卵の数や、孵化から巣立ちにかけての生育に周囲の植生が与える影響が小さいことを示唆している。また、島内の斜面方位の異なる5地点の地上高50cmでの気温、風速の測定により、気温差および風速の差が認められ、それらがアブラナの成長時期や草丈の差に影響していることが確認された。これらの結果から、ウミネコ個体群の維持と管理において、営巣前の時期にはアブラナの草丈を低く保つ、または草丈の高いアブラナの広範囲な生育を抑制することが効果的であることが考察された⁵⁷⁾。

イ. ウミネコ繁殖調査及び個体数推定(令和6年度国庫補助事業)

前述の(天)蕪島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業環境調査に続けて、令和6年度からは蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画策定事業における追加調査として名古屋大学特任助教の井上漱太への依頼によるウミネコの飛来数推定事業が実施された。また、蕪島のフェンス内におけるウミネコの繁殖調査も名古屋大学へ委託して実施されている。

これらは令和7年度以降も市単独事業として実施されており、調査精度向上を目指して令和8年度現在も継続されている。

ウ. 重要生態系監視地域モニタリング推進事業

環境省自然環境局生物多様性センターが取りまとめを行う本事業は、全国に生態系調査サイトを設定し、長期的かつ定量的に継続してモニタリングをする事業である。このうち、本繁殖地は小島嶼(海鳥)の調査サイトに定められており、平成16(2004)年から調査が行われている。調査は公益財団法人山階鳥類研究所によって実施され、平成19(2007)年の営巣数を13,074⁶⁰⁾、平成23(2011)年は16,080⁶¹⁾、平成28(2016)年は15,550⁶²⁾、令和元(2019)年は13,525⁶³⁾、令和6(2024)年は12,818⁶⁴⁾と推定している。

(2) ウミネコの繁殖状況

① 蕪島におけるウミネコの生態

本繁殖地で繁殖を行うウミネコは春までに飛来し、繁殖を行ったのちは本繁殖地を離れて日本周辺で過ごす。このウミネコの1年の流れについて詳細を以下に示す。

●ウミネコの蕪島への飛来

積雪が減少し、気温が上昇する春季になると、ウミネコは繁殖のために蕪島へ飛来する。蕪島へ飛来する時期は、かつては2月上旬から2月下旬頃であったが、近年は1月上旬から1月下旬頃となっている。数千羽の群れが蕪島周辺を旋回、蕪島に着地、蕪島を飛び立つことを何度か繰り返す日々が続く、次第に蕪島へ滞在する時間が長くなっていく。

●なわばり防衛

ウミネコは巣場所となる一定の狭い範囲をなわばりとして防衛する。3月頃から頻繁になわばり防衛行動が見られるようになる。なわばり防衛行動は、攻撃的行動と音声を伴う行動に分類される。攻撃的行動は、「攻撃的直立姿勢」：首をほぼ垂直にして立つ、「草引き」：地面あるいは草木を引っ張る、「突進」：勢いよく走りより、くちばしをつきだし、羽を広げて威嚇する、「つつく」：走りよりつつく、「攻撃」：勢いよく走りより、相手個体を連続してつついたり、くちばしではさんで強く引いたりする、の5種類が見られる。これらの攻撃的行動は、近隣の繁殖個体がなわばりへ接近あるいは進入したときに見られ、攻撃性の強さはいずれの行動も前産卵期に最も攻撃頻度が高く、産卵・抱卵期に最も攻撃性が下がり、育雛期に攻撃性が若干増す傾向がある²⁶⁾。音声を伴う行動は以下の2種類が見られる。「長鳴きを伴った傾斜姿勢」：頭部をいったん前へ出してから脚のある下へ曲げ、続けて斜め上へ伸ばす。その際にトランペットのような響く音声を伴っている。「チョーキング」：頭部を下に向け小刻みに上下に振動させながらクワックワックといったリズムカルな音声を伴っている。長鳴きを伴った傾斜姿勢は、なわばりを防衛するための弱い攻撃的行動である²⁷⁾。チョーキングは、つがい同士で行われることが多く、つがい他個体のなわばりへの進入を回避させる機能がある²⁹⁾。

●交尾

4月上旬から5月中旬にかけてウミネコの交尾行動が見られる。

つがい交尾は、それぞれのつがいのなわばり内で行われる。つがい交尾では、「ヘッドトッシング」という地面を向いているくちばしを素早く上に向け、その際に「ミュー」や「ミョー」といった音声を伴った行動が交尾前行動として連鎖している²⁵⁾。ヘッドトッシングが行われた後に、雄が雌の背中に乗り(マウンティング)、互いの総排泄腔をこすり合わせることで交尾が成立する。交尾後、雄から雌へ吐き戻しによる求愛給餌が行われることがある。

つがい外交尾は、つがい雄がなわばりに不在の時に起きており、なわばりの周辺にいる他の雄がなわばりに進入して生じる。つがい外の雄は、なわばりをゆっくり歩き、遠回りしながら雌へ接近し、マウンティングをすることが多い。つがい外交尾は、つがい交尾よりも少

し遅い時期に行われる³²⁾。

●産卵・抱卵

造巣は4月中旬から5月中旬に見られる。産卵の10日程前になると、ウミネコは地面を足で蹴るようにして掘り下げ、腹で地面をこすり球面上に形を整える。そして、枯れ草や枯れ枝、海草をドーナツ状に敷きつめ巣を完成させる。巣の大きさは外径22cm×24cmである⁶⁵⁾。燕島のウミネコの巣の密度は、1 m²あたり0.82～1.03 巣である²⁴⁾。

産卵は4月中旬から5月中旬まで見られる。一腹卵数は1から5卵まであり、2卵が最も多い。卵は全体的にオリーブ色で、黒褐色の斑紋が多数ついた保護色である。卵のサイズの平均は、長径61.6mm、短径43.2mm、卵重60.5gである。抱卵は最終卵産卵後に行われ、雄雌交代で行われる。孵化に至るまでの抱卵日数は平均26.0日である¹⁶⁾。

●孵化

5月中旬から6月中旬に孵化する。雛は卵と同様にオリーブ色と黒褐色の斑紋が多数混じり合った保護色の羽毛を呈している。孵化する際、卵殻内にいるヒナが、上嘴の先端にある「卵歯」と呼ばれる鋭い小さな刺で卵殻をこすることによって穴を開け、卵殻の外へ出てくる。穴を開ける位置は、ほとんどが卵の鈍端部である。小さな穴があいて卵殻の外に雛として出てくるまでには数時間要する⁶⁶⁾。孵化したばかりのヒナは、綿毛のようなふさふさした毛が生えている。

●育雛

孵化が終わった5月下旬から7月下旬まで、親鳥は雛に対して抱雛と給餌をする。

抱雛は雛を腹部に接触させて温める行動である。孵化したばかりの雛は、綿毛のような初毛が生えているだけであり、雨や風による気温の低下から自らの体温を調節することが十分にできない。そのため親鳥は特に正羽が生えはじめる前の雛を雄雌交代で温めている⁶⁷⁾。

給餌は雛へ餌を与える行動である。雛が親鳥のくちばしの先をつつく餌ねだりの行動を何度も繰り返すと、親鳥は飲み込んでいた餌を吐き戻して与える。親鳥は海上や河川、水田などで餌を採餌するが、餌の種類は雛の成長に伴って変化する。育雛前期にあたる5月下旬から6月中旬になるとウミネコは雛への給餌のために多数水田に飛来し、水生生物を採餌している⁶⁷⁾。以前は雛が小さい間はミズアブの幼虫やミミズなどの小さな餌を与え、雛が大きくなるにつれてカタクチイワシやマイワシなどを与えていたが⁶⁸⁾、近年はミズアブやミミズなどの水生生物を餌として与えることが少なくなっている⁶⁹⁾。孵化したばかりの雛の体重は約50gであるが、巣立ち直前の40日後には約550gと親鳥と同じくらいの体重になる。雛は孵化後45日前後で巣立つ⁷⁰⁾。

●ウミネコの渡去

親鳥は雛が巣立つと、徐々になわばりを離れることが多くなる。また、少しの間は巣立ちした雛(幼鳥)へ給餌をする。給餌場所は、燕島周辺の砂浜や岩場である。

渡去直前の蕪島は、2時間から3時間に1回の割合でウミネコが一斉に島から飛び立ち、周囲を旋回し、島に戻る行動が見られる。このような行動が繰り返された後に、いくつかの群れをなして蕪島を離れていく。7月下旬から8月上旬頃に全てのウミネコは渡去する。

●繁殖後(非繁殖期)のウミネコの生態

ウミネコは蕪島を離れると餌を求めて移動し、8月から10月は北海道の道東付近まで、11月から12月は三陸沿岸を通過し、関東沿岸まで移動する。そして1月から3月は瀬戸内や九州地方の沿岸へ移動する。最近では瀬戸内や九州地方まで移動することは少なくなっている。ほとんどの個体は日本の沿岸を移動し、1月以降に蕪島に戻ってくるが、日本以外へ移動する個体もいる。これまでにロシアのサハリン、韓国の釜山、中国の上海などで標識個体が確認されている¹⁷⁾。

●ウミネコの1年間の生態

ウミネコは繁殖のために蕪島に滞在し、繁殖が終わると蕪島を去り、海上で生活をする。ウミネコの1年間の生態を整理すると、表3-3のようになる。

表3-3. ウミネコの1年間の生態

時期	繁殖期	繁殖行動	雄雌の役割	その他
1月上旬～1月下旬	蕪島への飛来	群れで飛来		
2月下旬～	なわばり保持	なわばり防衛	雄雌共に行う	
4月上旬～5月中旬	交尾	なわばり防衛 交尾	雄雌共に行う	なわばり防衛行動の最も強い時期
3月中旬～5月中旬	造巢	なわばり防衛	雄雌共に行う	
4月中旬～5月中旬	産卵・抱卵	なわばり防衛 産卵・抱卵	雄雌共に行う 雄雌共に行う	巢外卵(※1)や過剰卵数(※2)の出現
5月中旬～6月中旬	孵化	なわばり防衛	雄雌共に行う	
5月中旬～7月下旬	育雛	抱雛 雛への給餌	雄雌共に行う 雄雌共に行う	
7月下旬～8月上旬	蕪島からの渡去	群れで移動		

※1：巢外卵…巢外に1卵ずつ産卵されている卵。巢外卵は最も近くにある巢から平均して61.1cmのところがあり、巢の近くにあることから、なわばりを持つことができなかった雌個体が、巢へ取り込まれること(種内托卵)をねらって産み落とした可能性が考えられる³⁰⁾。

※2：過剰卵数…通常の一腹卵数よりも多い卵数。過剰卵数は産卵の間隔が不規則であり、他個体が産み落としている(種内托卵)可能性がある³¹⁾。

③ウミネコ個体群の規模

本繁殖地のウミネコ個体数は、令和5(2023)年が27210.54羽、令和6(2024)年が33901.22羽と推定されており、例年30,000羽程度が飛来しているとみられる(表3-4)。

表3-4. 近年の飛来数・繁殖調査結果一覧表

調査年	1964- 1972	2007	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2019	2020	2021	2022	2023	2024
推定 飛来数	30000	25172	32160	36592	24084	31490	34196	31100	27050				27210.54 ※1	33901.22 ※2
推定 営巣数	14760	12586	16080	18296	12042	15745	17098	15550	13525				12818	
平均 1 抱卵数	2.1			1.64	1.57	2.14	2.09	2.16	1.8	2.07	2.06	2.03	2.09	2.15
生存率 (卵から 巣立ち)	28.5%			29.0%	23.0%	3.0%	6.0%	9.0%	7.0%	8.0%	14.0%	26.0%	20.0%	32.3%

※1 95%信頼区間 25789.85-28652.58

※2 95%信頼区間 32279.09-35558.81

1964-1972データ→成田憲一・成田章(2004).ウミネコ観察記八戸市燕島.木村書店.74-75
2007-2019推定営巣数→環境省自然環境局生物多様性センター(2020).2019年度モニタリングサイト1000 海鳥調査報告書,環境省.31-39
2007-2019推定飛来数→推定営巣数×2
2012-2023抱卵数・巣立ち率→富田直樹・成田章(2024)ウミネコ繁殖地燕島における2012年から2023年の繁殖モニタリング.山階鳥学誌.56:78-82.
2023推定飛来数→八戸市教育委員会(2024)令和5年度天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」環境調査報告書.18-24(ドローン測定)
2024推定飛来数→井上漱太(2025)ウミネコ個体数の推定.八戸市教育委員会(ドローン測定)
2024抱卵数・生存率→水谷友一(2025)令和6年度燕島ウミネコ繁殖地繁殖調査報告書.八戸市教育委員会

④令和４～６年における繁殖状況

本繁殖地では、燕島本島に加えて、現在は埋立造成された場所の一部でもウミネコの集団繁殖が行われている。

本繁殖地のウミネコ繁殖状況について、保護フェンス内については令和４～５（２０２２～２０２３）年に実施した天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」環境調査に加え、令和６（２０２４）年に追加調査を実施した。

また、埋立造成により形成された領域においても、地元研究者と八戸市にある高校の生徒により全数調査が行われており、調査者の厚意で令和４～６（２０２２～２０２４）年分の調査データが提供された。

島内外の調査方法における共通項と差異を以下の通り。

共通項

- ・営巣数は、調査を行った領域ごとに確認された巣の最大数を示す。
- ・産卵数は、調査を行った領域ごとに確認された卵の最大数を示す。
- ・巣立ち雛は、３０日以上生存した雛と定義する。
- ・生存率は、巣立ち雛数を各区画の卵数で割った百分率で表記する。

差異

- ・保護フェンス内は、面積・繁殖数ともに膨大なため、一定の調査区を設定し、その範囲内に限って調査を行った。
- ・保護フェンス外は、島内と比較して立ち入りが容易なため全数調査を行った。

これらのデータは本繁殖地の指定事由となる、鳥類繁殖地としての燕島の実態を示すものであるから、調査結果について次に続けて記す。

●保護フェンス内

・調査の手法について

保護フェンス内の調査は、令和4～5(2022～2023)年に実施した天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」環境調査において5×5mの調査区を最大21か所設けて実施したが、令和6(2024)年追加調査は5か所の調査区に縮小した(図3-4)。このため、本項目では令和6年度追加調査に対応する調査区5か所分の調査結果を記す。

以下に各調査区の環境を記す。

調査区1：参道西側・島の南側斜面

調査区2：西側斜面

調査区3：北側斜面の尾根

調査区4：北側の小山の中腹

調査区5：東面のうち海に面した急傾斜地。

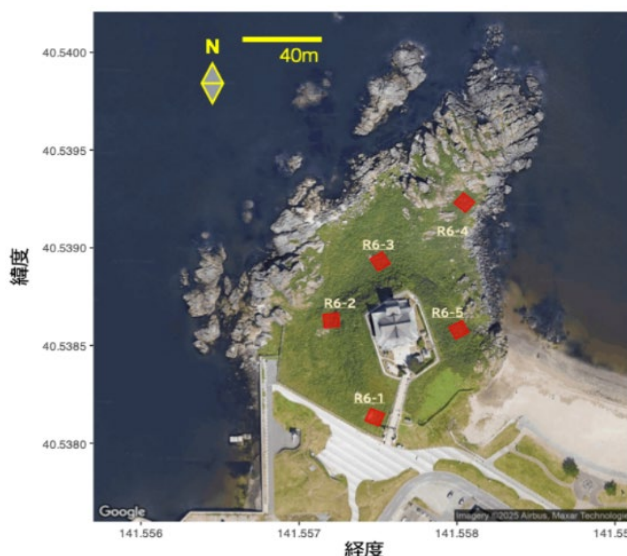


図3-4. 保護フェンス内5カ所の調査区

・記録方法について

上記調査区において、各年ともに概ね6月第四週から7月第一週までの間、5日ごとに巡回し、調査区内の営巣数、産卵数、孵化数、巣立ち雛数を記録した。

令和4(2022)年、令和5(2023)年の巣立ち雛数は、調査時に調査区内にいる雛に対して個体識別をせずに計測し、初雛が観測されてから40日後の見回り時点で生存している雛を巣立ち雛と定義した。令和6(2024)年は調査区内でカラーリング装着による個体識別を行って調査しているため、正確に区画内で孵化して生存している個体についての結果を示す。令和6(2024)年の調査では巣立ちを30日齢の雛と定義し、30日齢経過後の幼鳥からはカラーリングを外し追跡終了とした。

調査は名古屋大学水谷友一及び学生が行い、見回りの結果から表4-4のとおり繁殖成績を記録・算出した。なお、令和6(2024)年の調査区2において6月26日の見回りで初産卵を確認したが、巣立ちする雛が現れている繁殖期終期の外れ値とみなし、巣立ち雛数と死亡雛数からは除外した(表3-5*)。

・調査結果について

各調査区において、3年間の巣数・卵数はおおむね各年平均値の±5個の範囲に収まっており、ウミネコが営巣・産卵を行う環境としての大きな変動は3年間を通して生じなかったと考えられる。

一方巣立ち雛数を見ると、令和5(2023)年の調査区2は極端に少なくなっている。同年の調査区4においても同様の傾向がみられるが、調査区1と3においては明確な変動がないた

め、同年は島内の限られた領域において、雛の生存に不利に働く要因が発生していたことが示唆された。なお、同年の調査区2は3年間の調査で最も多い卵数が確認されているため、外的要因のほか、種内競争により死亡した卵・雛が存在する可能性も否定できない。

各調査区の繁殖成績を俯瞰すると、3年間を通して調査区3と調査区5の生存率が低く表れている。

調査区3では、他調査区より生存率が10ポイント近く低い状態が3年間続いた。これは調査区が島の尾根沿いに位置するため、その植生と高い斜度が雛の生存に不利に働いたためと考えられる⁵⁷⁾。

調査区5では、調査を実施した三年間、営巣数が極めて少ない状況が続き、巣立ちが一羽も確認できなかった。この調査区は急傾斜地の中腹に位置しており、立地が営巣や雛の生存に不利に働いていると考えられる。このため、ウミネコが営巣場所として積極的に選択しなかった可能性が示唆された。

保護フェンス内は人の立入りが制限されているため、ウミネコへの人為的影響は少ないものとして取り扱うことが可能である。このため、蓄積されたデータを活用し、気温・降雨量や外敵の目撃情報と併せて分析を行うことで、自然環境におけるウミネコの繁殖についてさらなる知見を得られると期待できる。

表 3-5. 令和4～6 (2022～2024) 年の各調査区の繁殖成績

調査区番号		1	2	3	4	5
営巣数	2022	22	26	22	22	5
	2023	15	20	20	28	1
	2024	20	18	12	22	3
産卵数	2022	34	56	45	46	5
	2023	38	65	37	40	2
	2024	43	46	34	49	3
巣立ち雛数	2022	12	28	10	19	0
	2023	12	3	9	10	0
	2024	21	21*	9	20	0
生存率 (%)	2022	35.3	50.0	22.2	41.3	0
	2023	31.6	4.6	24.3	25.0	0
	2024	48.8	45.7	26.5	40.8	0

※1. 生存率は、巣立ち雛数を各区画の最大卵数で割って百分率で表記した。

※2. *を表記した部分は、巣立ち雛が確認された後の産卵を巣立ち雛数から除外していることを示す。

●保護フェンス外

保護フェンス外においては毎年繁殖調査を実施しているため、保護フェンス内の調査年に合わせた令和4～6(2022～2024)年の調査データを掲載する。調査は4月第二週から7月第一週にかけて、おおむね7日おきに蕪嶋神社境内と蕪島周辺(フェンス外)でウミネコの営巣数や産卵数、孵化数、巣立ち雛数などの繁殖状況を調査した。

産卵数は産卵数のピークにあたる5月第二週から第三週にかけて調査し、巣立ち雛数は巣立ち直前の7月第一週に調査した。調査は地元研究者の成田章と八戸工業大学第二高等学校の生徒が行った。

調査を行うにあたり調査地を区分した。調査区は、天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」保存活用協議会報告書⁷¹⁾の中で、「蕪島ウミネコ繁殖地」保護管理のためのゾーニングの一

例として記載されているB地区からD地区までと、新たに設定したE地区とF地区である(図3-5)。以下に各地区の環境を記す。

B地区：①フェンスに接した西側、②階段脇、③八戸小唄石碑周辺とフェンスに接した東側、④蕪嶋神社境内

C地区：波浪観測施設、蕪島休憩所付近の築山など

D地区：海水浴場や鮫浦漁協施設の船着場

E地区：海水浴場や民間の船着場

F地区：蕪島休憩所の北西にある防波堤

ウミネコの繁殖状況は、表3-6のような結果となった。

B地区④は、人の出入りが非常に多い場所であるが、令和4(2022)年を除き生存率は40%以上で推移した。これは島内の数値を大きく上回っていることから、人為的な影響を加味しても同地区はウミネコの繁殖に有利な環境であると考えられる。一方、令和4(2022)年の同地区は3年間で営巣数・産卵数ともに最低の数値が記録されており、生存率も極端に低い結果となった。他の地区では必ずしも同等の傾向ではないことから、この年の同地区ではウミネコの営巣・育雛に適さない要因が発生していたことがうかがえる。

B地区①では営巣数・産卵数は三年間安定した数値で推移しているものの、令和4(2022)年と令和6(2024)年は生存率が極端に低くなっている。当該地区では孵化後に雛が殺傷されることが多いことから、外敵の侵入により生存率が左右される環境にあると考えられる。

B地区②は人の出入りが非常に多い場所であるが、人が立ち入らない階段の脇に巣を作り人の影響を受けることが少ないため、生存率は各年ともに30%を超える数値で推移し、ウミ

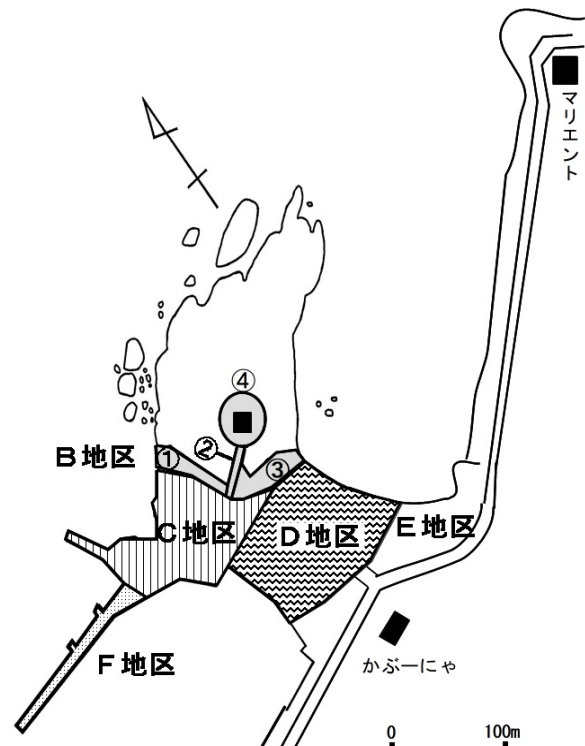


図3-5. 蕪嶋神社と蕪島周辺(フェンス外)の調査区

ネコの繁殖にとっては安定した環境であると示された。

B地区③では、各年ともに営巣は確認されたが、産卵巣数が少ない。卵のない巣は以前に産卵されていたが、トレイルカメラによる撮影の結果、キツネ等の捕食により卵が消失していた(図3-6)。一方、令和6(2024)年は巣立ち雛が確認され、生存率は28.6%を記録した。

C地区では、B地区③と同様に、卵のない巣はキツネ等の捕食により卵が消失していた。同地区においては令和4(2022)年をピークに営巣数・産卵数が減少を続けており、外敵による殺傷が続き、年々繁殖環境が悪化している可能性が示唆された。一方、令和5(2023)年からは巣立ち雛が確認されており、令和4(2022)年には0%であった生存率は2024年には6.8%となった。



図3-6. C地区で観察されたキツネ

D地区やE地区で令和4(2022)年にわずかな営巣が確認されて以降営巣がされておらず、生存率は三年間ともに0%を記録している。

F地区では、B地区③やC地区と同様に、卵のない巣は、キツネ等の捕食により卵が消失していた。営巣数・産卵数ともに3年間で大きく変動しているが、ともに生存率は0%であった。このため、外敵の影響が営巣中のウミネコに加わる時期が変動しやすい地域であると考えられる。

繁殖データを3年間通して見ると、燕島島内の繁殖個体群から離れた調査区になるほど営巣数や面積単位の密度が減少し、巣立ちまでの生存率も下がる傾向がある。

この原因として、キツネ等の外敵侵入や⁷²⁾、多数の来訪者による繁殖のかく乱が考えられるため、それらの対策を継続して講じていく必要がある。

表3-6. 令和4～6(2022～2024)年の燕嶋神社境内や燕島周辺(フェンス外)のウミネコの繁殖状況

		B地区				C地区	D地区	E地区	F地区
		④(境内)	①(西側)	②(階段脇)	③(東側)				
営巣数	2022	578	59	46	3	248	1	0	72
	2023	725	45	56	0	149	0	0	139
	2024	654	55	63	4	66	0	0	98
産卵数	2022	1146	126	112	3	515	2	0	149
	2023	1632	104	141	0	305	0	0	301
	2024	1715	117	155	7	88	0	0	202
巣立ち雛数	2022	237	0	38	0	0	0	0	0
	2023	814	29	45	0	6	0	0	0
	2024	727	11	67	2	6	0	0	0
生存率(%)	2022	16.7	0	33.9	0	0	0	0	0
	2023	49.8	27.9	31.9	0	2.0	0	0	0
	2024	42.4	9.4	43.2	28.6	6.8	0	0	0

●繁殖状況のまとめ

燕島の保護フェンス内外に営巣するウミネコを一連の繁殖個体群として捉えると、個体群の内側に営巣するウミネコの繁殖成績はおおむね安定して推移している。一方、燕島の保護フェンス外など、繁殖個体群の外縁にあたる地域では、年次により繁殖成績が大きく変動し、卵から巣立ちまでの生存率も低い数値で推移している。

生存率低下の原因は、営巣に適さない地形、天敵による捕食、多数の来訪者によるかく乱など、複数の要因が考えられる。

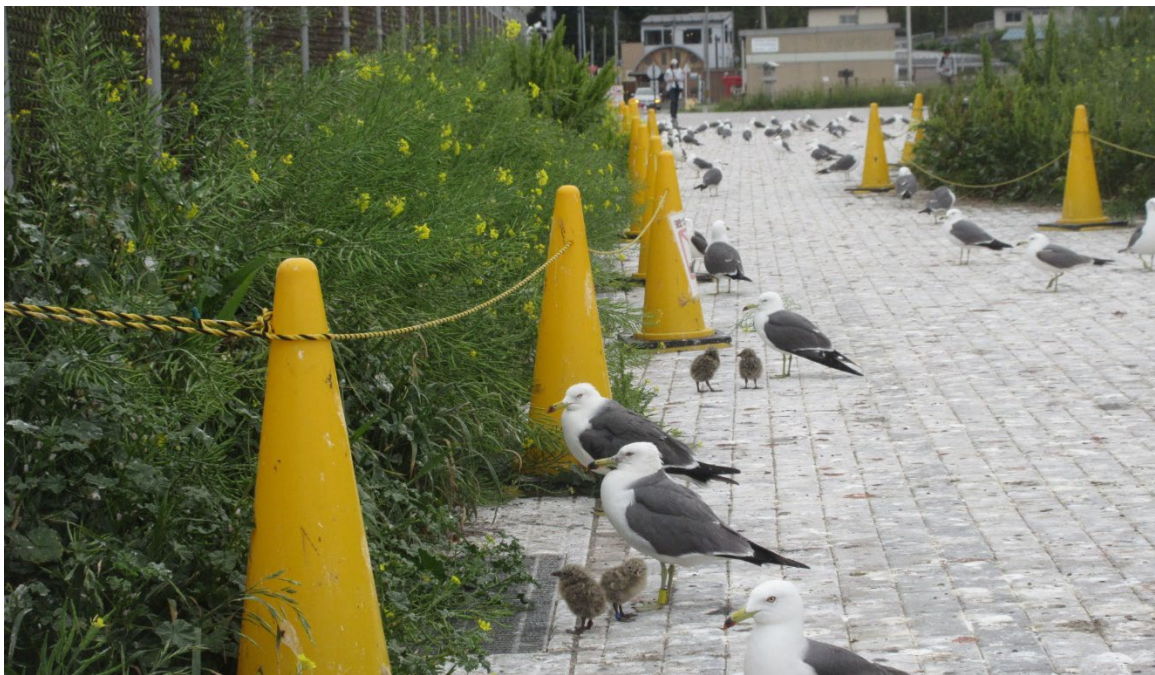


図 3-7. 保護フェンス内(上)とフェンス外(下)で繁殖するウミネコ

第4章 本質的価値

第1節 本質的価値

本繁殖地の本質的価値は、地域の風土・文化に守られ全国有数の繁殖規模を維持してきた我が国を代表するウミネコ繁殖地であることと、埋立により陸続きとなったことで人の生活圏に近い領域で集団繁殖するウミネコ個体群であり、繁殖生態の観察が容易なことである。

(1) 繁殖規模について

本繁殖地の令和6年(2024)の推定巣数は12,818巣¹⁾・推定飛来数は33,901羽²⁾と算出されている。国の天然記念物である全国のウミネコ繁殖地6か所(令和8年現在)を比較すると、岩手県陸前高田市の「椿島ウミネコ繁殖地」は2~3万羽規模³⁾とされており、宮城県女川町の「陸前江ノ島のウミネコおよびウトウ繁殖地」は平成28年(2016)の推定巣数が21,263巣⁴⁾と算出されている。国内ではこれらと本繁殖地を含む3か所のみが1万を超える繁殖個体数を有しているとみられる。なお、北海道羽幌町の「天売島海鳥繁殖地」、山形県酒田市の「飛島ウミネコ繁殖地」、島根県出雲市の「経島ウミネコ繁殖地」の巣数は数百から数千規模となっており(表4-1)、本繁殖地におけるウミネコの繁殖規模は全国有数のものであるといえる。

(2) 地域の風土・文化による保護について

蕪島は古来より弁財天が祀られており、長きにわたり地域の信仰の対象であったとみられる。また、蕪島で繁殖するウミネコも、魚群の上に集まり漁場を知らせる鳥として古来より漁業者から信頼されていた。これらの理由により、人の生活圏が本繁殖地に近接していながら、ウミネコは地域住民により保護の対象とされてきたと考えられる。

これらの地域の人々による格別な保護により蕪島の繁殖規模が維持されてきたことは、指定当時から指摘されていた⁵⁾。こうした保護は、天然記念物指定後に地域住民が始めた保護監視活動に形を変え、現在の行政からの委託による保護監視活動に引き継がれている。

さらに八戸市は昭和54(1979)年にウミネコを「市民の鳥」と定めたほか、蕪島では企業・個人によるごみ拾いボランティア、小中学校等における体験学習が行われるなど、蕪島およびウミネコに対する保護意識は広がりを見せており、将来にわたり保護の機運を引き継ぐ土壌を形成している。

(3) 観察の容易さについて

ウミネコは沖合の孤島や岩礁で繁殖することが多い(表4-1)が、本繁殖地はその立地から接近が容易であり、指定後の埋立てにより陸路での来訪も可能となった。

このため、本繁殖地では繁殖の観察が容易となり、指定から現在に至るまで多くの調査・研究が実施され、ウミネコの生態を明らかにしてきた。

指定に前後して本繁殖地の調査を行った和田干蔵は、観察が容易であることを指摘しつつ、天然記念物指定直前に本繁殖地のウミネコが人の作為で繁殖率を大きく減じたことについて

触れ⁶⁾、人為的影響低減の重要性について述べている。

表 4-1. 国指定天然記念物のウミネコ繁殖地

繁殖地名	所在地と概要	来訪・観察のためのアクセス
蕪島ウミネコ繁殖地	面積約 18,000 m ² ¹⁾ 、約 3 万羽規模のウミネコ繁殖地。 R6(2024)年の推定営巣数は 12,818 巣 ¹⁾ 、推定飛来数は 33,901 羽 ²⁾ 。	八戸市の種差海岸北端に所在。 陸続きであり、市街地に近接することから来訪・観察が容易。
天売島海鳥繁殖地	北海道の日本海側に位置する羽幌町西約 30km にある面積 5.5 km ² の有人島。 ウトウを中心に、ヒメウ、ウミネコ、オオセグロカモメなど複数種の海鳥の繁殖地となっている ⁷⁾ 。 H28(2016)年に観察されたウミネコの営巣数は 3,586 巣 ⁷⁾ 。	羽幌港から一日最大六便の定期船が運行されているが、冬季は一便に減少する。 札幌市から羽幌港までは、高速バスで約 3 時間を要する。
椿島ウミネコ繁殖地	岩手県陸前高田市の景勝地広田崎の東南東沖約 1km に浮かぶ小島 ³⁾ 。 2～3 万羽規模のウミネコ繁殖地とされる ³⁾ 。	島をなぞる遊覧船は運行されているが、公共交通機関による上陸手段はない。
陸前江ノ島のウミネコおよびウトウ繁殖地	宮城県女川町の南東沖に約 14km にある列島。繁殖地としてはこの中で面積 90,000 m ² と最大の無人島である足島が代表的 ⁴⁾ 。 足島の H28(2016)年のウミネコの営巣面積は 50,625 m ² 、推定営巣数は 21,263 巣 ⁴⁾ 。	列島の有人島である江島までは、女川港から一日三便の定期船が運行されている。 足島はそこから南東約 1.2km に所在し、公共交通機関による上陸手段はない。
飛島ウミネコ繁殖地	山形県酒田市の酒田港から北西沖約 39km にある有人島 ⁸⁾ 。15,000 羽規模の繁殖地とされる。 R6(2024)年の推定営巣数は 1,971 巣 ⁸⁾ 。	酒田港から一日二便の定期船が運行されているが、冬季は一便に減少する。
経島ウミネコ繁殖地	島根県出雲市の日御碕港から北西沖約 100m にある面積約 3,000 m ² の小島 ⁹⁾ 。 R6(2024)年に観察された成鳥は 1,192 羽、営巣数は 249 巣 ⁹⁾ 。	近隣の日御碕神社の神域であり、一般の立入りは行えない。

第2節 蕪島ウミネコ繁殖地を構成する諸要素

(1) 本質的価値を構成する要素

①ウミネコ繁殖個体群

本繁殖地で繁殖するウミネコ個体群のことを指す。本繁殖地へのウミネコの飛来数は例年3万羽程度とみられ、これは巣数や飛来数等の調査が実施されている国内の繁殖地の中では有数の規模である(表4-1)。

ウミネコは蕪島本島を中心に埋立地の一部でも繁殖しており、観察が容易なため本繁殖地では指定当時よりウミネコの調査・研究が継続的に行われている。今日においては繁殖期のウミネコの生態や食性、行動や、繁殖期内外の移動経路までもが明らかとなってきた。繁殖生態の詳細は第3章を参照。

ウミネコは令和8(2026)年3月に国内で絶滅危惧Ⅱ類として環境省レッドリスト・レッドデータブックに登載されたため、繁殖個体群保護の重要性が高まっている。

②蕪島本島

指定当時、蕪島は陸地から離れた島であったが、その後の埋立てにより陸続きとなった。現在は埋立地を含む一帯が蕪島と呼ばれているが、本計画では指定当時に島として独立していた部分を本質的価値としての蕪島本島と呼称する。

蕪島本島は長径約300m、短径約140m、高さ約17m、周囲約800mの陸繋島で、これを東側から見ると、ひょうたんを縦に割ったように大きな山と小さな山がある。

蕪島本島の地質は海岸に分布する白亜系とされる火山岩とそれを起源とする凝灰岩(輝緑岩質凝灰角礫岩)で構成され、その上に八甲田・十和田火山由来の火山灰層が堆積し⁸⁾、地表面直下には腐植層が堆積している¹⁰⁾。

ウミネコの巣材に利用されている蕪島本島の植生は、アブラナやヨシ、カモガヤが島全体に優占しており、ウミネコの糞による土壌の富栄養化が影響しているとみられるイヌホオズキ・カモジグサ群落が存在している。また、ヨシやカモガヤについては通常の分布と異なっており、ウミネコが影響を与えているとみられる¹¹⁾。

③海面

蕪島本島から周囲60間の範囲の海面が指定範囲となっている。海面はウミネコの採餌や休息の場所として重要である。指定当時は蕪島本島と陸地が海面により隔てられていたため、ウミネコ为天敵となる陸上哺乳類の侵入が抑制されていたと推測される。

(2) 本質的価値に準ずる要素

①蕪島本島以外の植生

埋立地に整備された蕪島海浜公園や蕪島休憩所前広場は芝生や低木などが植栽整備されている。これらの植生はウミネコの巣材として利用されている。

②砂浜

砂浜は蕪島が埋め立てにより陸続きになって以降、海流による砂の堆積や青森県の人工海岸造成事業により成立したものである。砂浜はウミネコの休息や、親鳥が巣立ちした雛（幼鳥）へ給餌する場所となっている。

(3) その他の要素

本繁殖地の保存施設や活用施設があるほか、公共・公益施設である公園や広場、漁港施設等が所在している(表 4-2)。

表 4-2. 本繁殖地に係る諸要素

分類		要素	備考・特記事項
本質的価値を構成する要素		ウミネコ繁殖個体群	本繁殖地を根拠として繁殖するウミネコ
		蕪島本島	指定当時に島だった部分 現在は埋立てにより陸続き
		海面	採餌・休息の場所
本質的価値に準ずる要素		蕪島本島以外の植生	埋立地の植生・巣材に利用
		砂浜	指定後の埋め立てで成立 給餌・休息の場所
その他の要素	保存・活用に必要な要素	保存施設	保護監視所、フェンス、注意看板等
		活用施設	蕪島休憩所（ガイダンス施設）、文化財説明板等
	人の生活・営みに係る要素	公共・公益施設	蕪島神社、蕪島海浜公園、蕪島休憩所前広場等
		漁港施設	防波堤、船揚げ場、倉庫等
		インフラ設備	道路、電線、電灯、上下水道設備等
		その他工作物	石碑、モニュメント、記念看板等
		企業用地	駐車場・物資置場等に使用
指定地外	指定地周辺の留意すべき要素	駐車場	通年使用可能
		水産科学館「マリエント」	ウミネコの生態をテーマにした常設展示を行っている
		種差海岸周辺のウミネコ繁殖地(表 4-3)	蕪島のウミネコ個体群との関連性が指摘されている ¹³⁾

第3節 指定地周辺の留意すべき要素について

指定地に隣接して無料駐車場が整備され、来訪者のアクセス性・利便性の向上に貢献しているほか、近隣の八戸市水産科学館「マリエント」においては、ウミネコの生態をテーマにした常設展示が整備されており、本繁殖地の活用において重要な役割を担っている(表 4-2)。

また、隣接する名勝「種差海岸」の指定地周辺には複数のウミネコ繁殖地がみられ(表 4-3)、中には一部の国指定天然記念物に匹敵する規模(表 4-1)のものも確認されている。

これらのうち一部は指定後間もない時期の調査報告で既に言及されているが、近年の調査の進展により、本繁殖地のウミネコ個体群との関連性が改めて指摘されている。

表 4-3. 種差海岸周辺のウミネコ繁殖地

場所	概要	所在地
深久保漁港	令和 6 (2024) 年の調査で 364 羽のウミネコ及び 96 個の巣が確認されている ¹²⁾ 。	深久保漁港内の岩場。
種差天然芝生地	令和 6 (2024) 年の調査で 35 羽のウミネコ及び 9 個の巣が確認されている ¹²⁾ 。	種差天然芝生地から約 40m 沖の岩場。
大久喜弁天島	令和 3 (2021) 年から令和 7 (2025) 年調査の間に、巣数は 1,179 巣から 1,636 巣の間で推移し、繁殖個体数は 2,358 羽から 3,272 羽と推定されている ¹³⁾ 。	大久喜漁港の整備による埋立てで陸続きとなった島。

第5章 現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

(1) 指定地全体に影響するもの

①ウミネコの絶滅危惧種指定について

令和8(2026)年3月、ウミネコは環境省レッドリスト・レッドデータブックに初めて絶滅危惧Ⅱ類として記載された。

これは、環境省の重要生態系監視地域モニタリング事業の対象となる、本繁殖地を含む全国8か所のウミネコ繁殖地における平成24(2012)年以降約10年間のモニタリングデータを集計した結果、うち2か所の営巣地が消滅、平均して42%の繁殖個体数減が見られたことによる。

蕪島における繁殖個体数は、東日本大震災以前の調査データとおおむね同等の数値を示しているものの、繁殖個体数減少の原因とみられる捕食者の侵入、餌資源の減少、人為的な繁殖かく乱等は本繁殖地においても発生していることから、可能な限りの対策を行い、ウミネコを保護する必要がある。

②現状変更等の取扱いについて

文化財保護法第125条に基づく現状変更等の規制は、文化財指定地内の現状変更と保存に影響を及ぼす行為について、文化庁長官の許可を要するものとしている。

本繁殖地においては、文化財指定後、指定地内で大規模な海面の埋立てが行われ、埋立地は現在、それぞれの管理者・所有者により多様な利用がなされている。

このため、埋立地と指定当時から陸地であった蕪島本島で一律の法規制を続けると、各管理者・所有者の利用に支障をきたし、ひいては現状変更等の規制が形骸化する懸念がある。

これを防ぐため、現在は便宜的に島内の立入規制や利用マナーの呼びかけを行っているが、法的根拠が未整理のため、実効性に課題が残っている。

そこで本繁殖地の特性と現況に即した制度運用を行うために、本計画で本質的価値の所在に基づく地区区分を設定し、申請対象行為である現状変更と保存に影響を及ぼす行為を整理し、取扱方針と許可基準を設定する必要がある。

(2) 個別の構成要素の現状

本繁殖地を構成する諸要素のうち保存管理に関する要素の現状を表5-1のとおり整理する。なお、活用、整備に係る諸要素は後の項目で掲載するため、次表では省略している。

また、本繁殖地においては計画策定以前から実施している施策が複数存在するため、構成要素ごとに施策を整理し、その概要と現状について表に続けて記載する。

表 5-1. 保存管理に関する諸要素の現状と課題

分類	要素	要素の現状
本質的価値を構成する要素	ウミネコ繁殖個体群	・繁殖中のウミネコが天敵による捕食被害を受けている。 ・ウミネコの繁殖状況を継続的に把握・記録する必要がある。
	蕪島本島	・島内にウミネコの営巣が見られない一角がある。 ・流木、ごみ等の漂着物が頻繁に確認される。 ・急傾斜地等で土の流出がみられ、保護フェンスの侵入防止機能に影響が生じている。 ・特定外来生物のほか、ウミネコの繁殖に悪影響を与える植物の繁茂が確認されている。
	海面	・指定以後、埋立てにより大きく面積を減じ、蕪島本島と陸地を隔てる機能を失った。
本質的価値に準ずる要素	蕪島本島以外の植生	・国立公園及び観光地における風致保護のための草刈りが実施されている。
	砂浜	・風致保護のための漂着物撤去やごみ拾いが実施されている。
指定地周辺の留意すべき要素	種差海岸周辺のウミネコ繁殖地	昭和初期に追加指定に値するものとして指摘されている。近年、地元研究者により繁殖調査が継続されている。

①ウミネコ繁殖個体群への施策

ア 保護監視

教育委員会社会教育課(以下本章においては社会教育課)は保護監視業務を「ウミネコ繁殖地蕪島を守る会」(以下本章においては守る会)へ委託して、ウミネコの繁殖活動の観察、ウミネコの天敵被害の確認や追い払い等の対策、来訪者に対する観察マナーの周知、及びそれらの実施内容をまとめた日誌の作成等を行っている。

守る会は鯨青年会による自主的なウミネコの保護活動に起源を持ち、昭和 31(1956)年度からは市の委託業務として保護監視を継続して受託している。

約 70 年にわたる観察記録を毎日継続して残している事例は他の繁殖地ではみられず、記録や採取試料は研究者や学術機関へ提供される形で活用されている。

しかし、保護監視をウミネコの繁殖期に 24 時間体制で実施していることから、ウミネコ保護監視員の負担が大きく、ウミネコの繁殖期間に限った業務となり、安定した収入に結びつかないことから、将来的な担い手不足が懸念されている。

イ 天敵対策

天敵被害への対策として、社会教育課から狩猟経験が豊富な狩猟免許所持者に依頼してわな猟による天敵駆除を実施している。

わな猟は安全確保等の観点から設置場所のこまめな見回りを要し、免許を要する行為のため担い手が限られることから、実施者の負担が大きく、業務の継続性に課題が残る状態となっている。

このため、わな猟の担い手確保だけでなく、最新技術の導入等による駆除の負担軽減や、新たな天敵対策の手法を検討していく必要がある。

ウ 飛来数・繁殖数の調査

社会教育課は本繁殖地の繁殖状況把握のためのデータ収集を目的として、委託によりドローン撮影と AI 測定を組み合わせたウミネコ飛来数推定及び島内の調査区における繁殖調査を行っている。

これらの調査は令和 4 (2022) 年度の天然記念物緊急調査事業にて開始され、調査としてはまだ実施期間が短い。このため引き続き事業を実施し、データの蓄積と飛来数の推定精度向上を目指していく必要がある。

また燕島の島内では、環境省生物多様性センターと山階鳥類研究所による調査も実施されていることから、当該事業との連携を検討していく必要がある。



図 5-1. 繁殖調査の様子

② 燕島本島への施策

ア 島内の草刈り

繁殖期間外に草刈りや特定外来生物「アレチウリ」の駆除を行い、植生遷移の抑制とウミネコの繁殖環境維持を図っている。

イ アブラナの草丈抑制の試み

燕島海浜公園に面した燕島本島の南東面は、ウミネコの営巣が少ない一角となっている。こうした場所が広がることを防ぎ、燕島のウミネコの繁殖環境を向上させるため、令和5年3月から3か年、ウミネコの営巣数に負の影響を与える営巣時期のアブラナの草丈抑制を目的として、繁殖期間前のアブラナ抜取りを実施した。その効果を測定するため令和8年4月からは、アブラナ抜取り実施地点にて前述の繁殖成績のモニタリングを開始した。

ただし、ウミネコの繁殖に影響を与える要素は、アブラナだけでなく、営巣地の斜度や営巣可能等、複数存在するとみられることから、総合的に検討して保存管理の方針を定める必要がある。

ウ 植生のモニタリング

社会教育課の委託により、令和4(2022)年に島内の植生調査を実施し、『天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」環境調査報告書』の一部として報告している。今後は定期的なモニタリングの実施を検討する。

エ 島内の清掃

島内の漂着物除去のため、ウミネコの繁殖期以外に清掃活動を実施している。

第2節 活用の現状と課題

本繁殖地の活用の現状と課題について、観光、教育、研究活動の3つの観点から表5-2のとおり整理した。詳細は表に続けて記載する。

表5-2. 活用の現状と課題

		現状・課題
観光		・本質的価値とその保全について、文化財説明板や休憩所内の解説パネルのほか、幅広い手段で周知する必要がある。 ・来訪者の一部に餌やりや蕪島島内への無断立入りなど、ウミネコの繁殖をかく乱してしまう行為がみられるほか、SNSへ上記行為を投稿する案件が確認されている。 ・ウミネコを観察する際のマナーを簡便かつ包括的に周知する仕組みが整えられていない。 ・ウミネコ繁殖期と観光シーズンが重複するため、ウミネコの交通被害が懸念される。 ・ウミネコと人が接する機会が多い場所であるため来訪者の衛生環境に注意を払う必要がある。
教育	学校教育	・過去の鳥インフルエンザ流行を発端に、鳥類について学ぶ機会が減少している。 ・蕪島のウミネコを取り扱っている市内の小中学校は全体の半数以下にとどまっている。
	社会教育	・蕪島のウミネコの生態を題材とした社会教育の機会は不定期である。 ・蕪島で行われているウミネコの研究により明らかになった事について、市民が知る機会が限られている。 ・社会教育課が保存しているウミネコ監視員の観察記録など、非公表の記録がある。
研究活動		・長年、地元研究者や研究機関等によりウミネコの研究が行われている。 ・蕪島で行われる研究活動の内容やその成果について、行政が理解を深め、広く周知していく必要がある。

(1) 観光面における活用

本繁殖地は、繁殖期のウミネコを間近で観察できる稀有な場所であることや、7月末から海水浴場が開設されること、自然環境を楽しむトレイル需要があることなどから、春季から夏季にかけて来訪者が増加する傾向にある。

観光課の統計によると、令和5～7(2023～2025)年の平均で1年間に蕪島休憩所には約8万人、隣接する海水浴場には約2万人、蕪島物産販売施設「かぶーにゃ」には約22万人が訪

れている(図 5-2)。

これらの来訪者にウミネコ観察時のマナーを啓発するため、鯨観光協会や蕪嶋神社、ウミネコ保護監視員による呼びかけが行われている。

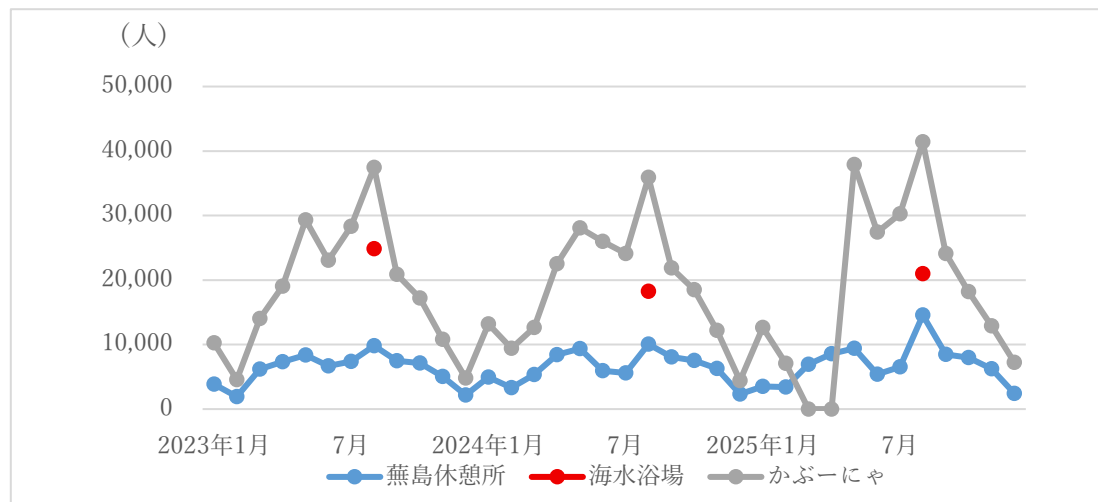


図 5-2. 蕪島 3 地点の入込客数

※令和 7 (2025) 年 3 月～4 月は「かぶーにゃ」リニューアル工事中のため入込客数がカウントされていない。

(2) 教育面における活用

① 学校教育

八戸市内にある小中学校全 67 校にアンケート調査を実施したところ、令和 4～6 (2022～2024) 年度の間に 28 校が授業などで本繁殖地を取り上げていた。

具体的な事例を挙げると、ウミネコの生態や保護活動を総合的な学習でのテーマとする事例や、校外学習において体験学習の場とする事例、遠足で訪れた後に絵画の題材とする事例などが見られた。

また、高等学校においては、八戸工業大学第二高等学校が地元研究者の協力を得て、総合的探究の時間及び校外学習でウミネコの生態等について学んでいる。

しかしながら、本繁殖地を題材として採用している小中学校は全体の半数を下回っているため、今後の活用促進をねらい、学校教育に取り入れやすい資料や教材の作成を検討する必要がある。

② 社会教育

蕪島に近接する八戸市水産科学館「マリエント」では、主に若年層を対象として、『マリエント「ちきゅう」たんけんクラブ』という海と地球の科学を学ぶ活動を実施している。活動の一環として蕪島の地形や地質、ウミネコの繁殖を取り扱った体験学習を度々実施している^{1) 2)}。

また、八戸市内では鷗盟大学において本繁殖地を調査地とする研究者による講演会が継続的に開催されている。

市民に広く本繁殖地の本質的価値とその保全や、研究により解明されたことを周知してい

くためには、定期的なイベント開催や資料公開を通して、学習機会を提供していく必要がある。

(3) 研究活動における活用

本繁殖地では、地元研究者・山階鳥類研究所・名古屋大学等複数の個人・団体により研究活動が行われている。現地調査の際、入島人数の制限や研究者間での調査区の共有等を行い、ウミネコの繁殖かく乱を最小限にする配慮がなされている。

燕嶋神社境内地でのウミネコ繁殖調査は、社会教育課が委託する保護監視業務の一環として行われている。また、地元研究者と八戸工業大学第二高等学校の生徒も定期的に調査をしている。

現在、研究者等による研究・調査成果と社会教育課の保護監視等により得られたデータについて、相互に提供する取決めはない。今後は、ウミネコの保護と本繁殖地の保全のために、協力体制の強化が必要である。

第3節 整備の現状と課題

本繁殖地の整備については、第4章の分類に基づき下記表 5-3 のとおり整理した。今後対応が必要なものについて表に続けて記載する。

表 5-3. 整備の現状と課題

分類	要素	現状と課題
保存施設	保護監視所	・現在使用している建物は繁殖地と距離が遠く、監視に適さない。 ・借用している建物のため、使用に一部制限がある。
	保護フェンス	・フェンスの形状や仕様が天敵対策として最適ではない。
	保存に係る注意看板等	・趣旨や意匠、設置主体の異なる看板類が乱立しており、景観への影響が懸念される。
活用施設	ガイダンス施設	・観光課が整備する「蕪島休憩所」にウミネコの繁殖についての案内パネルやトイレが設置され、案内スタッフが配置されている。 ・駐車場が整備されている。
	活用に係る案内看板等	・注意看板と同様。

(1) 保護監視所について

保護監視所は保存管理の項で述べた保護監視及び草刈り・清掃の拠点となる施設である。確認される最も古い監視所設置の記録は昭和 43(1968)年に遡り、海鳥保護の専用施設としては全国でも最初期のものにあたる。

従前は専用の建物が設置されていたが、現在は蕪島海浜公園休憩所(海水浴場監視棟)の一室を借用して保護監視等を行っている。

現在の保護監視所は蕪島本島から約 150m 離れており、監視員がウミネコの異変に気付きにくく、その後の対応にも時間を要することから、より近い場所に保護監視所を設ける必要がある。

(2) 保護フェンスについて

保護フェンスは、ウミネコの営巣場所への人の無断立入りや天敵の侵入を防ぐため、蕪島本島と蕪島休憩所前広場が接している場所や蕪嶋神社参道及び神社周囲にある遊歩道の境界に設置されている。

現在のフェンスは東日本大震災による津波被害を経て、平成 24(2012)年に再設置したもので、高さ 120～180cm の菱形金網のネットフェンスの上に高さ約 45cm の曲忍または直忍が付いている。

しかし、フェンスの南東端には、再設置後に実施した分離水路「仕切堤」の撤去により、人や天敵が容易に侵入できるエリアが発生している。

このほかにも天敵による掘削や土壌の流出によるフェンス下の隙間の対策や、天敵対策へより適した忍び返しへの置換など、現在のフェンスには改修を要する点が複数発生している。

(3) 看板について

本繁殖地内には、現在、各種の目的で作成された看板が計 18 基設置されている。これらを保存・活用の目的別に区分し、設置位置と現況の概要を整理すると表 5-4 及び図 5-5 のとおりである。

表 5-4. 看板一覧

区分	看板(位置)	概要
保存に関するもの	マナー喚起看板(A) 移動式マナー喚起看板 2 基(B) 移動式餌やり禁止看板(C) 餌やり禁止看板(D) 移動式ペット侵入禁止看板(E) 立入禁止看板(F) 柵内立入禁止看板 3 基(G) うみねこに注意看板(H)	本繁殖地保護のため、ウミネコの餌やり、ペットの連れ込み、ウミネコへのいたずらなどをしないよう到来訪者のマナー向上を目的とする看板や、ウミネコの営巣場所への立入りを禁止する看板、道路上のウミネコについて運転手へ注意を促す看板である。主に社会教育課によって設置されている。
活用に関するもの	文化財解説板(I) 指定 100 周年記念看板(J) みちのく潮風トレイル看板(K) 駐車場案内板(L) 車両進入禁止看板(M)	本繁殖地について解説する看板、本繁殖地の指定 100 周年を記念する看板、みちのく潮風トレイルの標示看板、来訪車両が漁港用地に駐車しないように誘導する看板である。社会教育課及び観光課、環境省によって設置されている。
その他	鮫鳥獣保護区区域図看板(N) 津波避難誘導標識(O)	蕪島周辺における鮫鳥獣保護区特別保護地区を示し注意喚起する看板と津波発生時に避難する方向を示した看板である。青森県及び八戸市によって設置されている。



図 5-3. 看板位置図

これら図表に示した通り、現状設置されている看板の設置主体は環境省・社会教育課・観光課等複数にわたり、一部にはデザインの統一性を欠くものもあることから、景観への影響が懸念される。

本繁殖地の大半は国立公園の園地内でもあることから、自然公園法の規定を準用して看板等に使用できる色彩を規定し、段階的に意匠の統一を図る必要がある。

第4節 運営・体制の整備の現状と課題

(1) 八戸市の体制について

本繁殖地は天然記念物であると同時に市内有数の観光地でもあることから、計画策定現在において文化財管理を社会教育課が、観光振興のための施設整備や管理を観光課がそれぞれ実施している。

社会教育課には自然科学分野の専門職が配置されておらず、本繁殖地の保存管理に関する専門的な知見が不足しているため、外部専門家による指導・助言が必要な状況である。

(2) 地域の関係団体・関係者について

① ウミネコ繁殖地蕪島を守る会について

守る会は計画策定現在において保護監視や島内の環境維持業務等、保存管理の実務の多くを社会教育課から受託している。

守る会は本繁殖地の保存管理にあたり、特に重要な役割を担っていることから、社会教育課は毎年、「蕪島ウミネコ繁殖地保存と活用についての意見交換会」を開催して、守る会と意見交換を行っている。また、守る会の役員には地元の町内会長や漁協、観光協会の代表者等も加わっていることから、社会教育課と地域関係者との本繁殖地に関する情報共有の場ともなってきた。

保護監視業務委託においては、守る会の特定少数の人員が保護監視を行う状態が続いていることから、保存管理手法の継承及び後継者の育成について、行政や研究者等と協議の上での再検討が求められる。

② 鮫観光協会について

鮫観光協会は、計画策定現在において蕪島休憩所の運営や、保護フェンス外の草刈り清掃等の風致保護業務を実施している。

(3) 研究者・研究機関等について

① 山階鳥類研究所について

公益財団法人山階鳥類研究所は、環境省から重要生態系地域モニタリングサイト 1000 の実務を受託している。同研究所はこのほか、鳥類の標識調査、ウミネコの死因調査や標本作製など、本繁殖地の保存管理の上で重要な知見を蓄積している。

山階鳥類研究所を始めとする研究機関・研究者等と「守る会」は、標識調査のウミネコ保護監視員による補助や、回収した死骸の保管・提供による直接的な協力関係にあり、この協力関係は守る会の規約にも明確に位置付けられている。

② 他の研究機関等について

本繁殖地の保存管理へ助言指導を行っている研究主体には、地元のウミネコ研究者や社会教育課が実施するモニタリング調査を受託する名古屋大学のほか、八戸工業大学や北里大学などがある。

今後はこうした有識者とも定期的な意見交換の場を設けて、専門的見地からの意見も加えて保護の方針を検討し、統一見解のもとに保存管理を実施していく必要がある。

(4) 関係法令を所管する行政機関について

本繁殖地の指定範囲内には、文化財保護法以外にも複数の法令が適用され、所管する行政機関も多い。

特に燕島本島は鳥獣保護区特別管理区域や三陸復興国立公園の第一種特別地域等など、他の法令でも重要な管理区域に指定されているため、これらを所管する行政機関との情報共有及び連携が特に重要となる。

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

本繁殖地は、一般的な海鳥類の繁殖地と比較して、極めて人の居住域に近接して存在する。

こうした繁殖地は人為的影響を受けやすく、その繁殖規模が衰微する恐れが大きい環境である。しかしながら本繁殖地は、藩政時代から現在に至るまで地域住民に愛され、保護されることで全国有数のウミネコ繁殖地として存続してきた。

文化財指定 100 年を経た現在の蕪島は、周囲の各種開発を経て従前より厳しい環境下に置かれている。一方、日本国内でウミネコという種が大幅に数を減らす中、蕪島は現在も続く地域一体となった保護の取組みにより、その繁殖規模を保っている。

こうして受け継がれてきた本繁殖地は、学術調査の拠点や市民の憩いの場、子どもたちの学習の場など多様な活用がなされている。

この環境は文化財の保存と活用における良きモデルケースたり得るものであるから、本保存活用計画にて現在実施されている取組を整理し、さらに推進していくべき取組について示すことで、持続可能な地域資源として本繁殖地を存続させていくことを目指す。

第2節 基本方針

各分野の基本方針を以下のとおり定める。

(1) 保存管理

本繁殖地の本質的価値とその構成要素を適切に保存管理し、次世代へ継承していく。

(2) 活用

八戸市有数の観光地及び国内有数のウミネコ調査地として活用していくとともに、学校教育、社会教育双方での活用を推進することで、本繁殖地の本質的価値を広く周知する。

(3) 整備

本繁殖地の本質的価値を保全するための施設を増強する。

(4) 運営・体制の整備

本繁殖地の本質的価値を保全するため、調査研究機関等との連携を深め、保存管理体制の強化を図る。

第7章 保存管理の方向性と方法

第1節 方向性

燕島ウミネコ繁殖地の本質的価値を構成する諸要素のき損を防ぎ、後世へ確実に継承するため、本計画では、本繁殖地の適切な保存管理の方法並びに環境整備や活用、維持管理のための現状変更等の取扱方針を定める。

海鳥種としてのウミネコが環境省により絶滅危惧種に指定されたことから窺えるように、国内有数の繁殖規模を有する本繁殖地の重要性が相対的に高まっている。

本繁殖地は市内有数の観光地であり、多数の来訪者が見込まれるとともに、指定範囲に官有地・私有地が混在し、各行政機関・法人がそれぞれの法規制や運営方針に基づく管理を実施している。このため、関係機関との緊密な連携及び各法令・権利へ配慮した保存管理を行う。

公有化・追加指定については原則行わないものの、新たに指定の必要性が生じた場合には、関係機関と調整の上随時検討する。

第2節 方法

(1) 保存管理のための地区区分

本繁殖地は指定以後の埋立造成など大規模な環境変化を経て、現在はウミネコの繁殖だけではなく、神社用地や漁業、観光など様々な用途で利用されている。このため、適切な保存管理を行うにはウミネコの繁殖と人の利用双方が両立するよう、繁殖状況等を考慮し地区区分を行ったうえで管理を行う必要がある。

そこで本計画では以下のとおり保存管理のための地区区分を設定する(図7-1)。

なお、図中に縞模様で表示した区域は指定範囲外であるため文化財保護法の適用を行わないが、関係機関等へ図中のD地区に準じた扱いを行うよう協力を求めている。

○A地区

燕島本島のうち保護フェンス内と付近の岩礁は、本質的価値を構成する要素であるウミネコ繁殖個体群と燕島本島が最も良好に保存されており、優れた文化財的価値を有している。

これは本繁殖地の核心部であることから、現状変更等の規制等により厳重に文化財的価値を保存する必要がある。

○B地区

燕嶋神社の境内地と参道は指定後に大規模な開発行為が行われているものの、ウミネコ繁殖個体群の保存が比較的良好に保たれ、かつ、多くの人が自由に立ち入ってウミネコの繁殖を観察することができる区域である。

本繁殖地の活用面での重要度が高いため、保存と活用の両立を図りつつ繁殖が今後も維持されるよう適切な保護管理を行う必要がある。

OC地区

ウミネコの採餌や休息が確認される海面であり、指定後の埋立てにより面積が減少しているものの、ウミネコの生息環境としての保存状態は良好である。

漁業関係者等の利用と海水浴場の時期には、遊泳範囲などを制限した利用がなされている。このため、繁殖保護及び人の利用双方の見地から保護管理を行う必要がある。

OD地区

指定当時は海面であったが、その後の埋立造成及びそれに伴う土砂の堆積により形成された区域をD地区とする。現在は漁港施設、防波堤のほか、蕪島休憩所や蕪島海浜公園等の施設がある。

蕪島休憩所は、保護フェンス付近や築山等でウミネコの繁殖が見られ、広場の舗装部分はウミネコの休息が確認される場所である。

砂浜を含む蕪島海浜公園の本島側では、主にウミネコの巣材集めのほか、幼鳥の給餌や離島前の飛行訓練の場としての役割を持ち、一部では産卵・抱卵といった繁殖行動も見られる。

漁港施設と防波堤は、ウミネコの休息・採餌が見られ、指定範囲外ではあるが防波堤突端付近では集団繁殖が見られる。

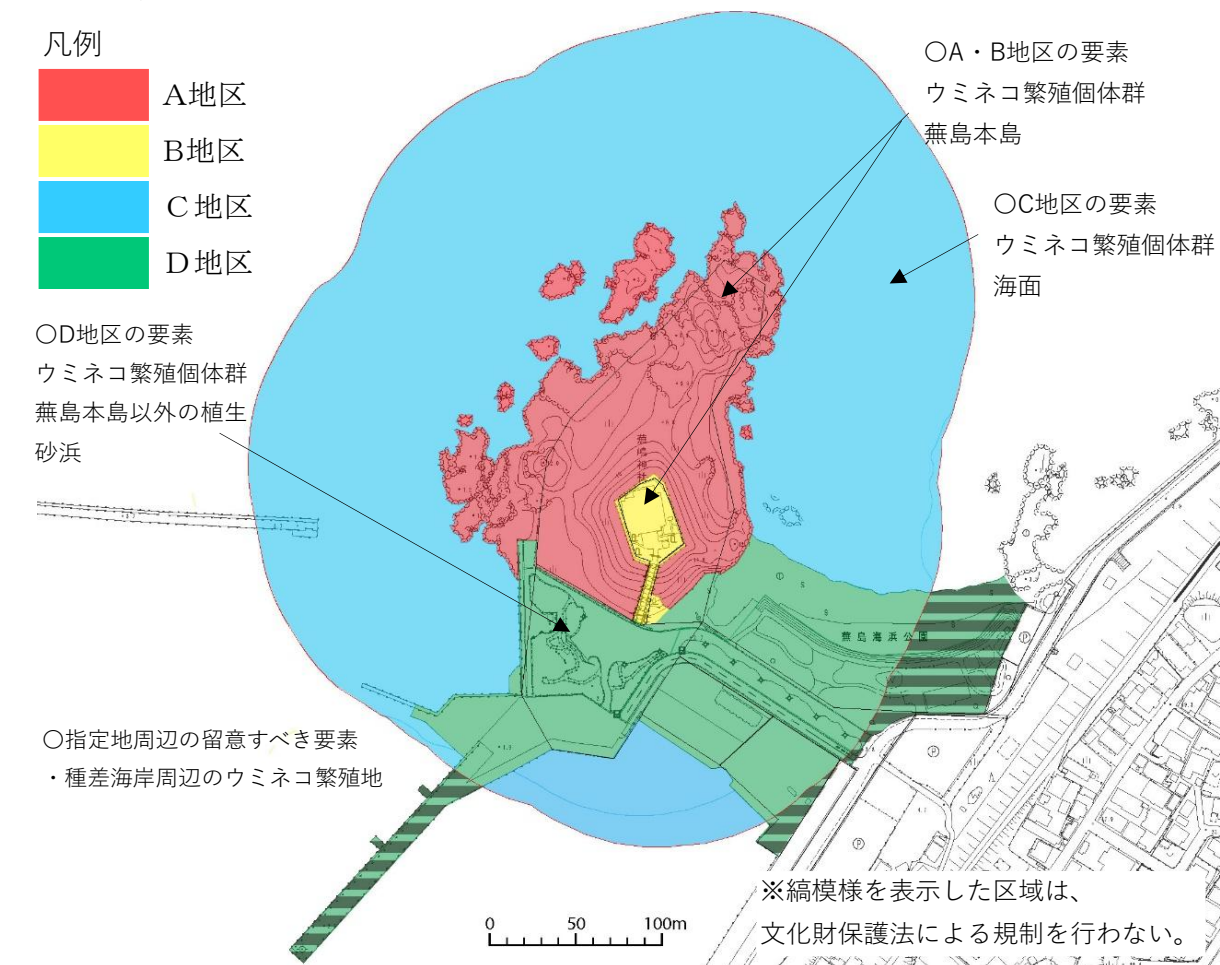


図 7-1. 地区区分図

(2) 保存管理の方法

本繁殖地の保存管理の方法は次のとおりである。

- ・ 指定範囲内は指定時の原状保全を原則とする。現在又は指定時の状態が変化している場合は、可能な限り復元する。
- ・ ウミネコの繁殖に悪影響を与える行為は抑制する。
- ・ 繁殖期間中のウミネコ保護監視（繁殖活動の観察記録、来訪者への声掛け等）を行う。
- ・ 天敵対策としてフェンス設置による天敵侵入抑止とわな猟による駆除を行う。
- ・ 天敵対策の新たな手法の導入を積極的に検討する。
- ・ 研究機関等と連携して飛来数・繁殖数等のモニタリングを継続して行い、その精度向上を図る。
- ・ 繁殖期間外の草刈りや特定外来生物等の駆除を行い、ウミネコの繁殖に悪影響を生じる恐れのある植生遷移の抑制とウミネコの繁殖環境維持を図る。
- ・ A 地区について、B・D 地区等からの植栽種など人為的な移入であると推定される植物は刈取り等により繁茂を防ぐ。
- ・ ウミネコの繁殖のかく乱を避けるため、来訪者等に対して観察マナーを周知する。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際には、環境省及び青森県自然保護課の指示に従って対処する。
- ・ 本繁殖地と種差海岸周辺の繁殖地の関連性に留意する。

表 7-1. 諸要素の保存管理の具体的手法

分類	要素	具体的手法
本質的価値を構成する要素 (A～D地区)	ウミネコ繁殖個体群 (A～D)	繁殖期間中に保護監視を行う ・ウミネコの繁殖活動の観察 ・ウミネコの被害状況の確認 ・天敵の特定と追い払い ・来訪者への観察マナー周知 ・保護監視日誌作成
		フェンス設置による天敵侵入の抑制
		飛来数・繁殖数のモニタリング
		人の立入り、車両進入の制限
		必要に応じた天敵の駆除
	燕島本島 (A～B)	現状変更等規制による地形改変・工作物設置等の抑止
		定期的な清掃による漂着物等の除去
		定期的な草刈等と植生調査による繁殖環境維持
	海面 (C)	現状変更等規制による埋立ての抑止
		繁殖期間中に保護監視の一環として観察を行う
本質的価値に準ずる要素 (D地区)	燕島本島以外の植生 (D)	活用環境向上のための草刈り等
	砂浜(D)	現状変更等規制による改変抑止及び繁殖かく乱の予防
その他の要素 (A～D地区)	保存・活用に 必要な要素(A,D)	現状変更等規制に則り、ウミネコの繁殖環境を損なわない範囲で整備及び維持管理を促す
	人の生活・営みに 係る要素(B,D)	現状変更等規制の運用により、適切な維持管理が行われるよう促す
指定地周辺の 留意すべき要素	種差海岸周辺の ウミネコ繁殖地	燕島のウミネコ繁殖個体群と相互に与える影響について留意する

(3) 追加指定及び公有化について

本繁殖地と種差海岸周辺のウミネコ繁殖地では繁殖個体群同士の関連が確認されているが、両者は地理的に隔たりがあることから、当面、追加指定は行わない。

また、現在の指定地は、ほとんどが国有地や港湾施設、神社用地等の公共・公益用地であるため、原則として公有化は行わない。

(4) 現状変更等の取扱い

史跡名勝天然記念物の現状変更等については、文化財保護法第 125 条第 1 項で次のように規定されており、文化庁長官の許可を受ける必要がある。

【文化財保護法第 125 条第 1 項】

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

① 現状変更について

天然記念物の現状を変更する行為とは、物理的・作為的に現状を変更する行為（直接的行為）を指し、本繁殖地においてはウミネコ個体に対する行為のほか指定地を改変する行為のことをいう。

現状を変更する行為にあたるものは主に以下のものが想定される

- ・ 建築物の新築、増築、改築、撤去
- ・ 工作物の設置、改修、除去
- ・ 土地の掘削、切土、盛土等、土地の形状の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ ウミネコの捕獲や卵・血液の採取を伴う学術調査等

② 保存に影響を及ぼす行為について※

天然記念物に物理的に変更を及ぼすものではないが、その保存に支障を来す行為（間接的行為）を指す。本繁殖地においては、ウミネコの滅失やき損（死亡やケガ）の発生に密接な因果関係が確実にあるだろうと認められる行為を指す。

例えば、天然記念物の鳥類について、親鳥が抱卵・育雛しているところを、騒音・振動等を伴う工事等の行為により妨害し、親鳥が巣を放棄するなどして抱卵・育雛が中断した場合、有精卵や雛（個体）は死亡（滅失）することから、当該工事等の行為は文化財保護法第 125 条第 1 項に規定する保存に影響を及ぼす行為で影響軽微ではない事案に該当すると考えられる。

※令和 8（2026）年 3 月 30 日付文化庁文化財第二課発出事務連絡

開発事業に伴う工事等における天然記念物（地域を定めず指定された動物）の「保存に影響を及ぼす行為」に係る事業者からの相談等への対応について

③維持の措置として解釈される範囲について

文化財保護法第 125 条にただし書きについて規定された許可申請を要しない維持の措置の範囲については、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条に定められており、以下のとおりである。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

④市教育委員会が許可を行う行為について

文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号において、現状変更についての権限の一部を文化庁長官に代わり市の教育委員会が事務を行うと規定されている。

この権限移譲が行われる範囲については、同条第 4 項第 1 号及び、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成 12 年 4 月 28 日文部大臣裁定）にて規定されている。これに該当する行為は表 7-2 のとおりである。省令の原文及び申請書式は巻末資料編を参照。

表 7-2. 現状変更等許可申請の区分

区分	行為の内容	
市教育委員会への許可申請 (文化財保護法施行令第5条第4項)	現状変更等 (市に権限移譲されているもの)	小規模建築物(※)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
		工作物の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る)、又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る)
		本繁殖地の管理に必要な施設(標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)の設置又は改修
		電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
		建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る)
		木竹の伐採
		本繁殖地の保存のため必要な試験材料の採取
		ウミネコの個体の保護若しくは生息状況の調査またはウミネコによる人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲したウミネコの飼育、当該捕獲したウミネコへの標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲したウミネコの血液その他の組織の採取
		本繁殖地のうち市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域における現状変更等(表7-3)
文化庁長官への許可申請 (文化財保護法第125条)	現状変更等	市教育委員会への許可区分に適合しないもの
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書き及び特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条)	維持の措置	本繁殖地がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき
		本繁殖地がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき
		本繁殖地の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき
非常災害のために必要な応急措置	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置
		事故などにより緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為

※小規模建築物…階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築または改築にあつては、増築または改築後の建築面積)が120㎡以下のもの

⑤現状変更等の取扱方針と許可基準について

本繁殖地の現状変更等の取扱方針及び許可基準は以下のとおりである。

表 7-3. 取扱方針及び許可基準の一覧表

対象行為\地区		A地区 (本島フェンス内)	B地区 (境内地)	C地区 (海面)	D地区 (埋立造成地)
取扱 方針		現状変更等は原則認めない。ただし、許可基準を満たし、ウミネコの集団繁殖とそれを取り巻く環境に及ぼす影響の軽微なものはこの限りではない。	ウミネコ繁殖期間内の現状変更は原則認めない。ただし、許可基準を満たし、ウミネコの集団繁殖に及ぼす影響の軽微なものはこの限りではない。	現状変更は原則認めない。ただし、許可基準を満たし、本質的価値に影響を及ぼさないものはこの限りではない。	他の地域では意義を失う現状変更であって、許可基準を満たし、ウミネコの集団繁殖に及ぼす影響の軽微なものについては認める。
	現状変更				
許可 基準	地形変更	指定地の保護管理に必要な最小限の内容であること。	指定地の保存活用に必要な最小限の内容であること。	認めない。	他の地域では実施の意義を失う必要最小限の内容であること。
	建築物	認めない。	既設物の除却又は必要最小限の改修であること。	認めない。	他の地域では設置の意義を失う内容の新築・改築または除却であること。
	工作物 (電線・通信線・上下水道管・案内看板・フェンス等)	本繁殖地の保護管理・生息調査に必要な最小限の新設・改修又は既設物の除却であること。	本繁殖地の保存活用に資するものあるいは生業に必要なものであって、他の地域では設置の意義を失うものの必要最小限の設置又は既設物の改修・除却であること。	他の地域では設置の意義を失うものの必要最小限の内容の設置であって、構造物の大半が常時海面下に没していること。又は既設物の改修・除却であること。	他の地域では設置の意義を失うものの必要最小限の内容の新設又は既設物の改修・除却であること。
	護岸・砂防・舗装	認めない。	既設物の必要最小限の内容の改修、もしくは除却であること。		他の地域では設置の意義を失うものの必要最小限の内容の新設又は既設物の改修・除却であること。
	木竹の伐採・草刈り・天然記念物を除く動植物及び土壌・岩石・海水等の採取	学術調査・風致保護・ウミネコの繁殖環境整備を目的とするものであること。			
	天然記念物に係る生息調査・捕獲及びそれに伴う標識若しくは発信機の装着又は血液その他の組織の採取	十分な鳥類生態調査の経験を有する者を同行させ、ウミネコの繁殖に配慮した必要最小限の内容で行うこと。	鳥類生態調査の経験を有する者を同行させ、ウミネコの繁殖に配慮した必要最小限の内容で行うこと。		
	保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微ではないもの				
	人の立入り	繁殖期間中は、原則として同時に5名以内であること。			
	車両の進入	繁殖期間外に、ウミネコの繁殖に配慮した内容で行うこと。			
	飼養動物の持ち込み	認めない。	繁殖期間中は認めない。		

⑥現状変更等の許可の特例（事後の届出とする行為）

改正文化財保護法(平成31年4月施行)により、国の認定を受けた保存活用計画に記載された行為を、記載事項に即して行う場合に限り、現状変更許可を事後の届出に代える手続きの弾力化の特例が認められる。改正文化財保護法に記載された内容は巻末資料編参照。

本繁殖地においてこの特例に該当する行為(表7-4)は、従前より日常的に行われ、本繁殖地の本質的価値に与える影響が軽微であり、特定の行為者によって行われるものである。

表7-4. 事後の届出に該当する行為の詳細(1/3)

対象	行為の内容	実施の目的	場所	行為者	実施時期	頻度	留意事項
蕪島本島①	清掃	繁殖環境保 全	蕪島本島(A地区)	管理団体(八戸市)	通年	年10回程度	
蕪島本島①	保護監視に必要な 工作物の仮設	保護監視	蕪島本島(A地区)	管理団体(八戸市)	ウミネコ繁殖期間	年10回程度	ウミネコ天敵の侵入防止用ネット・ 警報装置等及び状況確認用トレイル カメラ等
蕪島本島①	草刈り・樹木の枝払い	繁殖環境保 全	蕪島本島(A地区)	管理団体(八戸市)	通年	年20回程度	繁殖期間中は動力付刈払機は使用し ない
神社用地②	建物等施設の修繕	安全確保・ 風致保護	私有地(B地区)	所有者(蕪嶋神社)	ウミネコ繁殖期間外	年5回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて 以降に、許可を得て設置した施設を 含む。
神社用地②	草刈り・樹木の枝払い	風致保護	私有地(B地区)	所有者(蕪嶋神社)	通年	年5回程度	繁殖期間中は動力付刈払機は使用し ない
神社用地②	神事に関わる仮設物の 設置	生業	私有地(B地区)	所有者(蕪嶋神社)	通年	年5回程度	
神社用地②	観察マナー呼びかけの ための掲示物・仮設物 の設置	観察マナー 周知	私有地(B地区)	所有者(蕪嶋神社)	通年	年5回程度	
公有地①	草刈り・樹木の枝払い	風致保護	公有地(B地区)	管理団体(八戸市)	通年	年5回程度	繁殖期間中は動力付刈払機は使用し ない
漁業関係施設	生簀類の修繕	生業	海面(C地区)	所有者(地元漁協)	通年	年1回程度	
漁港施設用地③	草刈り・樹木の枝払い	風致保護	公有地(D地区)	管理者(青森県) 占有者(八戸市)	通年	年10回程度	ウミネコの営巣が確認されている場 所では、繁殖期間中は動力付き刈払 機は使用しない。
漁港施設用地③	護岸・舗装の修繕	安全確保	公有地(D地区)	管理者(青森県) 占有者(八戸市)	通年	年1回程度	
漁港施設用地③	地域の催事に伴う仮設 物の設置・撤去	活用	公有地(D地区)	主催者(地域住民)	4月	年1回程度	
私有地⑨	草刈り・樹木の枝払い	風致保護	私有地(D地区)	所有者	通年	年10回程度	
蕪島海浜公園⑦	階段護岸の小修繕	安全確保	公有地(D地区)	管理者(青森県)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	照明灯の機器類の交換	安全確保	公有地(D地区)	管理者(青森県)	通年	年1回程度	

表7-4. 事後の届出に該当する行為の詳細(2/3)

対象	行為の内容	実施の目的	場所	行為者	実施時期	頻度	留意事項
蕪島海浜公園⑦	草刈り、樹木の枝払い	安全確保	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	危険木、倒木の処理	安全確保	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	仮設バリケードの設置、撤去	安全確保	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	仮設ブルーシートの設置、撤去	安全確保	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	仮設土嚢の設置、撤去	安全確保	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	仮設看板等の設置、撤去	安全確保	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	通路の穴埋め、段差処理	安全確保	公有地 (D地区)	管理者(青森県)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	通路の平板ブロックの小修繕	安全確保	公有地 (D地区)	管理者(青森県)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	縁石の小修繕	安全確保	公有地 (D地区)	管理者(青森県)	通年	年1回程度	
蕪島海浜公園⑦	調査のための小規模な掘削	安全確保	公有地 (D地区)	管理者(青森県)	通年	年1回程度	埋設管、基礎の確認
蕪島海浜公園⑦	海岸漂着物の撤去	海岸保全	公有地 (D地区)	管理者 (青森県,八戸市)	通年	年1回程度	流木、岩石、ゴミなど
蕪島海浜公園⑦	地域の催事に伴う仮設物の設置・撤去	活用	公有地 (D地区)	主催者(地域住民)	通年	年3回程度	
道路用地⑧	草刈り・樹木の枝払い	風致保護	公有地(D地区)	管理者(八戸市)	通年	年10回程度	
道路用地⑧	舗装等の修繕	安全確保	指定地内の道路(D地区)	管理者(八戸市)	ウミネコ繁殖期間外	年1回程度	
漁業関係施設③	建物等施設の修繕	安全確保・風致保護	公有地(D地区)	所有者(地元漁協)	ウミネコ繁殖期間外	年1回程度	本計画が文化庁長官の認定を受けて以降に、許可を得て設置した施設を含む。

表7-4. 事後の届出に該当する行為の詳細(3/3)

対象	行為の内容	実施の目的	場所	行為者	実施時期	頻度	留意事項
波浪観測施設③	建物等の修繕	安全確保	公有地(D地区)	管理者(国土交通省)	ウミネコ繁殖期間外	年1回程度	緊急と認められる場合は期間を問わない。
国有港湾施設④,⑤	護岸・舗装の修繕	安全確保	公有地(D地区)	所有者(国土交通省) 管理者(青森県)	通年	年1回程度	

※実施期間はすべて保存活用計画の認定日から10年間とする。

※「対象」欄に付した番号は、第3章図3-3.土地利用状況に示した所有者の区分による。

⑦ 現状変更等実施に係る流れ

(4) 現状変更等の取り扱いにて示した内容について、現状変更等の計画から実施に至るまでの流れを、図 7-2 のとおり示す。

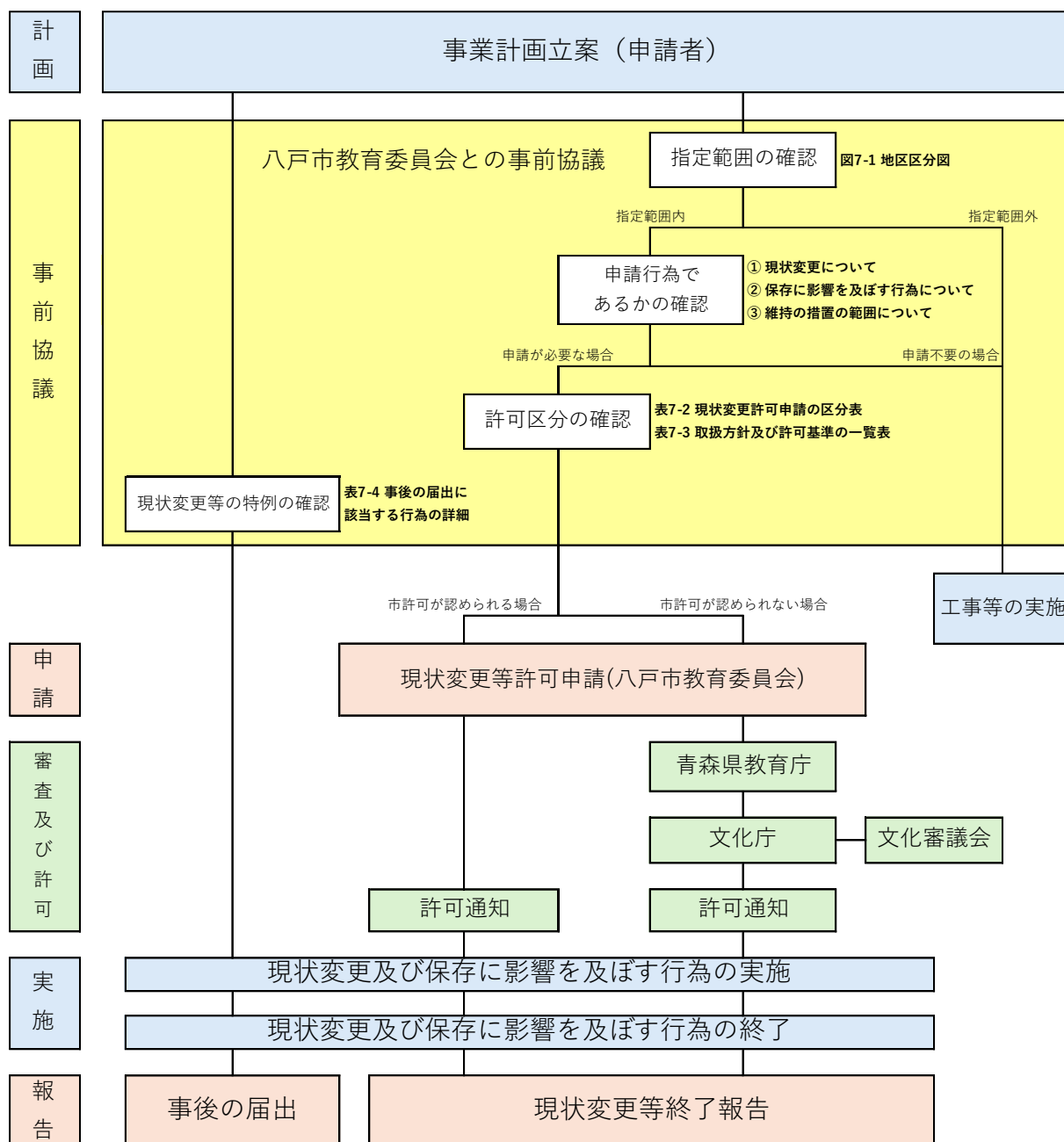


図 7-2 現状変更等の実施にかかるフローチャート

(5) 本繁殖地に適用される関連計画及び法令の概説

本繁殖地においては、文化財保護法のほか、他法令による規制が複数規定されている。これらの概説について以下の通り記載する。

○海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)

本繁殖地のうち水面を含む指定範囲の一部は海岸法による海岸保全区域に指定されており、工作物の設置等による占用のほか、土石の採取、土地の形状変更、海岸及び海岸施設の損傷及び汚損、車両等の乗り入れ等は海岸管理者による許可を要する行為となる。

同法に基づき、青森県がむつ市脇野沢の北海岬から岩手県境までの海岸を対象に策定した下北八戸沿岸保全基本計画では、津波・高潮等の災害から人命や財産を防護することはもとより、美しい海岸景観や自然環境の保全、公共的な海岸利用の方向性を示している¹⁾。

○漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)

本繁殖地の一部は上記法律(以下漁港漁場法という。)に基づく漁港区域に指定されている。

漁港漁場法は漁港の保全のため、漁港区域内においての工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者に、漁港管理者の許可を受けるよう定めている。

○国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)

本繁殖地のうち、八戸市鮫町字鮫 57 番地及び一部国有港湾施設は国有財産法に基づく国有財産にあたる。

国有財産は同法により行政財産と普通財産に取扱いが二分されており、行政財産は法に基づく基準を満たさない限り貸付・売却等が原則認められていない。

普通財産はこの限りではないが、占有等を行う場合は、民有地と同様に当該財産の所管部局と民法上の手続きを取り交わす必要がある。

○第 13 次鳥獣保護管理事業計画(計画期間令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 青森県)

鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づく青森県の鳥獣保護管理事業計画においては、本繁殖地を含む鮫町の大半が鳥獣保護区に、本繁殖地のうち蕪島本島にあたる領域が、特に鳥獣の保護を図るために必要な地域として鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。

このため鳥獣保護管理法により、鳥獣保護区内では鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等をするときや特別保護地区内では工作物の設置等も許可を要する行為となっており、鳥獣の保護及びその繁殖環境の保全を図っている²⁾。

また、当該計画においては、人と鳥獣との適切な関係の構築を図ることを目的に、傷病鳥獣の救護体制について対応方針が定められている。これに基づき、雛及び出生直後の鳥獣や救命の見込みがない鳥獣は対象外としながらも、委託獣医師や鳥獣保護センター等の体制を

構築している²⁾。これらの詳細については巻末資料編に記載。

○三陸復興国立公園 公園計画書・種差海岸階上岳地域管理運営計画書

(平成 28 年 3 月環境省)

自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく三陸復興国立公園計画書では、本繁殖地の一部が第一種特別地域に指定され、学術的な価値が高く、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区とされている。また、同計画の事業計画では本繁殖地をウミネコ観察、風致鑑賞及び三陸復興国立公園の玄関口及びみちのく潮風トレイルの起終点としての案内機能を有する園地として整備するとしている³⁾。

種差海岸階上岳地域管理運営計画書では、主な保全対象の中に蕪島周辺の岩石海岸や本繁殖地を含めており、本繁殖地や野鳥、蕪嶋神社が織りなす景観を将来にわたり維持し、ウミネコの生息と人の利用のバランスを保つとしている。また、本繁殖地を含めた公園エリア内での工作物の設置や木竹の伐採、鉱物の掘採等について規制をしている³⁾。

蕪島周辺地域における、三陸復興国立公園の規制範囲は図 7-3 のとおりである。



図 7-3. 三陸復興国立公園蕪島地域拡大図

※規制区域表示は「環境アセスメントデータベース」(環境省)に収録された「保護規制計画(国立公園)」を一部加工して使用。背景地図は「国土地理院ウェブサイト」より引用(URL:
<https://www.gsi.go.jp/>)

図 7-3 中の特別地域及び普通地域においては、自然公園法に基づきそれぞれ表 7-5 に掲げる行為について、許可申請並びに届出を行うことが義務付けられている。また、表 7-5 に掲げた行為につき、自然公園法に基づくもののほか、同計画書中においては個別に取扱方針を定めている。取扱方針の原文については巻末資料編に記載。

表 7-5. 国立公園法に基づく地種区分ごとの許可申請・手続対象行為一覧表

地種区分	特別地域	普通地域
手続区分	許可申請	届出
対象行為	工作物の新築、改築、増築	大規模な工作物の新築、改築、増築
	木竹の伐採	特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減
	鉱物や土石の採取	広告物の設置など
	河川、湖沼の水位・水量の増減	水面の埋立など
	指定湖沼への汚水の排出など	鉱物や土石の採取
	広告物の設置など	土地の形状変更
	指定する物の集積又は貯蔵	
	水面の埋立など	
	土地の形状変更、開墾	
	指定植物(動物)の採取(捕獲)など	
	指定区域での木竹の損傷・植栽・播種、動物の放出、車馬などの乗り入れ、立入りなど	
	屋根、壁面などの色彩の変更	
	動力船の使用	

第8章 活用の方向性と方法

第1節 方向性

本繁殖地は、観光・教育・調査・研究と複数の面において活用が行われている。保存との両立を推進していくため、これら三点について以下の通り方向性を定める。

(1) 観光

本繁殖地は三陸復興国立公園の玄関口としても機能する有数の観光地であり、また一部が海浜公園としても広く市民に供用されている。これを本繁殖地の本質的価値を広く周知する機会ととらえ、関係機関が連携して施策を展開する。

(2) 教育

学校教育と社会教育の両面において活用を推進し、本繁殖地への理解を通して市民の愛着を維持醸成していくことを目的に施策を展開する。

(3) 調査・研究

本繁殖地の文化財指定以前から続く鳥類研究への活用を維持し、その成果を本繁殖地の保護へ還元することを目的に施策を展開する。

第2節 方法

方向性を示した三点について、具体的な施策を以下の通り展開する。

(1) 観光

- ・出版物や SNS 等を複合的に活用して、来訪者へ本質的価値を周知するとともに、観察マナーを広報して人とウミネコの適切な距離が保たれるよう取り組む。
- ・看板や案内表示類の多言語化を継続し、幅広い来訪者へ本質的価値や観察マナーを周知する。
- ・来訪者の安全及びウミネコの事故被害減少のため、本繁殖地内や隣接する車道にて車両の減速を呼びかける。
- ・ウミネコの死骸について、衛生及び景観保全の観点から適切に処理されるように取り組む。
- ・ウミネコと人が接近する機会が多い場所であることから、ウミネコの生育、繁殖や植生に影響のない範囲で来訪者の衛生環境に配慮した対策を検討する。

(2) 教育

① 学校教育

- ・主に「総合的な学習の時間」での活用を想定した小学生向け副読本等の教材を作成し、本繁殖地を学校教育へ取り入れる際の教員への負担軽減を図る。

②社会教育

- ・本繁殖地に関する調査・研究の蓄積をいかし、幅広い層が本繁殖地の価値を知ることができる機会を設ける。
- ・本繁殖地に関する観察記録や研究成果を集約し閲覧できる仕組みを整備し、広く学習者や研究者に提供する。

(3)調査・研究

- ・現状変更等申請の適切な運用により、ウミネコの繁殖かく乱が生じないよう配慮する。
- ・本繁殖地を拠点とする研究者との連絡体制を構築し、研究による知見を保護活動に還元する。

第3節 観察マナーの周知について

本章中で示した繁殖地の来訪者向けのルールやマナーについて、第7章 2-(4)-2 保存に影響を及ぼす行為の考え方に準じて図 8-1 のとおり整理する。

これに基づき、さらに詳細なウミネコ観察のマナーについて広報周知を行い、幅広い層への啓発を図る。



青線で囲まれた領域は、国指定天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」です。

線の中では、以下のマナーを守って、ウミネコの観察を楽しんでください。

- ・赤く塗られた部分には許可なく立ち入らないでください。
※立ち入りも含めて、現況に手を加える行為が法律で規制されています。
- ・ウミネコに触れたり追いかけたりせず、最低でも 1m は距離を取ってください。
※過度な接近は子育ての放棄を招きます。2m 以上の距離を取ることが理想的です。
- ・ウミネコに餌付けを行わないでください。
※ウミネコが自力で餌を取る能力を失い、自然の中で生きられなくなります。
- ・ウミネコにペット等の動物を近づけないでください。
※ウミネコが危険を感じ、子育てを放棄してしまう恐れがあります。
- ・ウミネコが居る間に車を乗り入れる際は、徐行してください。
※ウミネコをはねたり、巣や卵をつぶしてしまったりする恐れがあります。
- ・ウミネコ繁殖期間中は、遊漁の自粛をお願いします。
※釣糸や釣針が絡んで、傷ついたり死んだりしてしまうウミネコが毎年発生しています。
- ・無断でドローンを飛ばさないでください。
※ウミネコと衝突し、傷つけてしまう恐れがあります。

図 8-1. 本繁殖地の観察マナー周知案

第9章 整備の方向性と方法

第1節 方向性

本繁殖地の本質的価値を保存するための要素である保護監視所、保護フェンス、看板類の3点について、整備と改修を進める。

なお、整備は関係諸法令を遵守し、ウミネコの繁殖への影響を考慮した上で推進する。

第2節 方法

(1) 保護監視所

現在は海浜公園休憩所(海水浴場監視棟)の一部を借用している保護監視所について、早期に専用の保護監視所を設置し、新たな機能についてはのちの改修にて対応する。

設置にあたっては、次の事項を考慮する。

- ・ 燕島本島へ可能な限り近い場所であること。
- ・ 燕島本島への見通しが確保されていること。
- ・ 監視所のデザインが周辺景観に調和すること。
- ・ 将来的に設備の拡張が可能な室内容量を確保していること。

(2) 保護フェンス

営巣場所への人の立入りや天敵侵入防止のための保護フェンスについては、効果が十分に発揮されるよう検証し、検証結果等を考慮して計画的に改修を行う。

(3) 看板

本繁殖地は三陸復興国立公園内に立地し、既に同公園の案内標識等のデザインについて指針が定められていることから、本繁殖地の看板の整備方針は三陸復興国立公園 種差海岸階上岳地域 管理運営計画書¹⁾を参考に、以下のとおりとする。

- ・ 看板は風致景観への支障がないよう考慮するとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものは撤去する。
- ・ 標識類の規模は過大にならないようにする。
- ・ 自然の素材の色又は茶系、灰色系、ベージュ系を基調とし、極力周囲の環境と調和したものとする。ただし、地図・写真等の表示を行う場合は、この限りではない。
- ・ 同一地区内における標識看板類については、デザイン及び色彩を統一させる。
- ・ 多言語化未対応の看板の更新を推進する。
- ・ 看板へのQRコード追加等により、看板の機能拡充を図る。

第10章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 方向性

本繁殖地の保存活用に関する運営・体制は八戸市教育委員会社会教育課が主体となって整備する。

指定地内には複数の行政機関・法人等が管理する土地・施設が混在しているほか、本繁殖地は市内有数の観光地の側面や、研究機関等によるウミネコ調査地の側面もあるため、多様な関係者が共通認識をもって活動できるよう、保護監視活動等の保護関係者に加えて、土地・施設の権利関係者、観光関係者、研究者・研究機関等が連携して運営・体制の構築を図る。

第2節 方法

今後は「蕪島ウミネコ繁殖地保存活用意見交換会」（仮）の設置を段階的に進める。新たな組織は年1回の会議開催を基本とし、主に次の内容を取扱う。

- ・ウミネコの繁殖状況報告
- ・本繁殖地の課題の共有と対応
- ・研究情報の共有
- ・保存活用計画で示した保存管理・整備・活用の状況（自己点検報告）と今後の予定
- ・現状変更等の許可の特例の実施状況報告
- ・現状変更等を計画している案件の情報共有（所管機関の確認を含む）等

今後目指していく運営・体制のイメージは図10-1のとおり。

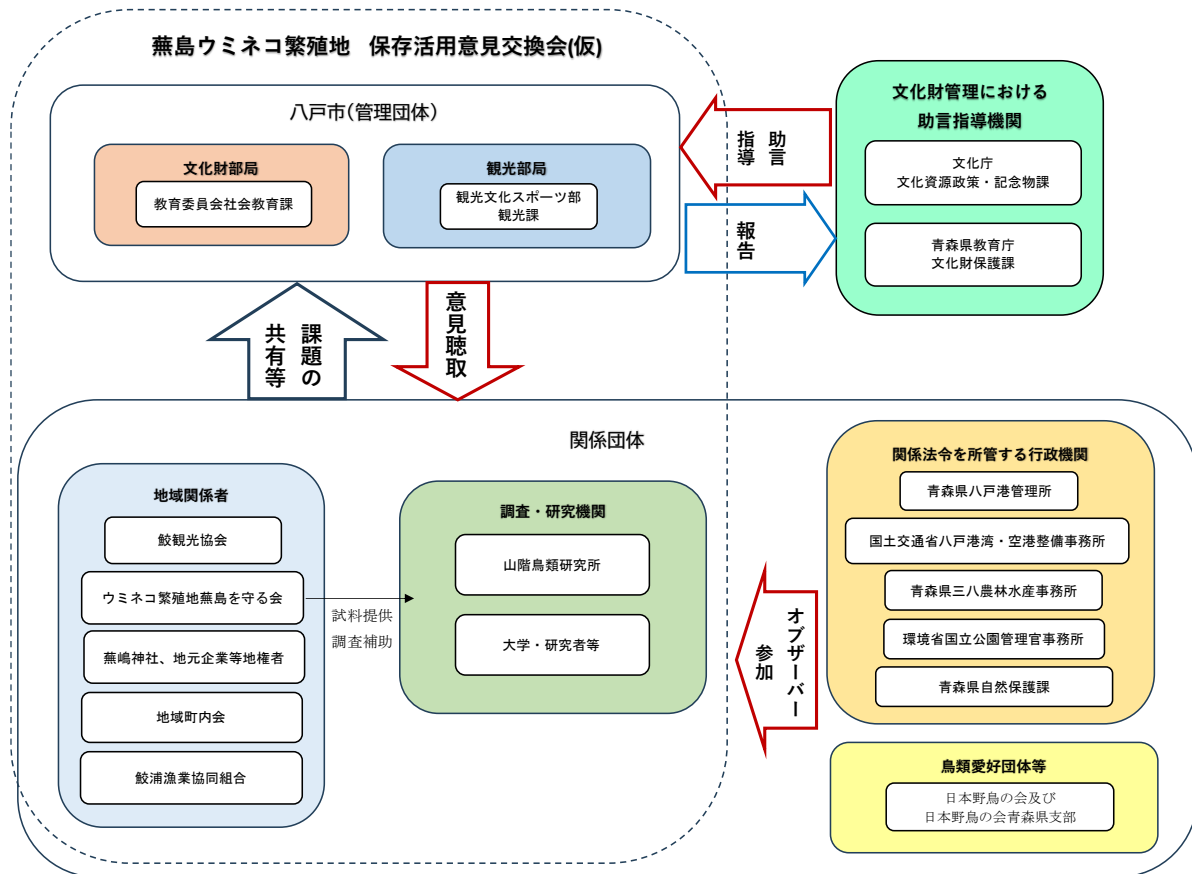


図 10-1. 運営・体制のイメージ図

第 11 章 各施策の計画・実施

本保存活用計画中の各章で示した施策について、保存管理の地区区分ごとに以下表 11-1 の通り整理する。

なお、表中において、従前より実施しており継続を要する施策には【継続】、本計画で定め、新たに実施する施策については【新規】と付した。

表 11-1. 実施計画

区分	A地区 (本島フェンス内)	B地区 (境内地)	C地区 (海面)	D地区 (埋立造成地域)	指定範囲外の要素
地区の状況	フェンスで保護され、燕島本島とウミネコ繁殖個体群が最も良好に保存されている。	大規模に開発されているものの、ウミネコ繁殖個体群が比較的良好に保たれ、かつ人が自由に立ち入って観察することができる。	造成により面積が減少しているが、ウミネコの採餌・休息環境は良好に保存されている。	指定時は海面であったがその後の埋立て等により形成された陸地。一部でウミネコの繁殖が確認されている。	種差海岸周辺のウミネコ繁殖地
現状変更等の取扱い	現状変更等は原則認めない。ただし、許可基準を満たし、ウミネコの集団繁殖とそれを取り巻く環境に及ぼす影響の軽微なものはこの限りではない。	ウミネコ繁殖期間内の現状変更は原則認めない。ただし、許可基準を満たし、ウミネコの集団繁殖に及ぼす影響の軽微なものはこの限りではない。	現状変更は原則認めない。ただし、許可基準を満たし、本質的価値に影響を及ぼさないものはこの限りではない。	他の地域では実施の意義を失う現状変更であって、許可基準を満たし、ウミネコの集団繁殖に及ぼす影響の軽微なものについては認める。	
公有化・追加指定	【継続】実施しない				【新規】調査の進展により追加指定を検討する。
保存管理	・【継続】来訪者向け観察マナーを周知する。 ・【継続】ウミネコ繁殖期間中の保護監視を実施する。 ・【継続】ウミネコ飛来数及び繁殖数のモニタリングを実施する。 ・【継続】必要に応じて天敵の駆除を実施する。				
	・【継続】定期的に清掃を行い漂着物等を除去する。 ・【継続】定期的な草刈等と植生調査による繁殖環境維持。				
活用	・【新規】出版物・SNSを通じた本質的価値の広報周知。 ・【継続】看板類の多言語化による幅広い層への本質的価値の周知。 ・【新規】周辺道路での徐行運転呼びかけ。 ・【新規】学校教育向けの教材作成。 ・【新規】市民向けウミネコ観察会やセミナー等の開催。 ・【新規】観察記録や調査研究成果等の集約・公開。 ・【継続】受け入れ研究の把握・調整。 ・【新規】研究者・研究機関との情報交換・連携の体制強化。				
整備	・【継続】天敵侵入防止用フェンスの検証と改修。	・【新規】ウミネコ保護監視所の早期設置。 ・【新規】看板類の整理統合及び多言語対応を含めた内容拡充。			
運営・体制の整備	・【新規】庁内の関係部局、地元関係者、調査研究機関、並びに関係行政機関との協力体制維持及び意見交換。				

第12章 経過観察

第1節 方向性

本繁殖地について、第11章に示す計画に沿って、保存・活用・整備・運営・体制の整備を実施する。

経過観察の措置として、八戸市は計画実施状況の自己点検を行い、適宜専門家の助言指導を得るものとする。

保存活用計画の改訂にあたっては、天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議で、本計画の実施状況の再確認と課題の抽出を行い計画の見直しを行う。

第2節 方法

(1) 自己点検

経過観察における自己点検は表12-1を使用して実施し、本保存活用の目標達成に向け業務計画の修正を随時行う。

表 12-1. 燕島ウミネコ繁殖地保存活用計画の自己点検票

燕島ウミネコ繁殖地保存活用計画の自己点検票

項目	各施策	取組状況評価 (1～4)	取組状況凡例 1：未実施、2：計画中、3：実施済・次回計画でも継続、4：次回計画で見直し
			取組状況評価の理由
保存管理に関する事 こと	本繁殖地の観察マナーは適切に周知されているか。		
	現状変更等許可の特例の報告と内容の記録は行われているか。		
	繁殖期間中の保護監視は実施されているか。		
	ウミネコの飛来数及び繁殖のモニタリングは継続されているか。		
	繁殖環境の整備は適切な見直しを経て実施されているか。		
	島内の清掃は実施されているか。		
	ウミネコの繁殖環境を良好に維持するための植生管理が行われているか。		
活用に関する事 こと	入込客数のモニタリングは実施されているか。		
	案内表示等の多言語対応は実施されているか。		
	デジタル媒体における広報周知は実施されているか。		
	来訪者の衛生環境に配慮した対策は行われているか。		
	学校教育向けの資料・教材は作成・活用されているか。		
	観察記録や調査研究成果の集約・公開は行われているか。		
	研究活動受入れは適切な検討の上行われ、内容は記録されているか。		
	研究者等との連絡体制は十分に機能しているか。		
整備に関する事 こと	新たな保護監視所は設置されているか。		
	フェンスの検証・改修は実施されているか。		
	看板等は適正に整理統合され、機能拡充はされているか。		
運営体制に 関する事 こと	運営体制に見直しが必要な点は生じていないか確認しているか。		

(2) 次期保存活用計画策定

本保存活用計画は、10年の計画期間を満了したのちに次期計画を策定する。
次期計画の策定スケジュール(案)は、表 12-2 のとおりとする。

表 12-2. 次期保存活用計画の策定スケジュール(案)

計画年度	実施内容
8 年目	委員選定 計画内容見直し 計画検討会議(複数回) 計画素案作成開始
9 年目	パブリックコメント 住民説明会 計画案確定
10 年目	文化庁認定申請 計画書印刷 計画書頒布
11 年目 / 1 年目	計画運用開始

第 13 章 おわりに

- ・ 振り返り（計画の目的や意義）
- ・ 計画実施によって期待される成果、見通しなど

引用・参考文献

第1章

- 1) 八戸市(2022). 第7次八戸市総合計画. 八戸市
- 2) 八戸市教育委員会(2024). 第3期八戸市教育振興基本計画. 八戸市教育委員会
- 3) 八戸市(2022). はちのへ文化のまちづくりプラン～八戸市文化芸術推進基本計画～. 八戸市
- 4) 八戸市(2024). 八戸市緑の基本計画. 八戸市都市整備部公園緑地課

第2章

- 1) 八戸市史編纂委員会(2005). 新編八戸市史別編自然編. 八戸市
- 2) 松山力(1983). 八戸の地質. 文化財シリーズ第24号. 八戸市教育委員会
- 3) 気象庁. 八戸(青森県)2025年(月ごとの値)主要要素, 気象庁ホームページ.
https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=31&block_no=47581&year=2025&month=&day=&view=p1 (2026. 7. 14 参照)
- 4) 環境省自然環境局生物多様性センター. 自然環境調査Web-GIS, 生物多様性センターホームページ. <http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html> (2024. 11. 6 参照)
- 5) 八戸工業大学(2023). 令和4年度天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」環境調査報告書. 18
- 6) 八戸市. 水産統計, 八戸市ホームページ. https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshiki-karasagasu/suisanjimusho/1_1/3836.html (2024. 9. 20 参照)
- 7) 八戸市史編纂委員会(2015). 新編八戸市史通史編Ⅰ原始・古代・中世. 八戸市
- 8) 八戸市史編纂委員会(2013). 新編八戸市史通史編Ⅱ近世. 八戸市
- 9) 八戸市史編纂委員会(2014). 新編八戸市史通史編Ⅲ近現代. 八戸市
- 10) 市川金丸(1967). 蕪島遺跡調査報告(略報). 東奥文化 34号: 27-32
- 11) 八戸市史編纂委員会(2009). 新編八戸市史考古資料編. 八戸市
- 12) 蕪嶋神社(1996). 創建七百年記念誌蕪嶋神社. 蕪嶋神社創建七百年奉祝奉賛会
- 13) 古里淳(1989). 資料紹介湊川口風景図・八戸浦之図八戸市博物館研究紀要, 5, 22
- 14) 八戸市史編纂委員会(2008). 新編八戸市近世資料編Ⅱ. 八戸市
- 15) 農商務省水産局(1920). 大正八年度起工補助漁港修築工事計画概要. 農商務省水産局
- 16) 株式会社港建技術サービス(1990). 八戸港50年史. 八戸港工事事務所
- 17) 八戸市建設部土木港湾課(1968). 八戸港修築50年史. 八戸市
- 18) 成田憲一・成田章(2004). ウミネコ観察記八戸市蕪島. 木村書店

第3章

- 1) 八戸市建設部土木港湾課(1968). 八戸港修築50年史. 八戸市
- 2) 三浦義太郎(1933). 八戸港修築工事概要. 土木建築工事画報: 第9巻第10号. 28-36
- 3) 和田干蔵(1923). 陸奥蕪島の鷗. 教育画報 16:121-127.
- 4) 黒田長礼(1916). 東北地方ニ於ケル夏季の鳥界. 鳥, 1(3), 1-9

- 5) 内田清之助(1944). 鳥類標識法に依るウミネコの帰巢性其他の習性に関する研究. 農政経済論集 : 419-437.
- 6) 和田干蔵(1932). 蕪島に於けるウミネコの渡りの時季. 鳥 33-34:300-301.
- 7) 小松正躬(1934). 青森県蕪島のウミネコ主として渡来初期の状況. 野鳥 1(6):126-131.
- 8) 小松正躬(1935a). 青森県八戸市大字鮫町蕪島に於けるウミネコ (*Larus crassirostris* Vieillot) の生態(梗概) 鳥 8:446-461.
- 9) 小松正躬(1935b). 青森県八戸市大字鮫町蕪島に於けるウミネコ (*Larus crassirostris* Vieillot) の生態学的研究. 斉藤報恩会事業年報 11:110-120.
- 10) 小松正躬(1936). 青森県八戸市大字鮫町蕪島に於けるうみねこ (*Larus crassirostris* Vieillot) の生態学的研究並びに発生学的研究. 斉藤報恩会事業年報 12:127-131.
- 11) 小松正躬(1937a). 青森県八戸市大字鮫町蕪島に於けるウミネコ (*Larus crassirostris* Vieillot) の生態学的研究. 斉藤報恩会事業年報 13:105-109.
- 12) 小松正躬(1937b). 青森県蕪島に於いて知られたるウミネコ (*Larus crassirostris* Vieillot) の習性. 博物学雑誌 35:235-240.
- 13) 小松正躬(1937c). 鳥類標識法に依るウミネコの帰巢性及び其他の習性に関する調査. 鳥獣彙報 11:1-38.
- 14) 浦本昌紀(1962). 鳥類標識試験報告第 1 回(昭和 36 年度). 山階鳥類研究所報告第 3 巻第 3 号:4-9.
- 15) 成田憲一(1967). ウミネコの幼鳥期における生存率. 岩手生物教育研究会誌 1:4-14.
- 16) 成田憲一(1969). ウミネコの繁殖期における生態 I. 青森県生物学会誌 11:21-24.
- 17) 成田憲一(1979). 蕪島におけるウミネコの標識放鳥結果. 青森県生物学会誌 17:21-26.
- 18) 成田憲一(1985). 蕪島のウミネコ. 文化財シリーズ第 26 号、八戸市教育委員会.
- 19) 長谷川政美、種村正美(1980a). ウミネコの生態調査 I. 統計数理研究所彙報 28:79-97.
- 20) 長谷川政美、種村正美(1980b). 蕪島のウミネコの個体群動態と齢構成. 海洋と生物 10:340-344.
- 21) 樋口伊佐夫、種村正美、小山田和枝、長谷川政美(1981). ウミネコの生態 II. 統計数理研究所彙報. 28:99-115.
- 22) 金田豊(1983). 八戸市蕪島におけるウミネコの繁殖行動(予報). 青森県生物学会誌 21:26-29.
- 23) 成田章(1990). ウミネコの繁殖生態に関する研究. 平成 2 年度上越教育大学学校教育学部卒業論文.
- 24) 成田章(1992). 蕪島におけるウミネコの繁殖生態. 平成 4 年度上越教育大学大学院修士論文.
- 25) 成田章(1996a). ウミネコ *Larus crassirostris* のヘッドトッシングの機能. 青森自然誌研究(1):31-33.
- 26) 成田章(1996b). ウミネコ *Larus crassirostris* の攻撃的行動に見られる性的差異. Strix14:129-133.
- 27) 成田章(1997). ウミネコ *Larus crassirostris* の他個体へ向けた長鳴きを伴った傾斜姿勢

- (Oblique-cum-Long-Call)の重要性. 青森自然誌研究(2):16-18.
- 28) 成田章(1998a). ウミネコ *Larus crassirostris* の長鳴きを伴った傾斜姿勢の行動連鎖—他個体へ向けられたもの以外の行動連鎖—. 青森自然誌研究(3):1-3.
- 29) 成田章(1998b). ウミネコ *Larus crassirostris* で見られるチョーキングの行動連鎖. 青森自然誌研究(3):4-5.
- 30) 成田章(1994a). ウミネコ *Larus crassirostris* の種内托卵の新戦術. 日本鳥学会誌 43:111-118.
- 31) 成田章(1994b). ウミネコ *Larus crassirostris* における過剰卵数の出現. 山階鳥研報 26:132-134.
- 32) 成田章(1999). ウミネコのつがい交尾とつがい外交尾. Strix17:101-110.
- 33) 成田憲一(1999). 燕島の保護についての知見. 青森自然誌研究(4):11-15.
- 34) 成田章(2008). 八戸市燕島周辺で繁殖するウミネコ. 青森自然誌研究(13):43-44.
- 35) 成田章(2002). 燕島でのウミネコの研究史. 青森自然誌研究(7):7-10.
- 36) 成田章(2003). 燕島におけるウミネコの繁殖生態. 青森自然誌研究(8):9-10.
- 37) 富田直樹、水谷友一、藤井英紀、杉浦里奈、柳井徳磨、浅野玄、新妻靖章(2010). 青森県燕島におけるウミネコ成鳥の殺傷死体の発見. 日本鳥学会誌 59(1):80-83.
- 38) 水谷友一、富田直樹、風間健太郎、高橋弘樹、長谷川理、新妻靖章(2009). ウミネコにおけるテロメア長と年齢の関係. 日本鳥学会誌 58(2):192-195.
- 39) 富田直樹・成田章(2016). ウミネコ繁殖地燕島における 2012 年から 2015 年の繁殖モニタリング. 山階鳥学誌 47:136-139.
- 40) 富田直樹・成田章(2017). ウミネコ繁殖地燕島における 2012 年から 2016 年の繁殖モニタリング. 山階鳥学誌 48:83-86.
- 41) 富田直樹、成田章、岩見恭子(2018). ウミネコ繁殖地燕島における 2012 年から 2017 年の繁殖モニタリング: キツネの侵入に注目した考察. 山階鳥類学雑誌 49(2):63-68.
- 42) 成田章(2015). 八戸市燕島周辺で繁殖するウミネコの経年変化. 青森自然誌研究(20):37-38.
- 43) 成田章(2016). 八戸市燕島周辺に帰還するウミネコ標識個体の経年変化. 青森自然誌研究(21):95-96.
- 44) 成田章(2018b). 八戸市燕島周辺における 2015 年から 2017 年のウミネコの繁殖状況. 青森自然誌研究(23):91-92.
- 45) 成田章(2019). 2018 年に再建中の八戸市燕嶋神社敷地内で繁殖したウミネコ. 青森自然誌研究(24):71-72.
- 46) 成田章(2017). 八戸市燕嶋神社跡地で繁殖したウミネコ. 青森自然誌研究(22):47-49.
- 47) 成田章(2018a). 再建中の燕嶋神社敷地内に繁殖したウミネコ. 青森自然誌研究(23):89-90.
- 48) Mizutani Yuichi, Tomita Naoki, Niizuma Yasuaki, Yoda Ken(2013). Environmental perturbations influence telomere dynamics in long-lived birds in their natural habitat. BIOLOGY LETTERS 9 巻(5):20130511.
- 49) Mizutani Yuichi, Niizuma Yasuaki, Yoda Ken(2016). How Do Growth and Sibling

- Competition Affect Telomere Dynamics in the First Month of Life of Long-Lived Seabird?. PLOS ONE 11 巻(11):e0167261.
- 50) Yoda Ken, Tomita Naoki, Mizutani Yuichi, Narita Akira, Niizuma Yasuaki (2012). Spatio-temporal responses of black-tailed gulls to natural and anthropogenic food resources. Marine Ecology Progress Series 46 巻:249-259.
- 51) 富田直樹、成田章 (2021). ウミネコ繁殖地蕪島における 2012 年から 2020 年の繁殖モニタリング. 山階鳥類学雑誌 53(1):39-43.
- 52) 富田直樹・成田章 (2024). ウミネコ繁殖地蕪島における 2012 年から 2023 年の繁殖モニタリング. 山階鳥学誌. 56:78-82.
- 53) 水谷友一、鈴木宏和、前川卓也、Joseph Korpela、宮竹貴久、越山洋三、依田憲 (2021). 海上飛翔中のウミネコによる昆虫捕食とその同定. 日本鳥学会誌 70(1):53-60.
- 54) 成田章 (2021). 八戸市蕪島における植生管理の有無によるウミネコの繁殖成績の差異. 青森自然誌研究 (26):105-106.
- 55) 成田章 (2022). 2021 年の八戸市蕪島におけるウミネコの繁殖状況～北側での植生管理の有無による繁殖の差異と保護活動～. 青森自然誌研究 (27):167-168.
- 56) 八戸市 (2023). 令和 4 年度天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」環境調査報告書. 八戸市.
- 57) 八戸市 (2024). 令和 5 年度天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」環境調査報告書. 八戸市.
- 58) Mizutani Y, Goto Y, Shoji A, Yoda K. (2025). Effects of nest locations on foraging behavior and physiological responses in seabird colony. Front. Physiol. (in press)
- 59) 井上漱太 (2024). ウミネコ個体数の推定. 八戸市教育委員会
- 60) 環境省自然環境局生物多様性センター (2008). 平成 19 年度重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト 1000)海鳥調査業務報告書, 環境省. https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/pdf/h19_seabirds.pdf (2025. 3. 3 参照)
- 61) 環境省自然環境局生物多様性センター (2012). 平成 23 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書, 環境省. https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/pdf/h23_seabirds.pdf (2024. 8. 26 参照)
- 62) 環境省自然環境局生物多様性センター (2017). 平成 28 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書, 環境省. https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/pdf/h28_seabirds.pdf (2025. 3. 3 参照)
- 63) 環境省自然環境局生物多様性センター (2020). 2019 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書, 環境省. https://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/reports/pdf/2019_seabirds.pdf (2025. 3. 3 参照)
- 64) 環境省自然環境局生物多様性センター (2025). 2024 年度モニタリングサイト 1000 小島嶼(海鳥)調査報告書, 環境省: 35-49
- 65) 成田章 (2023). 蕪島で繁殖するウミネコの巣のサイズ. 青森自然誌研究 (28): 62-63.
- 66) 成田章 (1999b). ウミネコ *Larus crassirostris* の卵殻内にいる雛が孵化する際にかかる穴の位置. 青森自然誌研究 (4):16.

- 67) 成田章(2000). 水田に飛来するウミネコ. 青森自然誌研究(5):23-24.
- 68) 和田干蔵(1963). ウミネコの食性を主とした生態研究調査書. 八戸市教育委員会調査書.
- 69) 成田章(2013). 蕪島におけるウミネコの雛の食性. 青森自然誌研究(18):45-46.
- 70) 成田章(1998b). ウミネコ *Larus crassirostris* の雛の成長. 青森自然誌研究(3):6-8.
- 71) 八戸市教育委員会(2001). 天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」保存活用協議会報告書. 八戸市教育委員会, 八戸市
- 72) 富田直樹、成田章、岩見恭子(2018). ウミネコ繁殖地蕪島における 2012 年から 2017 年の繁殖モニタリング：キツネの侵入に注目した考察. 山階鳥学誌 49(2):63-68

第 4 章

- 1) 環境省自然環境局生物多様性センター(2025). 2024 年度モニタリングサイト 1000 小島嶼(海鳥)調査報告書:35-49.
- 2) 井上漱太(2025). ウミネコ個体数の推定. 八戸市教育委員会.
- 3) 陸前高田市. 樺島ウミネコ繁殖地(国・天然記念物), 陸前高田市ホームページ.
<https://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/soshiki/kanrika/bunkazaigakari/1/1/2/2652.html> (2024. 8. 26 参照)
- 4) 環境省自然環境局生物多様性センター(2017). 平成 28 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書:79-94.
- 5) 内田清之助(1923). 鵠の渡来地とウミネコの蕃殖地. 史蹟名勝天然記念物, 6(1), 7-8
- 6) 和田干蔵(1923). 陸奥蕪島の鷗. 教育画報 16:121-127.
- 7) 環境省自然環境局生物多様性センター(2017). 平成 28 年度モニタリングサイト 1000 海鳥調査報告書:5-21.
- 8) 環境省自然環境局生物多様性センター(2025). 2024 年度モニタリングサイト 1000 小島嶼(海鳥)調査報告書:77-87.
- 9) 環境省自然環境局生物多様性センター(2025). 2024 年度モニタリングサイト 1000 小島嶼(海鳥)調査報告書:88-99.
- 10) 八戸市史編纂委員会(2005). 新編八戸市史別編自然編. 八戸市: 27
- 11) 八戸工業大学(2023). 令和 4 年度「蕪島ウミネコ繁殖地」環境調査報告書. 八戸市: 9
- 12) 成田章(2024b). 八戸のウミネコ情報. 成田章
- 13) 成田章・富田直樹(2026). 2021~2025 年の青森県八戸市大久喜の弁天島におけるウミネコ *Larus crassirostris* の繁殖状況. 青森自然誌研究(31): 66-70

第 5 章

- 1) 八戸市水産科学館マリエント(2023). マリエント「ちきゅう」たんけんクラブジュニア・シニア・プラチナ令和 4 年度活動記録. 八戸市水産科学館マリエント
- 2) 八戸市水産科学館マリエント(2024). マリエント「ちきゅう」たんけんクラブジュニア・シニア・プラチナ令和 5 年度活動記録. 八戸市水産科学館マリエント

第 7 章

- 1) 青森県(2017). 下北八戸沿岸海岸保全基本計画. 青森県
- 2) 青森県(2022). 第 13 次鳥獣保護管理事業計画. 青森県
- 3) 東北地方環境事務所(2016). 三陸復興国立公園種差海岸階上岳地域管理運営計画書. 東北地方環境事務所

第 9 章

- 1) 東北地方環境事務所(2016). 三陸復興国立公園種差海岸階上岳地域管理運営計画書. 東北地方環境事務所

資料編

第1節 関連計画抄録

- (1) 第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年4月1日 青森県)抄録
- (2) 三陸復興国立公園公園計画書・種差海岸階上岳地域管理運営計画書(平成28年3月)抄録

(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画(令和4年4月1日 青森県)抜粋

第一 計画の期間

令和4年4月1日から 令和9年 3月 31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

- ① 指定に関する中長期的な方針(略)
- ② 指定区分ごとの方針

- 1) 森林鳥獣生息地の保護区(略)
- 2) 大規模生息地の保護区(略)
- 3) 集団渡来地の保護区(略)
- 4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、鳥獣保護区を指定するよう努める。

指定に当たっては、採餌、ねぐら又は休息のための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

- 5) 希少鳥獣生息地の保護区(略)
- 6) 生息地回廊の保護区(略)
- 7) 身近な鳥獣生息地の保護区(略)

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(略)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

- (1) 希少鳥獣(略)
- (2) 狩猟鳥獣(略)
- (3) 外来鳥獣等(略)
- (4) 指定管理鳥獣(略)
- (5) 一般鳥獣(略)

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあっては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

③ ～⑦(略)

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、期間、捕獲区域、捕獲方法、捕獲鳥獣の種類及び数について限定し、捕獲鳥獣の処理方法、捕獲等又は採取等に当たっての安全確保、静穏の保持、捕獲場所周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法、猟具の所有等について条件を付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を

許可する場合には、住民の安全を確保するため適切な条件を付すものとする。

また、第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準(略)

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方(略)

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方(略)

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また適正な全体計画の下で行われるものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

②許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

③鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。

ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑥ 方法

次に掲げる条件に適合するものであること。

1) 法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放獣すべきではないと認められる場合はこの限りではない。

なお、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種については、殺傷等を伴う捕獲方法ではないこと。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次に掲げる条件に適合するものであること。

1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報公開に努めること。

(2) 標識調査

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。

② 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

⑤ 方法

わな、網又は手捕とする。

⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて殺処分等の処置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的(略)

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

申請者の職務上必要な区域。

⑤ 方法

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

(3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

① 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保

護管理員、その他特に必要と認められる者。

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。

③ 期間

1年以内。

④ 区域

必要と認められる区域。

⑤ 方法

法第12条第1項又は第2項の規定により禁止されている猟法は、認めない。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合(略)

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的(略)

(2) 愛玩のための飼養の目的(略)

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的(略)

(4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的(略)

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、公益上必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。

3 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項(略)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項(略)

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項(略)

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項(略)

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項(略)

第九 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題(略)

2 狩猟の適正化(略)

3 市街地等に出没する鳥獣への対応(略)

4 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

傷病鳥獣の救護については、生物多様性の保全に貢献する観点から、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先するものとし、鳥獣保護センターを中心に、市町村、獣医師等と連携しながら、人と鳥獣との適切な関係の構築を図る。

なお、次に掲げる鳥獣は原則として救護の対象としないこととし、県民に対し周知徹底を図る。

① 雛及び出生直後の幼獣

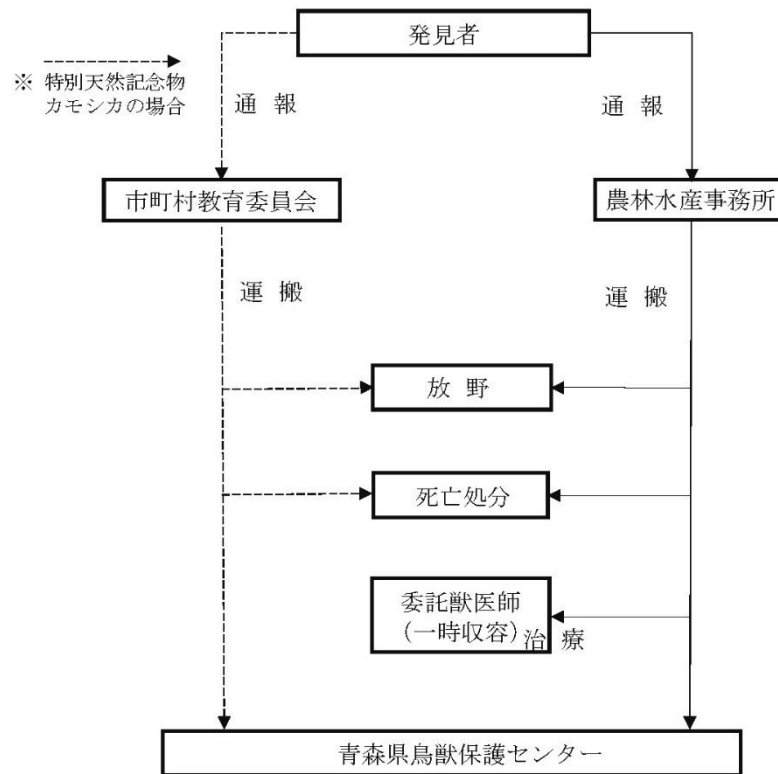
② 農林水産業及び生活環境に被害を与えている鳥獣として野生復帰させることが被害の原因となるおそれのある鳥獣

③ 特定外来生物に指定された鳥獣

④ 狩猟及び被害の防止の目的での捕獲許可に基づき負傷した鳥獣

⑤ 重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがない鳥獣

(2) 体制



傷病鳥獣救護フローチャート

(3) 傷病鳥獣の個体の処置

生物多様性の保全の観点から、放野が可能な個体については、治療等及び放野を行う。放野が不可能又は放野をすることが適当でない個体については、治療、研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

(4) 野生鳥獣と人・家畜の間に伝播する感染症対策・普及啓発

収容個体は、必要に応じて野生鳥獣と人・家畜の間に伝播する感染症の有無を把握する。

仮に、感染の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処し、二次感染の防止に留意する。また、家畜伝染病が疑われる際は、県家畜保健衛生所と調整し、適切に対応する。

なお、救護に携わる者に対し、野生鳥獣と人・家畜の間に伝播する感染症に関する基本的な

情報を提供するとともに、行政担当者等に対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 放野

放野は、傷病が治癒していること等対象個体の状態を確認した上で、発見救護された場所又は遺伝的攪乱を及ぼすことのないような場所を選定し実施する。

5 油等による汚染に伴う水鳥等の救護

油汚染事件発生等一時的に多量の傷病鳥獣の発生する事態に備え、関係機関との連携・協力を得ながら救護体制の整備を図るよう努める。

6 感染症への対応

生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査を始めとし、関係部局と連携

したサーベイランス等を日頃から実施し、情報の共有を行う。

また、それらの感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、事前に国及び関係機関との連絡体制を整備する。

野生鳥獣に関する感染症は、鳥獣行政のみならず公衆衛生、家畜衛生、動物愛護管理行政等の多くの担当部局に関連するものもあるため、これらに関係する部局が連携して対策を実施することが必要である。また、関係する機関等に加え、一般県民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

野生鳥獣や家きんなど主に鳥類の間で伝播する感染症であり、畜産業への影響も大きく、海外では人への感染事例も報告されていることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル(青森県)」に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。

野鳥の異常死の早期発見や発生時の対応体制を強化するために、野鳥の生息状況の把握、死亡野鳥調査の野鳥サーベイランス及び野鳥緊急調査を実施する人材の育成・確保に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わりや接し方等について、住民への情報提供や普及啓発を適切に実施する。

(2) 豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF) (略)

(3) その他感染症

上記以外の野生鳥獣に関する感染症についても、可能な限り、情報収集等を行い、鳥獣の保護及び管理に当たっての対応の必要

性、対応方法等について検討する。

口蹄疫等の家畜伝染病や、SFTS(重症熱性血小板減少症候群)等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症、ウエストナイル熱等のこれまで国内での感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努める。

また、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等の把握、それら傷病個体等における感染症に関する検査等を通じた監視・注意喚起等や、関係部局や関連機関との情報共有に努める。

7 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等(略)

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意する。

① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得る。

② 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながることを防ぐため、観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付け防止を図る。

③ 生ごみ、未収穫作物等の不適切な管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図る。

(3) 猟犬の適切な管理(略)

(4) 野鳥の森等の整備(略)

(5) 小中学生等を対象とした普及啓発(略)

(6) 法令の普及徹底(略)

(2)三陸復興国立公園 公園計画書・種差海岸階上岳地域管理運営計画書 (平成 28 年 3 月)抄録

第 1 章 三陸復興国立公園の概要(略)

第 2 章 管理運営計画策定の基本的な考え方 (略)

第 3 章 現況と課題(略)

第 4 章 将来像、基本方針及び活動指針(略)

第 5 章 公園事業及び行為許可に関する事項

1. 許可・届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成 27 年 7 月 30 日環自国発第 1507301 号)第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成 22 年 4 月 1 日環自国発第 100401008 号。以下「細部解釈」という。)において定める基準の細部解釈によるほか、第 3 章・4 章の方針、及び下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。風力発電施設に関しては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン(平成 25 年 3 月 29 日環自国発第 1303291 号)」を参考とし、地熱発電施設に関しては、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて(平成 27 年 10 月 2 日環自国発第 1510021 号)」により指導するものとする。

また、普通地域内の要届出行為については、「国立公園普通地域における措置命令等に関する処理基準」(平成 22 年 4 月 1 日環自国発第 100401010 号)に基づき処理するとともに、下記取扱(規模に関するものを除く)を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導するものとする。

取扱方針

1 工作物

(1) 建築物

①基本方針

建築物が風致を損なうことなく自然風景と一体となるよう留意する。

②規模(建築面積、高さ、建ぺい率)

設置目的をかなえる範囲で極力小さくする。

③デザイン、色彩、材料

以下の各要件に適合しないものは認めない。

ア 屋根のデザイン

屋根のデザインは、切妻、寄棟等で軒のあるものとし、屋根勾配は、10 分の 3 以上とすること。陸屋根、片流れ、曲面屋根でないこと。

陸屋根である既存建築物は増改築の際に、屋根のデザインを上記屋根形状とすること。ただし、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合、傾斜パラペット(飾屋根)を設ける等、屋根があるように見えるデザインとすること。

陸屋根以外のもので上記屋根形状に適合しない既存建築物の増改築のうち、上記屋根形状とすることが困難と認められる場合であって、公園利用者から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積 10 平方メートル以下程度の小規模の建築物である場合は、屋根勾配及び屋根デザインについては、この限りではない。

イ 色彩及び材料

1) 屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩
こげ茶色、黒色若しくは暗灰色のいずれかの色彩を用いること。ただし、周辺に位置する既存建築物の屋根の色彩が上記の色彩以外の場合は、それらの色彩と調和した色彩を用いること。また、増改築であって、既存部分と同色にする場合はこの限りでない。

2) 壁面の色彩

クリーム系、ベージュ系、茶色系、白色系もし

くは灰色系のいずれかの色彩を用いることとし、屋根の色彩と調和した色彩を用いること。また、増改築であって、既存部分と同色にする場合はこの限りでない。

④付帯施設

以下の各要件に適合しないものは認めない。

ア 駐車場、取付道路については、風致の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。

イ 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものではないこと。

⑤修景緑化

以下の各要件に適合しないものは認めない。

ア 階上岳地区については、公園利用施設から建築物が望見される場合には、建築物を隠蔽するために樹木による修景植栽を行うこと。

イ 修景植栽に用いる樹種は、現地産樹木と同様の種とすることとし、当該地の環境に適したものであること。

⑥その他

以下の各条件に適合しないものは認めない。

ア 残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあっては、この限りではない。

イ 支障木の伐採は、当該建築物の設置目的をかなえる範囲で、必要最小限とすること。なお、当該敷地内への移植も検討すること。

(2) 道路

①基本方針

道路は、地形の改変が少ない線形とし、支障木の伐採を極力少なくして自然環境の保全に配慮する。

②付帯施設

次のアからイの各号に掲げる付帯施設については、それぞれ各号に示す要件に適合しないものは認めない。

ア 法面擁壁は、自然石若しくは自然石を模した

ブロック等による石積擁壁、又は、同様の化粧張を施したコンクリート擁壁とする。

現場打ちコンクリート枠工は、枠内緑化を施すこと。

コンクリート吹付、モルタル吹付は、硬岩が露出し勾配が急な箇所において通行の安全を確保する上で他に適切な方法がない場合に限り施工することとし、その場合も可能な限り緑化を図るものであること。

ロックネット、ロックフェンスは、周囲の岩肌と調和するよう、こげ茶色、灰色のいずれかを用いることとする。

イ 交通安全柵は、ガードパイプ若しくはガードロープを基本とし、色彩はこげ茶色、灰白色、亜鉛メッキ仕上げのいずれかとすること。ただし、交通安全上やむを得ない箇所についてはガードレールも認める。この場合も色彩は、上記のとおりとする。

③修景緑化

以下の要件に適合しないものは認めない。

法面の緑化には原則として当該地の環境に適した現地産と同種の植物を用いるか、周囲に自生する植物の自然侵入を促進させるための法面安定処理を行うこととする。

④残土処理

以下の要件に適合しないものは認めない。

残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、当該国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあってはこの限りではない。

(3) 電柱、鉄塔、アンテナ等

①基本方針

ア 電力、電話線路の新築に当たって、第1種特別地域については地下埋設とする。

上記の区域以外であっても公園利用者の集中する重要な地域については、可能な限り地下埋設とする。

イ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げ

にならないものとするため、原則として主要道路及び主要な公園利用地点からの展望方向における新設は避けること。建替えに当たっては、可能な限り地下埋設または主たる展望方向でない側に移設すること

ウ 電力、電話線は可能な箇所は共架とする。

エ 広告物は必要最小限の規模とし、風致上支障のないよう留意すること。

オ 鉄塔等通信施設の乱立を避けるため、可能な限り、新設の際は共同設置し、立て替えの際は集約すること。

②規模、構造及び色彩

ア 高さ、本数は必要最小限とする。

イ 電力、電話柱等の色彩については、木柱及びコンクリート柱は素材の色若しくはこげ茶色、鉄柱等はこげ茶色若しくは灰白色のいずれかとする。

（４）自動販売機

①基本方針

自動販売機の、道路脇への単独設置は認めない。

②設置場所、構造及び色彩等

ア 建築物に自動販売機を併設する場合は、設置箇所を軒下とし、建築物の壁面と同一面に納まるよう設置する。

イ 壁面と同一面に設置が不可能な場合は、木材等の化粧板で覆うほか、建築物壁面の色彩と同一系のものを用いる。

ウ 空き缶等の回収が適正に行われること。

２ 木竹の伐採

①基本方針

ア 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国立公園内の国有林施業に関する協議内容の了解事項）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。

イ 草原景観の風致の維持を図るための木竹の伐

採については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

②留意事項

利用地にある枯損木等利用者の安全の確保が危惧されるもの及び展望の確保上支障のあるものの等の木竹の伐採については、利用の安全確保上必要最小限度の伐採範囲にとどめる。

３ 鉱物の掘採及び土石の採取

主たる山稜線の分断を避ける等風致上支障のない採取区域とし、跡地については適切な緑化が図られるよう、法面の切り方等を適宜指導するものとする。緑化にあたっては、当該地区に生育する植物と同種の国内産自生種によることとする。

４ 広告物等

（１）指導標、案内板等

①基本方針

風致景観への支障がないように考慮するとともに、重複するものは整理統合し、破損又は老朽化したものは撤去する。

なお、案内標識等のデザインは「自然公園等施設技術指針（平成27年8月改訂）第3部第7章 公共標識（サイン類）」を参考とすること。

②規模等

標識類の規模は過大にならないようにし、材料は出来る限り木材、石材等の自然の素材を利用する。

③色彩

自然の素材の色又は茶系、灰色系、ベージュ系を基調とし、極力周囲の環境と調和したものとする。ただし、地図、写真等の表示を行う場合は、この限りではない。

④留意事項

同一地区内における標識看板類については、デザイン及び色彩を統一させる。

（２）営業用広告物

①基本方針

営業地以外における広告及び看板（野立広告、電柱、鉄塔、アンテナ等掲示広告物等）は認めない（誘導標識類を除く）。

②規模、色彩、留意事項

４ 広告物等（１）指導標、案内板等の②、③及び④によること。

５ 水面の埋立て

道路、漁港、港湾等の公共事業の整備のための埋立に限り認めるが、自然海岸を避ける等、風致に及ぼす影響を極力小さくする。

６ 植物の採取等・動物の捕獲等

①基本方針

ア 学術研究を目的とした採取、又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るため、生育状況に応じて必要最小限とすること。また、採取・捕獲等したものについては、標本保管、展示等の有効利用を検討する。

イ 草原景観の風致の維持を図るための植物の採取等については、公益上必要な行為として取り扱うものとする。

②留意事項

行為を行う際は、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮を行うこと。

２．公園事業取扱方針(略)

第２節 天然記念物の現状変更に係る諸法令

（１）文化財保護法第 125 条第一項

（２）特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等に許可申請等に関する規則

第 4 条

（３）文化財保護法施行令第 5 条

（４）文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成一二年四月二八日 文部大臣裁定）

（１）文化財保護法第 125 条第一項

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

（２）特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物の現状変更等に許可申請等に関する規則

第 4 条

法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(3)文化財保護法施行令第5条第4項第1号（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。））が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過

していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）

又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認

定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

（４）文化財保護法施行令第５条第４項第１号イからルまで並びに第６条第２項第１号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（平成１２年４月２８日文部大臣裁定、平成３１年３月２９日最終改正）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４条の９第１項及び第３項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和５０年政令第２６７号。以下「令」という。）第５条第４項第１号イからルまで並びに令第６条第２項第１号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号。以下「法」という。）第５３条の８第１項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第１８３条の３第５項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（１）現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

（２）次の場合には当該現状変更等を許可することができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」

に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与える恐れがある場合

(3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。

なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等の際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請する

こと。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更でないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合

③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。)

(4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

(1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(1) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(5) 道路についての「土地の形状変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項のただし書きの維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

(1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。

(3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最

小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

- (3) 木竹の伐採が、法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

8 令第 5 条第 4 項第 1 号チ関係

- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。

(2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

9 令第 5 条第 4 項第 1 号リ関係

- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(4) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。

(6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織

の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

(8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

10 令第 5 条第 4 項第 1 号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 10 条の規定により登録を受けた博物館、同法第 29 条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。

11 令第 5 条第 4 項第 1 号ル関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

12 令第 6 条第 2 項第 1 条イ及びロ関係

令第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等については、1 から 11 までの基準を準用する。

III その他

この裁定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

第3節 天然記念物の現状変更に係る申請書式

(1) 現状変更許可申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

住 所

申請者

氏 名 (又は名称)

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地の現状変更(申請内容を簡潔に記載すること)
許可申請書

文化財保護法第125条第1項の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 蕪島ウミネコ繁殖地
- 2 指定年月日
大正11年3月8日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
青森県八戸市大字鮫町 地内
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
(所有者が複数いる場合は、当該現状変更の対象となる所有者を確認できるように記載すること。)
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
(民法に基づく所有者とは別の占有者がある場合のみ記入)
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
八戸市 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
(該当しないため記入不要)
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
(上の申請者と同内容を記入)
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
(具体的に記載すること。)
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
(別紙等を活用し、可能な限り詳細に記載すること。)
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
(具体的に記載すること。)
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
現状変更が許可された日～ 年 月 日
(終了時期については、余裕をもって記載すること。)
- 13 現状変更等に係る地域の地番
(無番地の場合は、隣接する地番の地先とすること。)
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 その他参考となるべき事項
(自然公園法、鳥獣保護管理法、建築基準法、都市計画法、広告物条例、道路占用などその他の申請があれば記入。また(4)の書類として写しを添付すること。)

添付書類

- ☐ (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- ☐ (2) 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- ☐ (3) 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- ☐ (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- ☐ (5) 許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書
- ☐ (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

(2)現状変更終了報告

年 月 日

文化庁長官 殿

住 所

申請者

氏 名

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地 現状変更（許可書と同じ件名記入）の
終了報告について

年 月 日付け八戸市教育委員会指令第 号（許可が国の場合は、 受庁財
第号等）をもって、文化財保護法第125条第1項の規定により許可を受けた（許可書と
同じ件名記入）が、 年 月 日に終了しましたので、特別史跡名勝天然記念物又は史
跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により、完了写真を
添えて報告します。

[添付書類]

(位置図、変更前後の写真等)

(3) 史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書
(別記様式第 17 号)

史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る届出書

年 月 日

文化庁長官 殿

住 所

届出者

氏名又は名称

年 月 日付け 第 号で認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 129 条の 4 (同法第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画
- 2 現状変更等の内容
- 3 現状変更等の着手及び終了年月日
着手 年 月 日
終了 年 月 日
- 4 その他参考となるべき事項

(備考)

- 1 届出者が法人である場合については、「氏名又は名称」に「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第4節 令和5年度「(天) 蕪島ウミネコ繁殖地天然記念物緊急調査事業」調査データ

八戸市は、天然記念物「蕪島ウミネコ繁殖地」におけるウミネコの生態及び植生の詳細調査・記録を実施し、将来にわたるウミネコの適切な繁殖環境の保全を図るため、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受け、八戸工業大学への業務委託により令和4～5（2022～2023）年度に島内の大規模な植生及びウミネコの繁殖調査を実施した。

このうち、令和5（2023）年度は島内に21の調査区を設け、一部に草刈りを実施することで、植生とウミネコの繁殖との関係性について調査を行った。

調査報告書は八戸市ホームページに「**蕪島ウミネコ繁殖地環境調査の結果について**」（URL：<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shakaikyoikuka/bunka/2/19550.html>）

と題して掲載している。

本項目では報告書で詳細が省略されている各調査区の詳細データを掲載し、調査実施時点での蕪島の態様を示す。

調査は令和5（2023）年4月30日から6月24日の間実施し、30日齢が経過した幼鳥を巣立ち済として判定している。

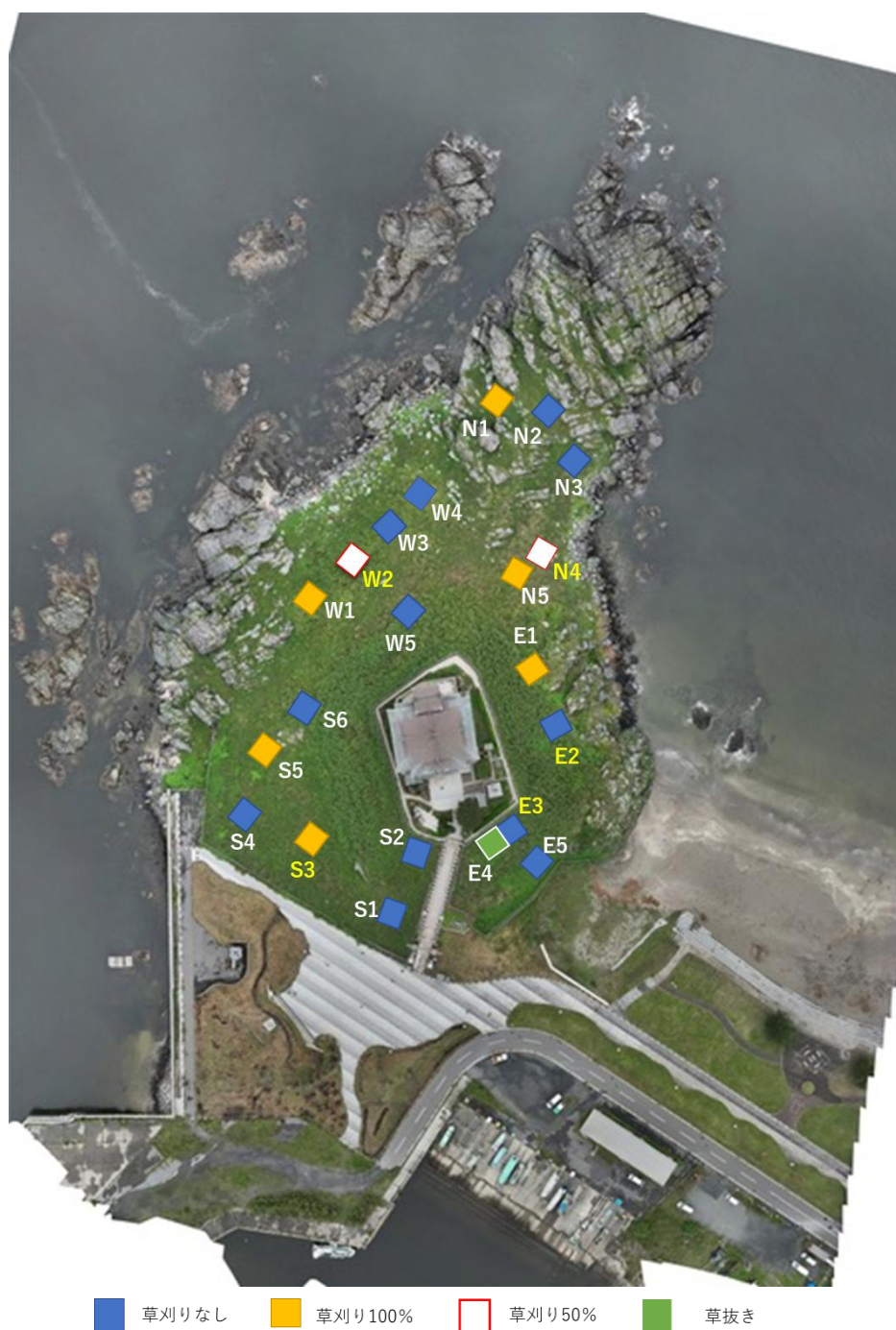


図1 調査区の設置位置

表 1. 調査区の基本データ

大区分	小区分	経度	緯度	海拔
S	S1	141.5575	40.5382	20.06544
S	S2	141.5576	40.53833	28.04886
S	S3	141.5573	40.53827	20.36164
S	S4	141.557	40.5384	15.41929
S	S5	141.5572	40.53862	16.26125
S	S6	141.5572	40.53868	19.32384
W	W1	141.5573	40.53892	15.39062
W	W2	141.5574	40.53902	14.99045
W	W3	141.5575	40.53911	11.49135
W	W4	141.5576	40.53921	13.39103
W	W5	141.5576	40.53893	14.7762
N	N1	141.5578	40.53941	14.44157
N	N2	141.558	40.53943	16.34458
N	N3	141.558	40.53926	11.08258
N	N4	141.558	40.53906	10.56868
N	N5	141.5579	40.53903	11.78249
E	E1	141.558	40.53877	14.48361
E	E2	141.558	40.53856	16.19154
E	E3	141.5578	40.5384	18.66857
E	E4	141.5578	40.53836	19.85989
E	E5	141.5579	40.53828	9.992151

表 2. 調査区内の植生タイプとアブラナの生育状況

大区分	小区分	植生 タイプ	草刈実施割合	裸地率	開始時アブラナ平均草丈	アブラナ平均草丈最大値	最大草丈記録日
S	S1	D	0	30	61.6	101.4	5 月 30 日
S	S2	C	0	40	54.9	73.4	5 月 30 日
S	S3	D	100	30	40	40	4 月 30 日
S	S4	D	0	15	76.1	128.2	5 月 30 日
S	S5	D	100	20	40	40	4 月 30 日
S	S6	B	0	55	39.3	67.3	5 月 20 日
W	W1	D	100	40	40	40	4 月 30 日
W	W2	D	50	40	40	40	4 月 30 日
W	W3	D	0	40	50.2	95.8	6 月 19 日
W	W4	D	100	35	43.7	80	6 月 19 日
W	W5	D	0	20	43.7	80	6 月 19 日
N	N1	D	100	20	40	40	4 月 30 日
N	N2	D	0	40	42.3	51.2	5 月 30 日
N	N3	D	0	30	41.9	76.1	6 月 19 日
N	N4	D	50	45	40	40	4 月 30 日
N	N5	D	100	30	40	40	4 月 30 日
E	E1	D	100	10	30.64	51.35	5 月 10 日
E	E2	F	0	0	37.6	120	6 月 19 日
E	E3	Ea	0	0	116.6	133.9	5 月 30 日
E	E4	D	100	20	30.9	79.3	6 月 9 日
E	E5	Eb	50	10	40	40	4 月 30 日

植生タイプの凡例（調査区内のみ）

B：カモガヤ-オオイチゴツナギ群落（カモガヤが優占する中、小型のイネ科植物も見られる植生）

C：オオイタドリ - カモガヤ群落（被度が低いカモガヤ群落で、6 月以降オオイタドリが優占する植生）

D：カモガヤ群落（カモガヤが優占する、島中でもっとも典型的な植生）

Ea：アブラナ群落（アブラナが高密度で生育し、他の植物種が少ない植生）

Eb：アレチウリ - アブラナ群落（アブラナが高密度で生育し、夏から秋にかけてはアレチウリが高い被度で生育する植生）

F：イヌホオズキ-カモジグサ群落（沿岸付近の岩場であり、岩間にヨモギやハマギクが生育する植生）

（令和 4 年度天然記念物 蕪島 ウミネコ 繁殖地 環境調査報告書より）URL：
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shakaikyoikuka/bunka/2/19550.html>

表3 ウミネコの繁殖に関するデータ

大 区 分	小 区 分	初孵化日	最大巣数	最大卵数	最大雛数	巣立数	孵化率	孵化からの巣立率	卵からの巣立率
S	S1	5月15日	15	38	13	12	34.2	92.3	31.6
S	S2	5月15日	26	63	24	17	38.1	70.8	27
S	S3	5月15日	18	38	23	15	60.5	65.2	39.5
S	S4	5月15日	16	32	12	6	37.5	50	18.8
S	S5	5月15日	14	29	25	25	86.2	100	86.2
S	S6	5月15日	20	65	27	17	41.5	63	26.2
W	W1	5月20日	21	51	29	17	56.9	58.6	33.3
W	W2	5月15日	25	56	30	24	53.6	80	42.9
W	W3	5月15日	19	43	28	25	65.1	89.3	58.1
W	W4	5月15日	22	56	28	23	50	82.1	41.1
W	W5	5月15日	20	37	25	9	67.6	36	24.3
N	N1	5月15日	23	58	28	24	48.3	85.7	41.4
N	N2	5月15日	18	42	24	24	57.1	100	57.1
N	N3	5月15日	18	40	24	22	60	91.7	55
N	N4	5月15日	13	21	16	16	76.2	100	76.2
N	N5	5月15日	15	26	12	6	46.2	50	23.1
E	E1	5月25日	9	16	4	4	25	100	25
E	E2	5月10日	1	2	0	0	0	0	0
E	E3	5月5日	4	7	0	0	0	0	0
E	E4	孵化なし	5	6	0	0	0	0	0
E	E5	孵化なし	2	2	0	0	0	0	0

表4 ウミネコの繁殖データ(大区分の合計値)

大区分	最大巣数	最大卵数	最大雛数	最大巣立雛数	孵化率	巣立ち率	巣立ち率
S	109	265	124	92	46.8	74.2	34.7
W	107	243	140	98	57.6	70	40.3
N	87	187	104	92	55.6	88.5	49.2
E	21	33	4	4	12.1	100	12.1

天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画書

発 行 日：令和 8 年〇月

発行・編集：八戸市教育委員会

〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

電 話：0178-43-2111

印刷・製本：



天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地は、令和4(2022)年3月8日に
天然記念物指定100周年の節目の年を迎えました。

上記のロゴマークは、八戸工業大学と当時の学生へ
デザインを依頼し、その中から公募により選ばれたものです。